

多賀城市文化財調査報告書第一一三集

# 天童家文書 I

宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会

多賀城市教育委員会



## 序 文

江戸時代、宮城郡八幡村の領主であつた天童氏は、元を正せば出羽国天童城の城主でした。天正一二年、最上氏との戦いに敗れた天童氏は陸奥国に移り住み、やがて伊達政宗の家臣となります。仙台藩において一門、一家に次ぐ準一家の家格に列せられ、一三四〇石余の知行地を与えられた天童氏は八幡に在所を拝領し、家臣団とともに江戸時代を通じてこの地で暮らしました。

このような天童氏の歴史は本市の近世史を語る上で大きな存在であり、同家に残る文書は、本市の近世から近代に至る歴史を知る上で貴重な資料であります。このようなことから、平成二〇年に寄贈を受けた文書を市指定文化財に指定し、長く保存していくこととしております。

天童家文書については、多賀城市史にその一部を掲載しておりますが、これまでその全容を把握していなかつたことから、今般改めて調査報告書として刊行することとし、市指定文化財の九十九点に加え、新たに寄贈いただいた中の七点、併せて一〇六点について報告する運びとなりました。今後、順次調査成果を報告し、文書の全体像を紹介する予定でおります。

本書が、天童氏に関する基礎資料として近世の多賀城、ひいては仙台藩における準一家天童氏の役割解明の一助となれば、望外の悦びであります。

最後になりましたが、本書の作成にあたり多大なる御協力をいただきました本市文化財保護委員会委員で宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏はじめ関係各位に対し、深甚より感謝申し上げます。

平成二五年三月

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾



# 目

## 次

### 序文 例言

「天童家文書」を読み解く

1	知行関係	1
2	支配関係	7
3	勤役関係	71
4	文化関係	81
5	納税・公金関係など	125
6	中世文書	147
7	契約関係	153
	•	163

## 例 言

の箇所には（カ）を記した。

改頁は「」で区切りを示した。

法量は翻刻文のあと、縦・横の順に括弧書きで記した。

本報告書は、平成24年度「文化厅 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」で作成したものである。  
本報告書は、多賀城市教育委員会が寄贈を受けた天童家文書（天童勲氏旧蔵）のうち、市指定文化財分99点と、東日本大震災で浸水した天童家のなから発見された文書のうち、市指定文書を補完するもの3点、中世文書4点、計106点を取り上げ、掲載した。

本報告書には、すでに『多賀城市史第5巻』に掲載しているものが含まれており、本書との翻刻文に相違がみられるものについては、本書を優先する。

一本報告書には、以下の順番で文書を収録した。

- (1) 知行関係（史料1～31）
- (2) 支配関係（史料32～36）
- (3) 勤務（史料37～70）
- (4) 文化関係（史料71～77）
- (5) 納税・公金関係など（史料78～81）
- (6) 中世文書（史料82～85）
- (7) 契約関係（史料86～106）

(1)～(6)の文書にはすべて写真図版及び翻刻文を、(7)については、表紙の写真図版及び翻刻文を掲載した。さらに(1)～(4)及び(6)については、翻刻文の後に、文書の解説を記した。  
各文書には、本報告書の通し番号を付し、文書の表題の下にカッコ書きで管理番号を掲載した。

翻刻文は、固有名詞については文書の表記の通りとし、それ以外は可能な限り常用漢字を用いた。  
改行は文書と同様にし、判読できない文字は字数に応じて□で、字数が不明なものは□で、欠損した部分については「欠」で表記した。さらに文意が通じないものには、その右側に（マ）を一疑問

各文書の解説文については、史料1～71については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏、史料72～73・75・86・91については、東北福祉大学教授岡田清一氏、史料85については、仙台市博物館仙台市史編さん室長菅野正道氏、史料92～105については、多賀城市教育委員会文化財課瀧川ちかこ、鈴木孝行、菊地千夏、半澤経明があつた。史料74については、「仙台市史資料編12伊達宗文書3」四七八頁「桑折隱居宛消息」を引用した。

各文書の解説文については、史料1～71については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏、史料82～84については、東北福祉大学教授岡田清一氏、史料85については、仙台市史編さん室長菅野正道氏に執筆いただき、史料76～77については、文化財課瀧川ちかこ、鈴木孝行が執筆した。

卷頭の「天童家文書を読み解く」はJ・F・モリス氏に執筆いただいた。

一本報告書の作成にあたっては、左記の方々の御協力をいただいた。

東北大学院文学研究科教授原敏範、青木團輔、安達竹雄、荒川淑子、簗田和代、小林廣、佐々木秀一、高橋豊一、千葉よし子、星栄之進、星正明、伊藤敏夫、大山邦夫、竹之内秋子、三浦ひろ子、宮田尚夫、鈴木正子  
(敬称略)

文書の整理等には、瀧川ちかこ、鈴木孝行、高橋守克、菊地千夏、半澤経明が從事した。  
一本報告書の編集は、文化財課瀧川ちかこ、鈴木孝行が担当した。

## 「天童家文書」を読み解く

ここには、多賀城市指定文化財「天童家文書」の写真と解説文を収録する。(現)多賀城市城の中心だった八幡村の領主だった天童家の文書は、この地域の近世史を伝える貴重な史料群であるのみならず、戦国期末からの貴重な史料の写しなども含めて、学術的に価値のあるものである。

収録にあたり、文書を知行、支配、勤役、文化、契約講、納税、公金関係、および中世文書に種類分けした。この文書の大部分は、所蔵者の天童家から多賀城市に寄贈された市文化財の指定を受けたものであるが、知行関係の一部および中世文書は、二〇一一年三月の東日本大震災の津波に水没した天童家の中から見つけ出された文書の中から発見された。

### 天童家の八幡村拝領をめぐる二つの説について

大津波の襲来によって、それまで所蔵者ご自身にもその存在がわからなかつた貴重な文書が世に知られることになったが、そもそも天童家が八幡村にいつから所領(知行地)をもつようになつたのか、これまで十分に解明されたとはいえない。

その名前が示す通り、天童家は、もともと(現)山形県天童市城を所領とした。その出自は、足利家の分流として奥州管領に就任した斯波家(のち大崎家)のさらなる分流として出羽探題となつた最上家の分家であった。天正一二(一五八四)年、天童甲斐守頼澄の代に、対立していた最上義光に天童城を急襲された。頼澄など生き残つた者は、関山峠を越え、宮城郡の国人領主國分盛氏を頼つた。のちに頼澄が伊達政宗に召しだされ、一〇〇貫文の所領および

準一家の家格を与えられ、伊達家の家臣となつた。頼澄が政宗の臣となつた年代を直接伝える史料はないが、『多賀城市史』(註1)では、頼澄召し出しの時期の下限を天正一八(一五九〇)年と推定している。

伊達家の家臣となつた以後の天童家の領地高(知行高)の変遷について、家譜類および知行宛状などによつて詳細にわかるが、その所領の所在が具体的にわかるようになるのは、寛永二二(一六四四)年(本篇史料1)以降からである。知行地とは別に、召し出し当時の天童家の在郷屋敷については、天明三(一七八三)年に成立した『伊達世臣家譜』に記述がある(註2)。『伊達世臣家譜』に納められている系譜は、仙台藩が家臣統制の基本資料として藩備に編ませたものであり厳密に言えば天童家自身による史料ではないが、天童家が提出した史料を下に作成されたものである以上は、細部はともかく大筋においては信用に足りるはずである。『伊達世臣家譜』の記述によれば、政宗の家臣となつた頼澄は、「宮城郡利府」に住み、天童家が宮城郡八幡村にはじめて移り住んだのは、四代あとの大肥後定義の代であつたとする。定義は、寛永一六(一六三九)年から貞享二(一六八五)年まで当主の座についていたので、『伊達世臣家譜』が伝える天童家の八幡村移住について間違いないとすれば、その間の時期に行われたということになる。この記述をもとに、『多賀城市史』では、天童家の八幡村拝領の時期を定義の代とする。

しかし、八幡村および村内の寺社による史料では、天童家の八幡村拝領を頼澄の代の慶長年中とする。安永三(一七七四)年九月に藩命により村方および村内の寺社によつて作成提出された總称「安永風土記」の宮城郡八幡村の諸書上では、慶長年間(一五九六~一六一四年)に頼澄が八幡村を拝領してに天童ゆかりの寺社を建

立したとする記述が複数みられる（註3）。八幡村の書上では、天童家の拝領地（後述）のうちにあつた内八幡社について、（天童家当時の当主）「久藏様御先祖慶長年中御勅進」同じ天童神社については、「慶長年中当村御在所御拝領之節（羽州天童から）御遷宮」と申し伝えるとある（四五六頁）。天童家の家中寺（かちゅうでら）であつた光徳院の開山について、「天童久藏先祖同姓甲斐守頼澄慶長年中建立」とする（四六三頁）。天童家の入部以前から八幡の地にあつた宝国寺の場合も、「天童久藏祖先同姓甲斐守頼澄慶長年中再興」としたとあり、その後の肥後定義代に天童家の菩提寺になつたと記している（四六七頁）。宝国寺の場合、記述内容について「申し伝え」という表現を使つていないこと、それと併せて天童家入部以来に寺の記録が消失したという記述もないことを考えると（註4）、この時点では宝国寺に確かな記録が残つていたことを示す記述内容となつてゐる。甲斐守頼澄は慶長一六（一六一）年六月に病死したので、村方の史料によれば、天童家の八幡村拝領は、慶長一（一五九六）年以後、同一六年以前の間ということになる。

安永三年段階に村方に残されていたこれだけの記録と伝承が一致して天童家の八幡村拝領と整備を慶長年中・甲斐守頼澄代と伝えていることと、前述の『伊達世臣家譜』の記述との間に大きな隔たりがあるようみると、この二つの説を矛盾し合うものとして捉える必要はない。なぜなら、仙台藩家臣の在郷屋敷が必ず知行地と同じ村におかれたとは限らなかつたので、『伊達世臣家譜』と村方史料が伝えているのは、本来別々の事柄であることに注意しなければならない。『伊達世臣家譜』が伝えるように頼澄代から定義代まで天童家が「利府」に在郷屋敷をもつたとすれば、そのことは八幡村の慶長年間拝領という事実とは何ら矛盾しない。この時期に

ついて確かな史料は現存しないが、このような状況が生まれる背景として、例えば、次のようなシナリオが考えられる。天童家が天正一二年から國分氏を頼つて、山形から隨身してきた譜代の臣と一緒に住む屋敷が必要だつたはずで、縁を頼つて當時留守家の所領だった利府領内に屋敷を買得した可能性が考えられる（註5）。あるいは、別のシナリオとして、頼澄が政宗に仕えてから八幡村を拝領するまでの間、最低でも六年、最大で約二〇年間の空白があつたはずであるので、八幡村拝領前に天童家の召抱当時の所領が「利府」にあり、それをきっかけに利府で在郷屋敷を取得したとも考えられる。利府の屋敷が藩からの拝領屋敷ではなく天童家が私的に取り立てるものまたは買得したものならば、仮にもそこにもとあつた知行地が八幡村に所替えとなつたとしても、私有地である屋敷は残ることになり、天童家がこの屋敷を手放して八幡村に在郷屋敷の機能を移したのが定義の代であつた、という道筋も考えられる。どちらのシナリオがより蓋然性が高いかは、たしかな史料を欠ける現在で邪推を無理にめぐらしても意味はなく、重要な点は、（一）在郷屋敷と知行地の所在が一致しないことは珍しくなかつたこと、（二）『伊達世臣家譜』と村方史料との違いを当時の状況に照らして充分に説明可能であることを確認できたということである。その上で、天童家の八幡村拝領の時期を慶長年間とする村方史料の説は充分に信頼性のあるものだと評価できると結論付ける（註6）。

なお、余談になるが、このように考えると、天童家は、慶長一六（一六一）年一〇月（新暦の二月）に東北沿岸を襲つた慶長の大津波の時にすでに八幡村を拝領しており八幡在所の原型があるていど成立していたことになる。この視点から再び八幡村関係の「安永風土記」を読み返すと、現在の国道四五号線の東側、つまり海寄

りの位置にあった般若寺・八幡神社の書上によるとその門前町がすべて流失したのに、八幡在所にすでにあつたはずの光徳院、宝国寺、不磷寺の各寺院の書上には、津波の被害を示す記述は見当たらない。このことは、八幡在所周辺では慶長の津波による大きな被害はなかつた當然性が高いことを示唆している。さらに、天童家の在郷屋敷と家中屋敷が八幡在所の高台にではなく低地にあることも、同様なことを示唆すると考えられる。

### 仙台藩の家格制度と知行制度

天童家は、仙台藩の準一家という上級門閥家臣の家格を有し、かつ、在所拝領知行高一三五〇石（一三五貫文）の知行地を持つ領主でもあつたことが、天童家文書を読む場合の事前知識として必要である。

鎌倉時代以来続く陸奥国の名家を継いだ伊達政宗は、豊臣秀吉の全国統一過程で独立領主として認められず所領を失つた南出羽・陸奥両国の戦国大名・領主の多くを自分の家臣として召し抱え、仙台藩の中で小幕藩制的とでも呼べる領国体制を作り上げた。

その制度の一つの表れが仙台藩の複雑な家格制度であった。上級門閥の班が八つあり、特に一門（一家）、一家（一七家）、準一家（二〇家）、一族（二三二家）の四つの班は、大名伊達家との擬制的なイエ関係を意味する名称となつていた。この擬制的なイエ関係が單なる名称ではなかつたことが天童家文書から明らかになる。

家格とは別の序列編成原理として知行制度があつた。仙台藩では、幕末まで上級家臣（馬上役以上、原理的には知行高一〇〇石以上）に地方知行を領地として宛行い、そこから家臣の責任で年貢諸役の徵収を行わせる制度を探つた。普通の知行では、拝領の対象となつ

たのが検地帳に登録された田畠（百姓の屋敷地は畠として扱われる）

だけで、それ以外の地目（例えば町場、港、山林、川、野原）は知行地から除外されたのである。しかし、仙台藩において一部の上級家臣には、城、要害、所、在所拝領と呼ばれる特別な拝領形態があり、天童家は、宮城郡八幡村の知行地で在所を拝領していたのである。城、要害、所と在所拝領の違いは、前者には町場が知行の一部として含まれ、その町場に対し拝領の給人が一定の警察・裁判権および徵税権を認められていたことである。しかし、四つの形態に共通して、在郷屋敷、家中・足軽・寺屋敷、および山林を知行の一部として拝領したのである。現在、天童家が拝領したはずの山林がどこにあつたかを伝える史料は伝わらない。また、八幡村には宿駅・町場はなかつたので所拝領などになる条件を欠いていたのである。

註1

「多賀城市史」、近現代、五七頁。

註2

「多賀城市史」、五九頁。

註3

「多賀城市史」、五九頁。

註4

「多賀城市史」、七〇頁。

註5

「多賀城市史」、七〇頁。

註6

「多賀城市史」、七〇頁。

註7

「多賀城市史」、七〇頁。



# 知行關係





### 解説

現存する天童家最古の知行宛行状である。大名と家臣との主従関係が結ばれたことの証となる基本文書で、武家にとって極めて重要な文書である。二代藩主忠宗の代に藩内総検地と土地制度の改革にともない、寛永二年（一六四五）年に家臣全員に一齊に発給された。天童家の知行地（領地）は二ヶ村にわかれて合計一二三貢六〇〇文であった。これ以降の仙台藩の貢高制は、一貫文一〇石に改められ、天童家の知行高は一二六〇石相当となった。知行地の詳細を示す目録は現存しない。本文最終行の止句は、「仍状如件」と四文字からなり、厚礼の形式となっている。主従関係の基本文書であるので知行宛状には大名自身の黒印が押されている。宛名の最後の「殿」の字が崩され、相手に対する大名の優位を表現している。

寛永廿一年八月十四日（黒印）

天童右近殿

（三五・三cm×五〇・〇cm）

江刺郡輕石村宮城郡

八幡村於右両村都合百貳拾

式貫六百文之所下行之訖

全可令領納者也仍狀如件

江刺郡輕石村宮城郡八幡村大代  
村於右三ヶ村都合百武拾人貫四百  
五拾六文之處下行之訖印目裏印全可  
令領納者也仍狀如件

寛文元年十一月十六日（黒印）

天童修理殿

江刺郡輕石村宮城郡八幡村大代  
村於右三ヶ村都合百武拾人貫四百  
五拾六文之處下行之訖印目裏印全可  
令領納者也仍狀如件



解説

伊達騒動の後に大名となつた幼少な亀千代（綱村）の地位を固めるために、家臣との主従関係を固めるために一斉に発給されたものである。ただし天童家の場合、宮城郡大代村で五八四文（五石八斗四升）の新田開発が終了し検地を受けていたので、その分が新たに加えられている。文書の形式は、二代忠宗の形式とまったく同じで、当時の大名亀千代（のちの綱村）個人の考え方がまだ文書形式に反映されていない。

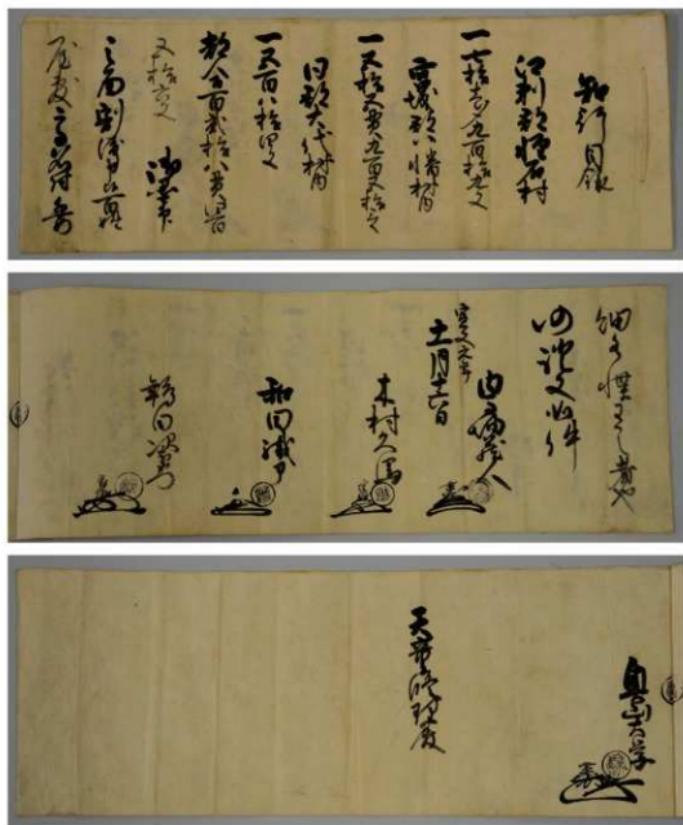
天童修理殿

（三六・五cm×四三・五cm）

3 知行目録 (No.00649)

知行目録

(一六・七cm×四六・八cm)



江都郡輕石村

一七拾老宅賈九百拾九文

同郡大代村内  
五百八十人拾四文

一五拾五貢九百五拾三文

都合百武拾八貫四百

五拾六文 御墨印

之面割渡申候百姓

屋敷高名付委

細水牒有之者也

仍証文如件  
寛文元年 内馬場藏人(印) 景信(花押)

十一月十六日 木村久馬(印)

和田織部(印) 重成(花押)

鴎田次右衛門(印) 房長(花押)

重康(花押)

奥山大学(印) 常辰(花押)

天童修理殿

(一六・七cm×四六・八cm)

史料2に付随する文書である。知行目録の役割は、宛行状（領知黒印状）に示された知行高の所在を具体的に示すことであり、大名の意思（知行地の宛行）を実行に移すために必要な行政文書である。したがって署名人は、大名ではなく、藩の財政と農村支配を預かる内馬場蔵人以下五名の出入司が名を連ねている。しかし、知行地の郡村名を示しただけでは村内における耕地片の実際の所在が特定できない。そのためには、知行目録に「水牒」の写しがさらに必要であった。「水牒」とは「御國帳すなわち検地帳のことである。百姓の屋敷・所持高およびその名前を一筆」と記した「水牒（帳）」の写しの発給をもって、はじめて、知行宛行状に記された貴高が実在する土地として宛がわれることになった。知行目録そのものではなく、「水牒」に知行地の詳細を別に記載するこの記載法は、寛永二年（一六四四）年段階では見られなかつた新しい形式である。

宮城郡八幡村大代村江刺郡輕石村合百  
武拾八貫四百五拾六文此度為加增輕石村六貫  
三百拾壹文都合百三拾四貫七百七拾三文之所  
下行之訖別紙在全可令領納者也仍狀如件

寛文三卯年十二月廿五日(黒印)

天童修理殿

(三五・二cm×四九・三cm)



### 解説

江刺郡輕石村知行所で六貫三二一文(六三石一斗一升)の新田が開発されたことを受け、その分を天童家の知行地に繰り入れるために発給された宛行状である。文書の形式は、史料1・2の黒印状と全く同じである。なお、この黒印状では、知行地の合計高を「三四貫七七文」としているが、これが計算の間違いで、知行目録に記載されている合計高「三四貫七六七文」が正しい。知行目録に記載された実際の合計が次の宛行状に引き継がれることになる。

5 知行目録 (No.00658)

知行目録

江刺郡輕石村之内

一五拾五貫九百五拾三文

宮城郡八幡村之内

一五拾五貫九百五拾三文

都合百三拾四貫七百

六拾七文 御墨

印之面割渡申候

寛文三年  
十二月廿五日

内馬場藏人 (印)  
景信 (花押)

和田織部 (印)

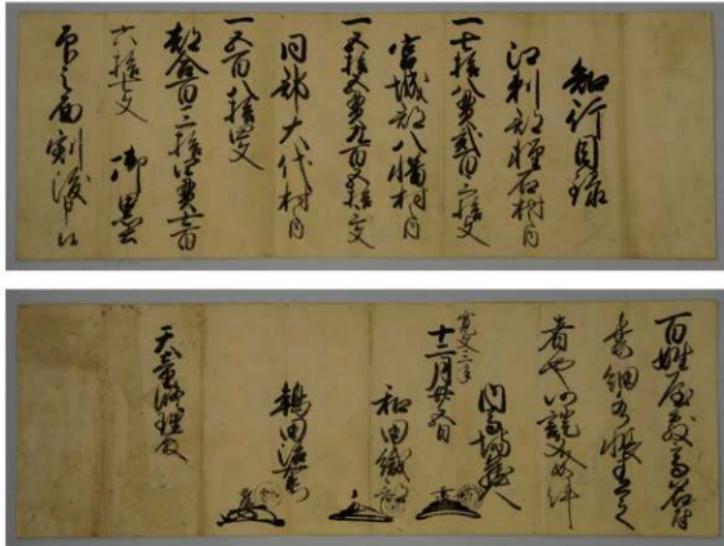
鴨田治右衛門 (印)  
房長 (花押)

重康 (花押)

天童修理殿

(一一一・三〇×四六・四〇)

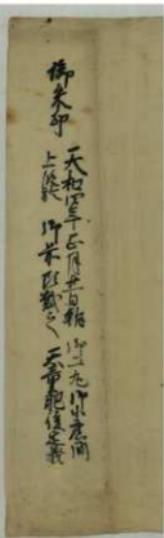
史料4に付隨する知行目録である。



# 伊達綱村領知朱印状封上書

(No.00533)

① 天和四年正月廿一日朝  
御二丸御小座間  
上段於 御前頂戴之  
天童肥後定義



青柳を 衣にまとふ  
清水かな

めくり  
ほころび後 やくに

たゞすも  
ほころひる

②



① (四二・二 cm × 三〇・五 cm)

② (三三・四 cm × 一八・四 cm)

## 解説

史料7の領知朱印状の封書である。封書から、朱印状が実際に大名の前で授与された日が、朱印状に書かれている日付より五ヶ月後になつてることがわかる。朱印状の日付は綱村が入封した日付で、実際の授与は、翌年の正月に行われたことが判る。史料7の領知朱印状の日付をみると、発給された日が欠けていることに気がつく。日付を欠くことがこれ以降の領地朱印状に継承される。

② ①の封書に同封されていたもの。

天童肥後殿

江刺郡輕石村井所々

都合百三拾四貫七百六拾

七文引取全可有領知者也

仍如件

天和三年八月日(朱印)

天童肥後殿

江利郡輕石村井所々  
都合百三拾四貫七百六拾  
七文引取全可有領知者也  
仍如件

## 解説

(三五・九cm×四九・八cm)  
(包紙)四七・二cm×三三・八cm

綱村が成人して一齊に発給された知行宛行状である。同一人物が生涯に二度も家臣に対し知行宛行状の一齊發給を行うのは、異例である。文書の形式は、綱村の政治理想を反映して、大きく改変されている。知行地所在の記載は省略化され、「高」の宛がいとしての性格が強まつており、領知朱印状と知行目録との役割分担が明確になっている。本文末の止句は、「仍如件」と簡略化されている。知行所在地記載の簡略化とあわせて、全体として家臣に対し薄礼化され、大名の優位性を表している。最も目を引くのは、「伊達氏代十九代綱村」という朱印である。江戸時代の武家社会で朱印を使用したのは、天下人の將軍だけでは、忠宗の知行宛行状のように、「黒印状」であるのが一般的である。文面も徳川將軍が発給する領地宛行状と全く同一のものに改められており、陸奥国で仙台藩を小幕府にしようとする綱村の政治理想を表象する内容に変わっている。対応する知行目録は現存しない。

天童肥後殿

天童肥後殿



綱村君御朱印

貞享二年被下之  
天童頼真頂戴之

(四一・七cm×三〇・二cm)



### 解説

史料9の領知朱印状の封書である。

天童久藏殿

江刺郡輕石村井所々都合百三拾  
四貫七百六拾七文印紙在全可有領知  
者也仍如件

貞享二年九月晦日（朱印）

天童久藏殿

江刺郡輕石村井所々都合百三拾  
四貫七百六拾七文印紙在全可有領知  
者也仍如件

### 解説

内容と形式は、天和三（一六八三）年のものと全く同一である。天童家の当主、肥後定義が貞享二（一六八五）年八月に没したのを受け、世嗣久藏・頼真が跡を継いで天童家の名跡を安堵されたことを示す文書である。綱村の代以降、このような形で家臣側の都合で主従関係を確認して領知朱印状を発給することがなくなる。天童家に残されたこれ以後の領知朱印状はすべて、藩主の交代によって一齊にだされたものとなり、「このことも家臣に対し大名が自分の地位の優位性をさらに高めたことを象徴的に示す。



（三五・七 cm × 五〇・〇 cm）  
(包紙) 四七・一 cm × 三三・七 cm

天童久藏殿

10

伊達吉村領知朱印状封上書  
(No.00535)

吉村君御朱印

天童賴真被下之

宝永元年六月十六日奥御対面所上段於  
御前名代成頼頂戴之

(四一・五cm×三〇・五cm)



解説

史料11の領知朱印状の封書である。

天童淡路殿

天童淡路殿

江刺郡輕石村之内井所々  
都合百三拾四貫七百六拾七文

都合百三拾四貫七百六拾七文  
別目総在全可有領知者也仍如件

宝永元年六月日 (朱印)

天童淡路殿

江刺郡輕石村之内井所々

都合百三拾四貫七百六拾七文

目原正  
別目金可有領知者也仍如件

解説

五代藩主の襲封にともない、家臣に対し一齊に発給された領知朱印状である。形式は、綱村代のものを継承している。

(三五・七cm×四九・六cm)  
(包紙：四七・〇×三三・七cm)

寶永元年六月日



天童淡路殿





天童彦三郎殿

宮城郡八幡村之内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文  
可有收納仍如件

延享元年六月日 (朱印)

天童彦三郎殿

官領郡へ惣持内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文  
丁有收納の件

延享元年六月日



### 解説

六代藩主宗村の代初めに家臣に一齊に出された領知朱印状である。形式は、基本的に綱村代のものを継承してはいるが、これまで止句に使われた「全く領知有る可き」の言葉が改められ、「領知」が「収納」に格下げされている。綱村・吉村の代に進められた大身家臣の知行地支配権整理の結果、知行地に町場を含まない家臣の朱印状から「領知」すなわち「支配する」という言葉が取り除かれ、より限定的な年貢徵收權を意味する「収納」に置き換えられた。天童家の八幡村拝領が町場(定期市の開催を認められ伝馬役を負担する区画)を含まない「在所拝領」であったことを示す。以後、領地朱印状は、この形式が幕末まで引き継がれる。

(三五・五 cm × 四七・一 cm)  
(包紙 47・5 cm × 三三・〇 cm)



天童彦三郎殿

天童彦三郎殿



天童彦三郎殿

天童彦三郎殿

遠藤村山

大條監物

盛

天童彦三郎殿

一  
森曾吉變  
森曾吉變一  
九百八拾二文  
九百八拾二文一  
九百八拾五文  
九百八拾五文一  
九百九拾六文  
九百九拾六文一  
九百九拾七文  
九百九拾七文一  
九百九拾八文  
九百九拾八文一  
九百九拾九文  
九百九拾九文一  
九百九拾十文  
九百九拾十文一  
九百九拾十一文  
九百九拾十一文一  
九百九拾十二文  
九百九拾十二文一  
九百九拾十三文  
九百九拾十三文一  
九百九拾十四文  
九百九拾十四文一  
九百九拾十五文  
九百九拾十五文(三四・一 cm × 一二八・八 cm)  
(包紙: 四一・〇 cm × 三三・〇 cm)解説  
史料13に付隨する知行目録である。

天童彦三郎殿

重村君御朱印

宝曆八年七月朔日頂戴之

天童頼根被下之



### 解説

史料16の領知朱印状の封書である。

天童備後殿

宮城郡八幡村之内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文

印鑑左

全可有收納仍如件

宝曆八年七月日 (朱印)

天童備後殿

宮城郡八幡村之内井所々都合

百三拾四貫七百六拾七文

印鑑左

全丁百枚の如件

寶曆八年七月日



天童備後殿

### 解説

七代藩主重村の襲封にともない、家臣に一齊に発給された領知朱印状である。形式は、史料13を引き継ぐものである(以下、同じ)。

(包紙　・四七・二 cm × 三二・八 cm)  
(三五・七 cm × 四七・八 cm)



## 天童備後殿

大條監物

知行御割目録

一五拾五貫九百六拾九文 宮城郡八幡村之内

一九百八拾三文 同郡田中野村之内

一百九拾五文 同郡中野村之内

七百三拾武文 同郡國分小泉村之内

七拾六貫四百三拾四文 江刺郡輕石村之内

一四百五拾四文 同郡栗生沢村之内

都合百三拾四貫七百六拾七文

右之通被下置旨依 仰如件

遠藤内匠

宝曆八年七月日 善信 (印) (花押)

中嶋伊勢

成康 (印) (花押)

大條監物

道頼 (印) (花押)

柴田藏人

成義 (印) (花押)

天童備後殿

妙高寺割目録  
知行御割目録  
大條監物(三四・三一匁×一三三・七匁)  
(包紙・四二・六匁×三〇・三匁)

## 解說

史料16の領地朱印状に付随する知行目録である。



天童內膳殿

宮城郡八幡村之内并所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文在日錦引紙全可  
有收納仍如件

寛政四年七月日（朱印）

天童內膳殿

富誠勤，清貧而好合

百二拾四貫七百六拾七文

首收納四庫

寃政四年七月



天皇內傳

解說

解説  
八代藩主齋村の襲封にともない、家臣に一斉に発給された領知朱印状である。

(包紙) 四七・八cm × 三二・五cm

## 天童内膳殿

平賀藏人

知行御割目録

五百拾五貫九百六拾九文  
同郡田中村之内九百八拾三文  
同郡中野村之内一百九拾五文  
同郡國分小泉村之内七百三拾武文  
江刺郡輕石村之内七拾六貫四百三拾四文  
同郡栗生津村之内四百五拾四文  
都合自三拾四貫七百六拾七文右之通被下置旨依  
仰如件古田舍人  
良知 (印) (花押)

寛政四年七月日

平賀藏人  
義雅 (印) (花押)遠藤対馬  
行信 (印) (花押)佐藤伊賀  
春信 (印) (花押)泉田大隅  
倫時 (印) (花押)柴田但馬  
成義 (印) (花押)

天童内膳殿

天童内膳殿

解説

(三三・六四×一六四・七四)  
(包紙・四一・四四×三〇・〇四)吉安七年七月日  
右用合人  
志

史料18の領知朱印状に付隨する知行目録である。

20 伊達齊宗領知朱印状 (No.00525)

天童右近介殿

天童右近介

宮城郡八幡村之内井所々  
都合百三拾四貫七百六拾七文  
別目総花全可有收納仍如件

文化九年十月日 (朱印)

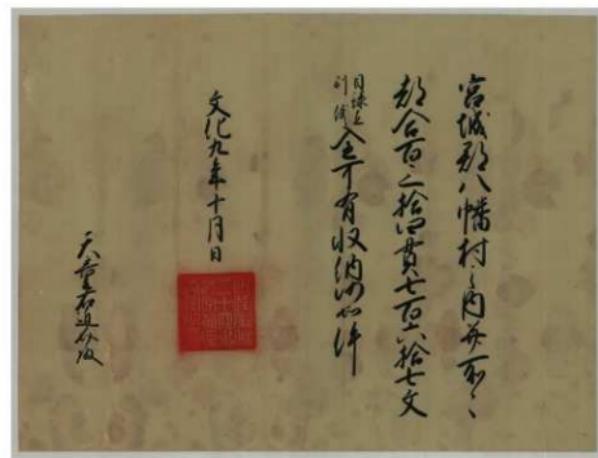
天童右近介殿

宮城郡八幡村之内井所々  
於合百三拾四貫七百六拾七文  
別目総花全可有收納仍如件

文化九年十月日

解説  
一〇代藩主齋宗の襲封にともない、家臣に一者に発給された領知朱印状である。  
寛政八年九月に襲封した幼少の大名第九代周村の代の領知朱印状および目録はな  
い。

(三五・八 cm × 四七・五 cm)  
(包紙：四七・〇 cm × 三二・〇 cm)



天童右近介殿

## 知行御割目録

一五拾五貫九百六拾九文

宮城郡八幡村之内

一九百八拾三文

同郡田中村之内

一百九拾五文

同城中野村之内

一七百三拾武文

同郡國分小泉村

一七拾六貫四百三拾四文

江刺郡輕石村之内

一四百五拾四文

都合百三拾四貫七百六拾七文

右之通被下置旨依

仰如件

文化九年十月日

後藤孫兵衛  
良康(印)(花押)

石田豊前

(印)(花押)

遠藤勘解由

昌信(印)(花押)

松前和泉

廣文(印)(花押)

片倉小十郎

(印)(花押)

村典

(印)(花押)

義景

(印)(花押)

天童右近介殿

邊益

文化九年十月日

邊益

(包紙・四〇・七cm×三〇・四cm)

史料20の領知朱印状に付隨する知行目録である。

大曾根本

## 知行御割目録

正松

大曾根本

石田豊前

石田豊前

片倉小十郎

片倉小十郎

遠藤勘解由

遠藤勘解由

中村典

中村典

松前和泉

松前和泉

昌信

昌信

正松

天童右近介殿

宮城郡八幡村之内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文引銀在紙在

全可有收納仍如件

文政三年六月日 (朱印)

天童右近介殿

宮城郡八幡村之内井所々都合

百三拾四貫七百六拾七文引銀在紙在

全可有收納仍如件

文政三年六月日

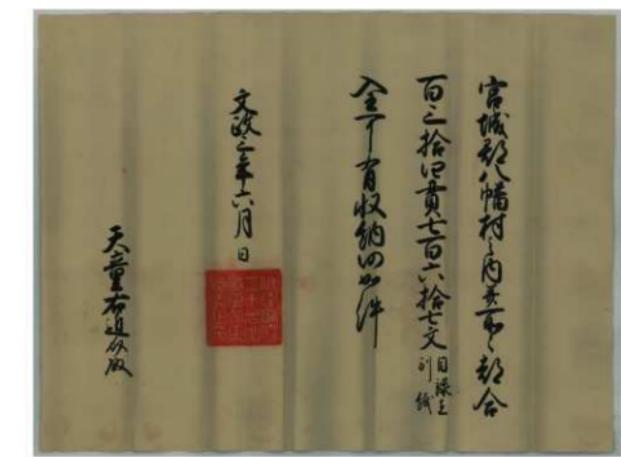


天童右近介殿

### 解説

一一代藩主齋義の襲封とともに一斉に発給された領知朱印状である。

(三五・七cm × 四七・五cm)  
(包紙・四六・二cm × 三一・七cm)



大亨石山集

知行御制目錄

一五拾五貫九百六拾九文

九百八十三

七百三拾弐文

七拾四貫六百四拾六文

四百五指四文

都合百三拾四貫七百六拾七文

右之通被下箇旨依  
仰如件

文政三年六月日

準直(印)(花押)

良康印譜

福原縫殿元長(印)(花押)

資氏（印）（花押）

廣文（印）（花押）

卷之三

(包紙) 四〇・九 cm × 三〇・〇 cm

天帝有道

一卷真言定當傳佈  
一九百餘文同於印中留  
一百九拾文同於中野留

和仰印制用  
一九八零年三月廿日  
高貴真書於上海

解  
說

史料22の「領地一貫七八石に付属する短知行地のうち「側倒地」になったもの」と思われる土地は、七石八斗八升ある。代替地であるうえ、同地を同割引で割り与えられる。室暦天明の大租解によつて領内に多量の荒地・側地が生じて家臣たちの年貢收入を圧迫しているのに、その代替地を割り与える余裕は薄にはなく、代替地を悉く却下してしまったようである。

文政二年一月日  
右通半魚角御作  
絶句一首  
一九百餘文同於切中眉  
而九倫文同於中野智  
一七而一海對文同於圓令智  
一七而一海對文同於圓令智  
一七而一海對文同於圓令智

天金直派  
松雲  
福原俊  
達翁  
漫翁  
石叟

(包紙)  
四〇九  
cm × 三〇〇  
cm

天童内記殿

宮城郡八幡村之内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文  
前此紙在  
全可有收納仍如件

文政十一年六月日（朱印）

天童内記殿

(三五・九 cm × 四七・三 cm)  
(包紙 46・7 cm × 32・3 cm)

寛政元年六月日  
百三拾四貫七百六拾七文  
前此紙在  
全可有收納仍如件

文政十一年六月日

天童内記殿

解説

一二代齋邦の襲封にともない一斉に発給された領知朱印状である。



## 天童内記殿

## 知行御割目録

一 五拾五貫九百六拾九文  
同郡郡人幡村之内

一 九百八拾三文  
同郡田中村之内

一 百九拾五文  
同郡國分小泉村

一 七拾四貫六百四拾六文  
江刺郡輕石村之内之内

一 四百五拾四文  
同郡栗生澤村

一 每貫七百八拾八文  
同郡角掛村之内

一 都合三百三拾四貫七百六拾七文  
右之通被下置旨依 仰如件

文政十一年六月日 芝多佐渡

遠藤大藏 常熙 (印) (花押)

福原縫殿 元生 (印) (花押)

資氏 (印) (花押)

高泉 村 (印) (花押)

景規 (印) (花押)

松前采女 广文 (印) (花押)

## 天童内記殿

(三三・七cm × 一五六・七cm)  
(包紙: 四一・五cm × 三〇・六cm)

金鑑年月  
天童内記殿



## 解説

史料24の領知朱印状に付随する知行目録である。



天童右近介殿  
天童右近介

宮城郡八幡村之内井所々都合  
百三拾四貫七百六拾七文前此紙在

全可有收納仍如件

天保十三年八月日（朱印）

天童右近介殿

宮城郡八幡村之内井所々都合

百三拾四貫七百六拾七文前此紙在

全可有收納仍如件

天保十一年八月日



天童右近介

### 解説

最後の藩主となつた一三代慶邦の襲封にともない、一齊に発給された領知朱印状である。

(三五・七cm×四七・三cm)  
(包紙：四九・〇cm×三二・八cm)



天童右近之介殿

石田豊前

## 知行御割目録

一五拾五貫九百六拾九文

宮城郡八幡村之内

一九百八拾三文

同郡田中村之内

一百九拾五文

同郡國分小泉村

一七百三拾武文

江刺郡輕石村之内(之西)

一七拾四貫六百四拾六文

同郡栗生澤村

一四百五拾四文

同郡角掛村之内

一毫貫七百八拾八文

都合百三拾四貫七百六拾七文

右之通被下置旨依  
仰如件

松前和泉

天保十三年八月日 石田 豊前 (印) (花押)

芝多對馬 寛直 (印) (花押)

常熙 (印) (花押)

遠藤大藏 (印) (花押)

元良 (印) (花押)

大條監物 道直 (印) (花押)

天童右近介殿



天保十三年八月日  
知行御割目録  
石田豊前

(包紙) (三四・二 cm × 一五三・二 cm)  
(三四・〇 cm × 九 cm × 三〇・九 cm)

## 解説

史料26に付隨する知行目録である。

28 知行目録封上書

(No.00536)

正徳戊辰八月廿八日津田又次郎殿

出番何も一同留守居之者共御呼出

被相渡菊地次兵衛罷出受取之

(三九・五cm×一九・一cm)

29 領知朱印状封上書

(No.00538)

内禁本添付

正徳戊辰八月廿八日津田又次郎殿  
出番何も一同留守居之者共御呼出  
被相渡菊地次兵衛罷出受取之

御朱印

外添御目六一通

三通

(三九・五cm×一九・一cm)

解説

領知朱印状および知行目録の封であるが、「御朱印添御目録」の記述内容が謎である。正徳二(一七二二)年八月一八日に、五代吉村の治世中に津田又二郎(民部武康)家譜によると正徳二年段階では職に就いていなかつたことになつてゐる『伊達世臣家譜』統編第一巻、五五(五六頁)が「留守居之者」(重臣の仙台屋敷家老のような役職の人たち)を呼び集めたところ、天童から菊地次兵衛が出で知行目録を受け取つたという意味である。しかし、正徳二年八月の日付の知行目録の現物もなく、また、この年に家臣に対し領知朱印状の一齊発給が行われた形跡もない。史料12室永元(一七〇四)年六月付の知行目録がこの年に實際に発給されたと考えられるのも不自然である。いずれにせよ、知行目録が家臣本人ではなくその留守居に手渡されたということは、知行目録の重要性の低下を示すものと解釈する。

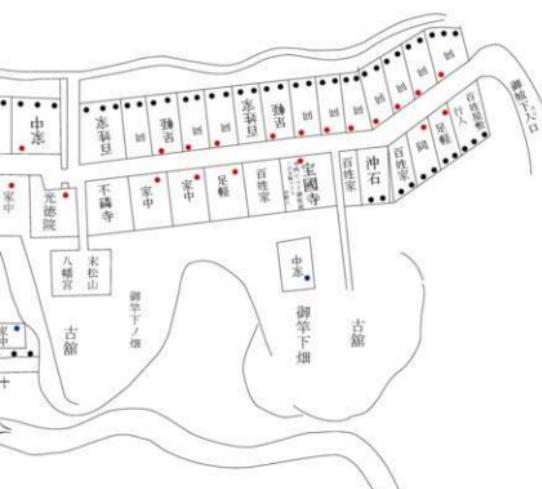


(No. 00546)

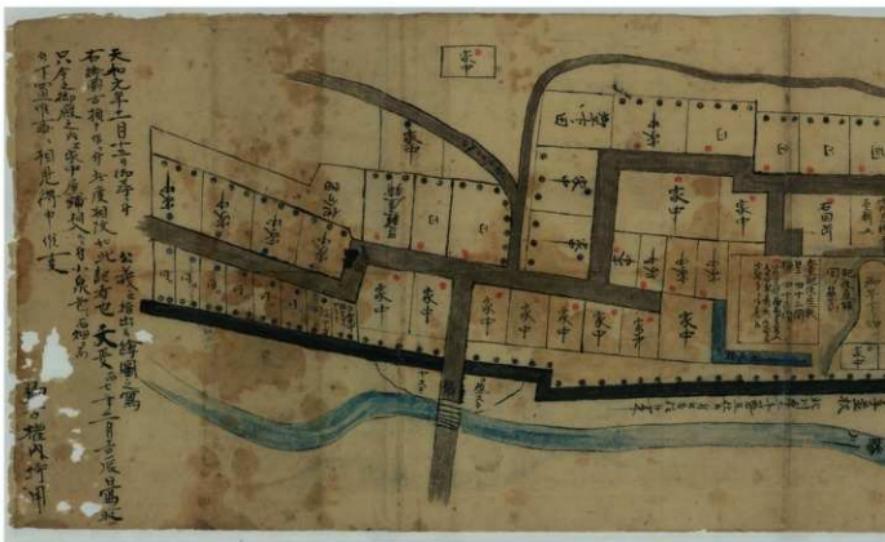


宮城郡八幡也天皇紀後屋舗毛利新築一新内  
家中庭舗毛利新築一新

宮城郡八幡邑天童肥後屋鋪老軒六拾二軒之内  
家中屋鋪三十六軒足輕屋鋪二十六軒



除屋敷有赤星四拾五軒御竿下八青星拾八軒除屋鋪不足付如是御座候事



天和元年十一月十五日御尋付公義指出候繪圖之写  
 右繪圖古損申候付此度相改如此記者也文政十七年一月吉辰日写取  
 只今之御殿之内家中屋鋪相入候付小泉色三番  
 旨下置候事相見得申候事  
 由下而上

郷古權内持用



## 解説

天和元（一六八一）年四月一日に幕府老中からの問い合わせに応えて、仙台藩では、重臣たちが抱えていた在郷屋敷の調査を行い、この図面の原画は、その調査の一環として作成され藩（公義）に提出された。天童家で持てを保存していたが痛みがひどくなつたため、文政七（一八二四）年に天童家で新たに複写を作つた。赤星（点）が付いている屋敷は「除屋敷」で知行高の内に含まれないもの、青星（点）が付いているものは、「御竿下」すなわち検地帳に載せられている高付の土地を屋敷に変えたものであることを示す。両方を合わせた数が天童家の家中（侍）および足軽の屋敷となり、家中屋敷三六軒、足軽屋敷二六件、合わせて六二軒の屋敷があつた。そのうち、除屋敷は四五軒（天童自家の屋敷を含む）、自分取り立て屋敷（青星）は一八軒あつた。屋敷の配置は、天童家の屋敷を中心にして左右に伸びている。図の左側に家中屋敷、右側には足軽と寺屋敷が集中している傾向があり、基本的には身分に応じた配列になつてゐる。二つの空間は、天童家の家中寺である光徳院前で土手（黒い線）と耕形によつて区切られており、身分的な差異が視覚的に示されていた。右側の足軽屋敷に交じつて星印のない百姓屋敷が七軒、そして寺屋敷（不磷寺）が一軒交じつており、右側においては、天童家と臣従関係にない者も住居を構えており、身分による区別が貫徹していなきことに注目されたい。

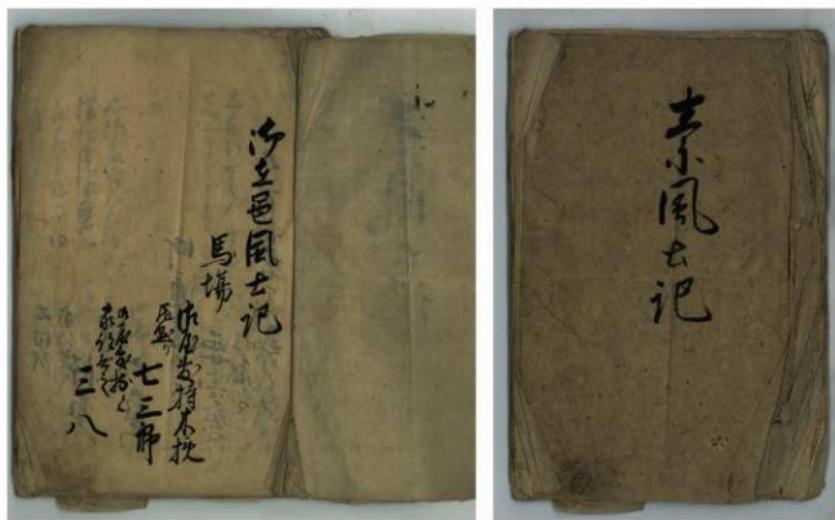
天童家の屋敷は、中世の八幡家の館があつた「古館」の丘陵には置かれておらず、館山から少し離れた平場に置かれている。天童家の屋敷こそ往来から外れているが、家中・足軽屋敷の配置は、基本的には往来に沿う形になつてゐる。江戸時代の地形が残ると考えられる明治の近代地図でこの道の形を確認すると、天童家の屋敷だけではなく、家臣団の屋敷も中世の館およびその仲下町があつたと推測される区画の中心から外れていることが見て取れる。近世の八幡在所の形は、中世の館下町から位置を少し外して、七ヶ浜方面に伸びる街道から塩釜に抜ける駅道として一七世紀初頭の慶長年間（一五九六～一六一四年）に新たに開発された武家駐屯地である形となつてゐると考えられる。

これらの古館を利用していないことは、この位置では慶長の大津波の被害が深刻でなかつたことを物語つてゐるであらう。また、往々に武家街が直接面していること、および武家街の中に百姓屋敷などが混在していることは、近世的な身分制が徹底する以前の早い時期にその原型が出来上がつてゐることを物語つてゐると考える。



八幡付近の地図  
（「塩竈」明治 24 年 第二師団參謀部測量・製版より）

(表紙)  
素風土記



御在邑風土記  
馬場

御里敷持木挽  
居懸<sup>1</sup>  
七三郎  
家源無之<sup>2</sup>  
三八



四百三

卷之三

源左律門

七  
七

卷之三

町通上云

要害屋敷

右八百性地大石宇門御知行之内

6

右家跡無之今野甚太夫江屋敷狭二付添地二

先年被下置候事

先端より居難

8 今野甚太夫  
富沢庄藏

右佐藤善右衛門家跡無之付明屋敷

大作多處亦經改易，即將發行。

自分替之願之上相濟候事

太保齋先生高行

卷之三

卷之三

江本先生

卷之三

卷之二

要言

卷之三

卷二

一  
寫

卷之三

卷之二

卷之三

10



御星敷待  
家跡無之用。星敷  
与三郎  
旧屋敷

伏谷藤太夫  
伏谷  
10  
五左衛門武

与抱目

右八御足輕榆野德兵衛旧屋敷同人家作共<sup>ニ</sup>被下居懸<sup>リ</sup>之屋敷八御用地被召上御百姓長右衛門志願之上金拾八切調達仕右屋敷拝領被成下候藤太夫父幾右衛門江八自分相封を以家作料等遣候哉其段不束之事

御村太郎兵衛

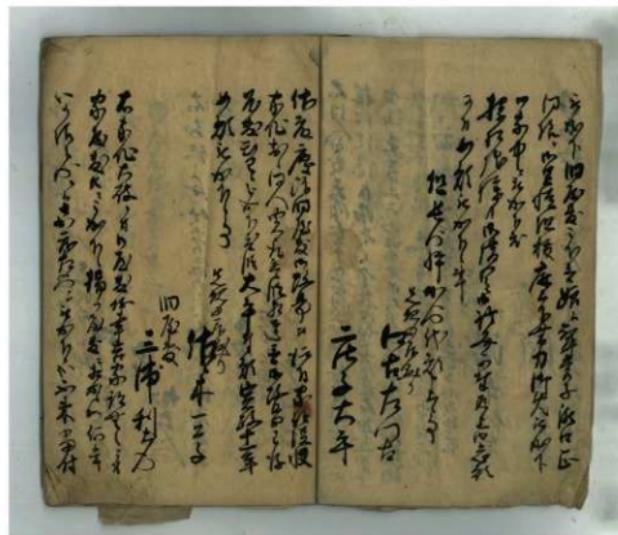
11 潟口丈右衛門  
先履よ右居敷

右同人屋敷天明五年御百姓太郎兵衛志願上金之由操松院様御始末<sup>ニ</sup>金拾四切上金仕右屋敷被下勿論夫馬等相務由申上候、尤同人屋敷之内御散田少高有之候由<sup>ニ</sup>先年夫馬等相勤候所中古より代納<sup>ニ</sup>至來候所右屋敷被下候付夫馬等相勤候答

12 潟口本仁右衛門  
家跡無之用

13 潟口覺左衛門  
家跡無之用

右家跡無之付御知行井外<sup>ニ</sup>御知行取合抱目<sup>ニ</sup>



被成下旧屋敷被下置娘江聟養子瀧口正  
同様=御足輕組抜麻上下帶刀御免被成下

御家中=被成下度

操松院様方御借金御証文可奉返上由志願

付如願被成下候事

但長右衛門伴加右衛門代願申上候事

先代より因襲  
日郷古左門太

庄子大平

佐藤慶治旧屋敷御改易被 仰付家跡没収  
家作前レ同人買取置候段相達置御改易已後  
屋敷替レ成下度段大平奉願寛政十一年  
如願被成下候事

先代より因襲

佐々木一学

日郷古左門太

四郎空

三浦利右衛門

日郷古左門太

右家作大破二付御屋敷持幸吉家跡無之二付  
家屋敷共二被成下候揚り屋敷二相成候处何年  
いか様之義二嘉茂左衛門江被成下候哉不東當時

拝領屋敷之由 = 首尾相成候事 = 相聞得候

先代より居候

中山新十郎

御前付  
加右衛門

右前記之通伏谷藤大夫父幾右衛門旧屋敷品、

前記之通

御前付  
御前付  
家跡無之  
作之丞

三浦利右衛門

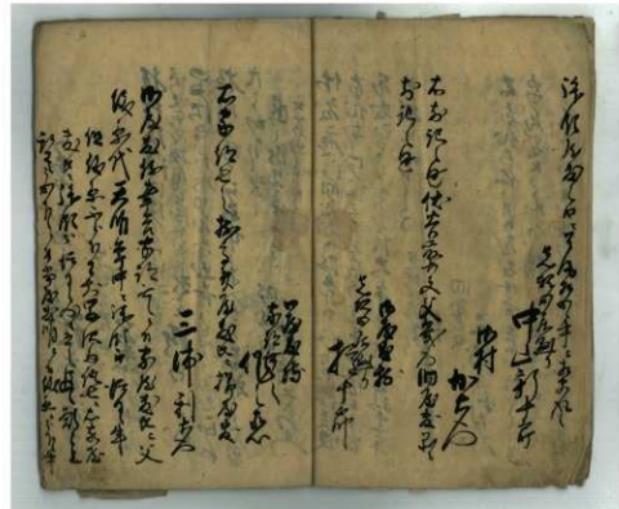
御前付  
御前付  
御前付  
御前付

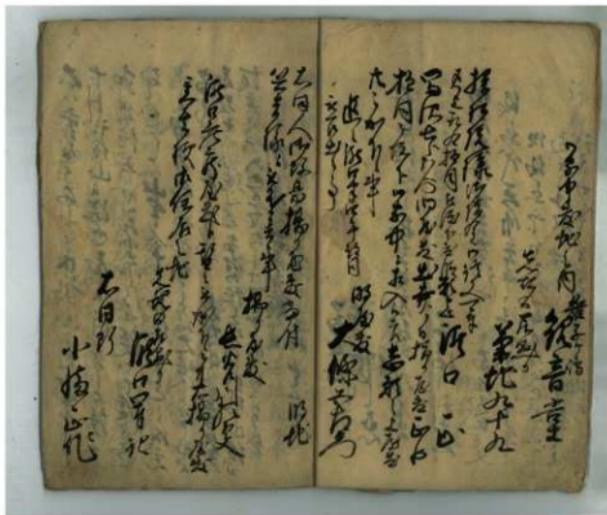
右家跡無之持高井屋敷共 = 揚り屋敷

三浦利右衛門

御前付  
御前付  
御前付  
御前付

御屋敷持幸吉家跡無之 = 付家屋敷共 = 父  
儀兵衛代天明年中 = 拝領被 仰付候事  
但儀兵衛不被下候於富沢多悟七 = 右家屋  
敷共 = 拝領被 仰付候儀セ有之候追々願之上  
替セ被成下候 = 付当屋敷明 = 付儀兵衛 = 被下候事





御家中臣數之内

○觀音堂

菊地九十九

操松院様御借金御証文可奉

返上取舍抱目被渡下度段願申上  
富尺七郡右所明日量數出卒二寸

富沢七郎右衛門旧屋敷出奔付揚屋敷正内  
抱目被渡下御家中相入候節志願之上屋敷

共被成下候事

追又瀬口半四郎跡目

大條五左衛門

新嘉坡內  
德音堂

此卷之末有吳昌碩題記

右同人御改易揚<sup>り</sup>屋敷當時  
兵吉様<sup>江</sup>被遣置候事

明地

卷之三

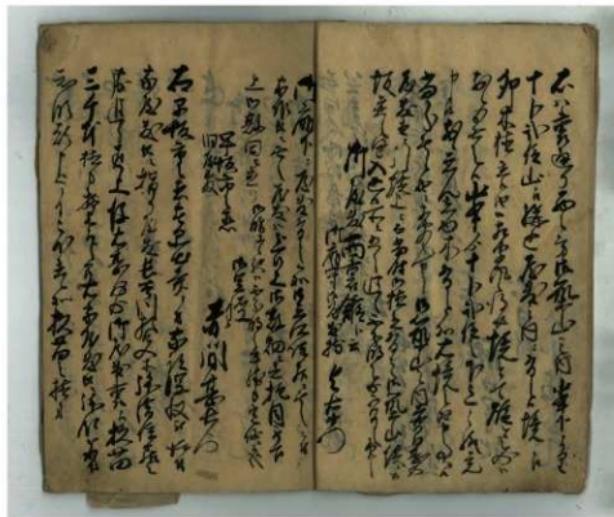
卷之三

卷之三

瀧口庄藏屋敷江替ニ被成下候ニ付右揚弓屋敷

告期上  
瀧口軍記

右詞附



右ハ裏通り西之方御築山之内峯下より  
十分式位山<sup>江</sup>構通屋敷之内<sup>ニ</sup>有之候境<sup>江</sup>  
卯木植置候由<sup>ニ</sup>相聞候得共境とて聳<sup>ト</sup>之儀ハ  
前<sup>ト</sup>より無之候峯より十分式位之下迄之様<sup>ハ</sup>覺  
申候前<sup>ト</sup>えん志ゆ木有之候處右境之由申事<sup>ニハ</sup>  
当分無之由<sup>ニ</sup>相聞得申候御築山之内赤間甚右衛門  
屋敷直<sup>ニ</sup>引續上<sup>ニ</sup>當時御植立有之御築山統<sup>ニ</sup>而  
坂並之通人込候所<sup>ニ</sup>有之追<sup>ト</sup>不分明之儀可有之候事

御屋敷西裏館

御廄守御恩敷持  
与右衛門

御廟下二屋敷有之候処御在郷住居無之付

卷之三

家作共無之至數八破召上、御散烟直抱目破召

家作其無心所繫久被石上御罷火面指目被石

二卯酉日三更，卯設亭之尺，二分月之晷，旁三

上御散田直り御暇等之訛ハ不分明之事勝手定

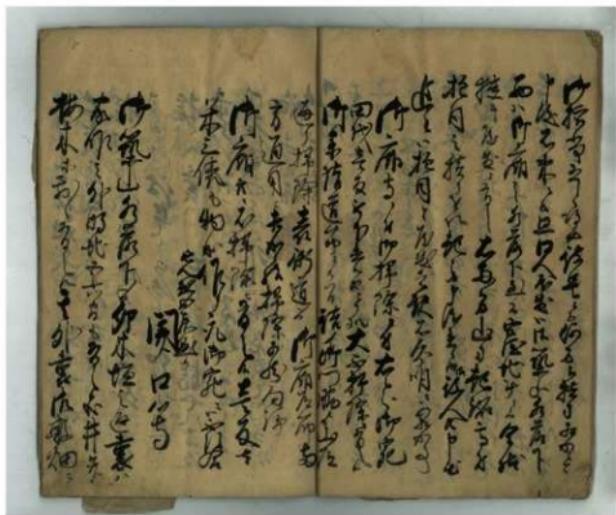
卷之三

哉

早坂市之丞

足軽

右早坂市之丞在品出奔付家跡沒收被仰付  
家屋敷共二間揚屋敷長谷川権大夫等押借住居之  
處追返上後右甚右衛門より御屋敷裏江杉苗  
三千本植方指上可申候間右家屋敷共二間押領被成下  
度段願申上候付被下置候處杉苗之植方



御撮当在之候得共彼是ニ西何方ニ植方相成候と申渡不東ニ候且同人屋敷ハ御築山水落下西八御廟之水落下至ニ窪地斗ニ全林狭キ屋敷ニ有之右両方山方起銘高付抱目之積リを以起方申渡置候由ニ役人共申出追ニハ抱目と屋敷之訳不分明ニ可相成事御廟守ニ付御掃除ニ付右之分御宛田代毫反被下置候由ニ候處大不掃除ニ有之候御參詣道筋ニ候間詰ノ御門脇より山道

通ニ掃除表街道より御廟道筋両方通用ニ相成候様掃除可然勿論御廟共ニ不掃除ニ有之候毫反者米三俵も物成作り取御宛ニハ不引合

万葉集の句題。  
閑口等

御築山水落下より卯木垣之通裏ハ家作之外明地五六間も有之処井并梅木等前ニ有之候其外裏御散烟ニ

有之候祖父加左衛門ふち高献上仕候付  
右裏屋敷<sup>ニ</sup>廣ヶ被下段

方可然彼是御吟味之内卯木通<sup>ニ</sup>之  
構筋裏行土手際迄幅七八人間程  
裏行拾間程之所屋敷<sup>ニ</sup>被成下旨  
御指図相濟候外ハ御屋敷之内當時  
烟<sup>ニ</sup>相成居候事

御直烟

先般<sup>ト</sup>の所體<sup>ト</sup>  
阿部運右衛門

敷地四方卯木垣之通<sup>ニ</sup>

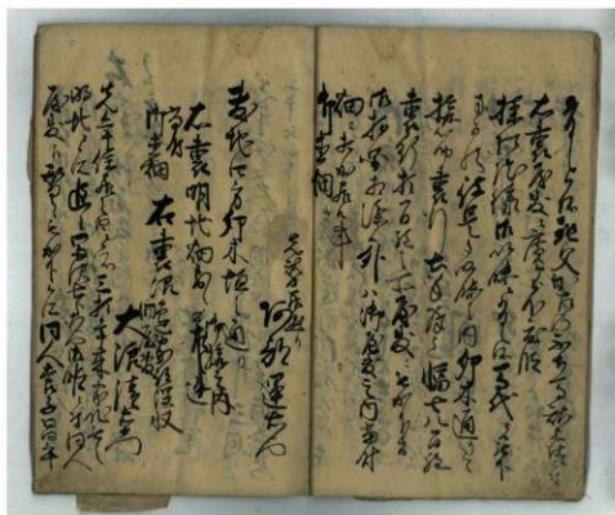
御構之内

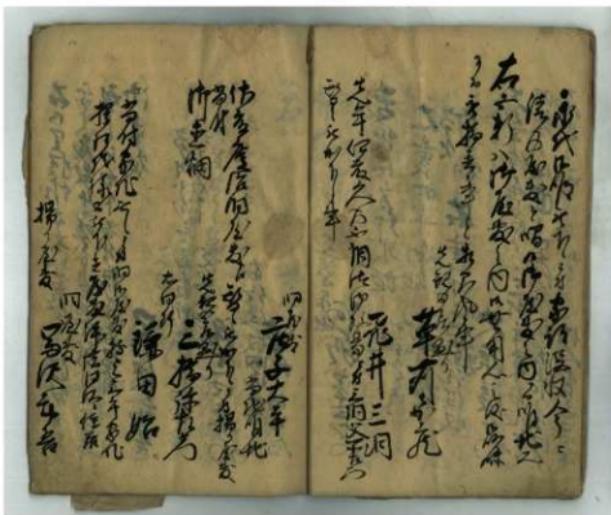
右裏明地烟前<sup>ト</sup>より左之通

當時  
御直烟  
右裏沼邊家跡没收

田屋敷  
大浪清右衛門

先年住居之由<sup>ニ</sup>候處三拾年來家作無之  
明地<sup>ニ</sup>候處追<sup>ト</sup>富沢七郎左衛門御暇<sup>ニ</sup>付同人  
屋敷<sup>江替<sup>ニ</sup></sup>被成下候處同人養子昌平





永代御暇被下候付家跡没収今清助屋敷と唱候御屋敷之内明地也右五軒ハ御屋敷之内御無用心之儀御吟味ニ而被指置候事と相見得候事

先代より居候。

草刈嘉蔵

飛井三洞

先年伊藤久右衛門不調法御改易付三洞父所左衛門

替ニ被成下候事

去年御差之奉の間此御屋敷の前を參り  
佐藤廣治久右衛門付三洞御屋敷  
御直烟  
花井三洞  
革川幸元

旧屋敷  
庄子大平  
当地明地

佐藤廣治旧屋敷江替ニ被成下候付揚屋敷

當時

御直烟

右同前

鍛田始

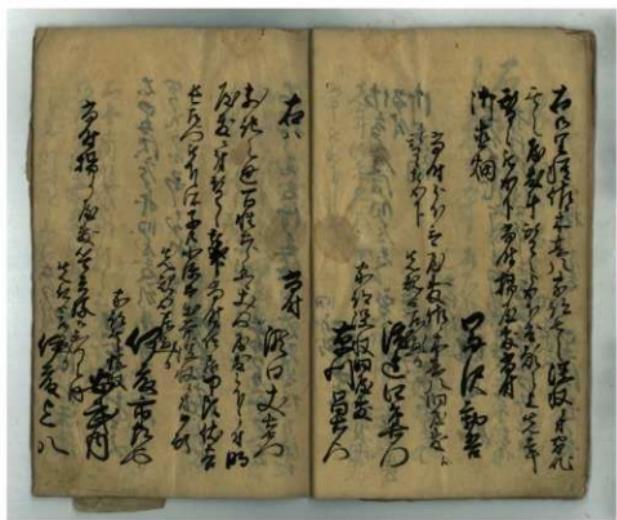
先代より居候。  
二橋弥左衛門

當時家作無之付旧御屋敷持与三郎家作  
操松院様より被下置屋敷拝借同處住居

旧屋敷

富沢勘吾

揚屋敷



右御足輕佐々木甚八家跡無之没収付家作  
無之屋敷斗替<sup>二</sup>被成下度願之上先年  
替<sup>二</sup>被成下當時揚り屋敷當時  
御直畠

替<sup>二</sup>被成下

<sup>ii</sup>富沢勘吾

當時被下置屋敷佐々木甚八旧屋敷ト

渡邊四郎右衛門  
先廻より居懇。

家路<sup>三</sup>又田屋敷

草刈昌右衛門

右八  
當時

瀧口丈右衛門

前記之通百姓太郎兵衛丈右衛門屋敷被下候付明  
屋敷付替<sup>二</sup>被成下當時住居中頃伏谷  
長左衛門被下候處子共小源太出奔沒収付如斯

先廻より居懇。

伊藤市左衛門

<sup>三</sup>家路無之没収  
安武内

當時揚<sup>二</sup>屋敷兵吉様御知行之内

<sup>ii</sup>伊藤与八  
先廻より居懇。

右同前  
黒沼仁平治

長谷川權大夫

右富沢庄藏旧屋敷願之上替ニ家作自分  
買取候由品、前記ニ有之

先規より別紙  
伊藤清之丞

赤間三之丞

右掲り屋敷伊藤清之丞殿屋敷狭ニ付添地

被成下度先年願申上候勤功無之添地等ハ  
難被成下願被相返明屋敷之通御散烟年貢  
上納を以預<sup>9</sup>居候哉

御屋敷持伊三郎子幸内

御屋敷持

52 可平

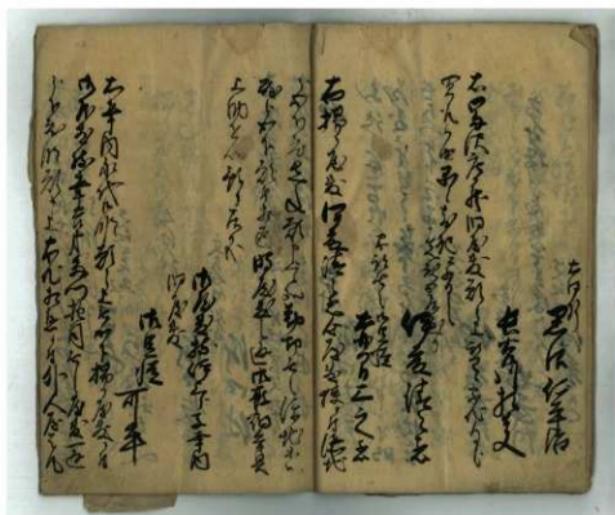
右幸内永代御暇願之上被成下掲<sup>9</sup>屋敷ニ付  
御屋敷持幸吉弟多門抱目無之屋敷一通  
被下度段願申上家作相應ニ付外人屋首尾

御屋敷持伊三郎子幸内

御屋敷持

52 可平

右幸内永代御暇願之上被成下掲<sup>9</sup>屋敷ニ付  
御屋敷持幸吉弟多門抱目無之屋敷一通  
被下度段願申上家作相應ニ付外人屋首尾



相成候處病死家跡無之付家屋敷共可平  
被召出候節拌領被 仰付候事

先坂より居懸。

御足輕

阿部和大夫

右間断

瀧口 悅右衛門

瀧口 仕

文左衛門日記家

右瀧口文左衛門家跡無之付仕養父九左衛門江  
文左衛門妻縁組願申上相濟候處追々從

操松院様右九左衛門二文左衛門没収家屋敷共  
拌領被 仰付當時住居

家跡無之

鎌治屋敷

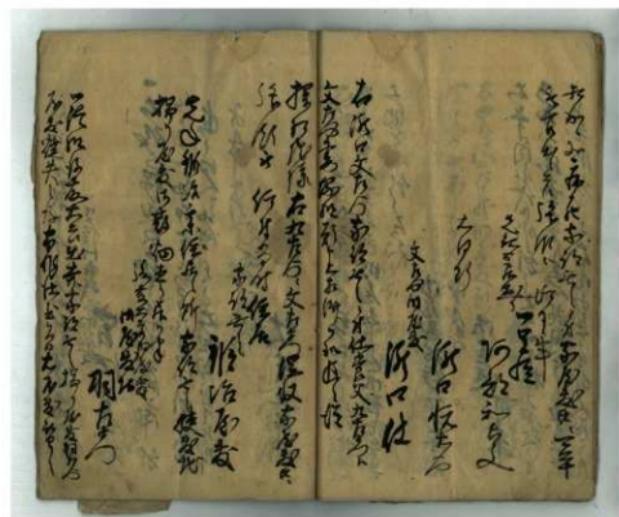
先年鎌治某住居之所家跡無之狹敷地  
揚<sup>リ</sup>屋敷御散烟直り居候事

後藤大吉田屋敷

羽左衛門

辰以後某云之里夫子所居之候也付仕領被  
右金井大吉右吉伊佐木良助出<sup>リ</sup>此家を替<sup>ハ</sup>

御徒組後藤大吉出奔家跡無之揚<sup>リ</sup>屋敷羽左衛門  
屋敷焼失之後家作仕度候間右屋敷替<sup>ハ</sup>



被成下度願申上候<sup>ニ</sup>付如願替<sup>ニ</sup>被成下候事

御足輕那古義右衛門田原屋敷

宮沢雲右衛門

一  
右磯右衛門揚屋敷<sup>ニ</sup>替<sup>ニ</sup>被成下度段度<sup>ニ</sup>願  
申上候處勤功無之替<sup>ニ</sup>難被成下願被相返  
追<sup>ニ</sup>同人勤仕之上<sup>ニ</sup>而右屋敷<sup>ニ</sup>替<sup>ニ</sup>被成下  
候事

先履より居候。  
伏谷五郎七

かりが御<sup>ニ</sup>付如願替<sup>ニ</sup>被成下度  
の工事に暮<sup>ニ</sup>而櫻屋敷  
吉川家<sup>ニ</sup>申上候處勤功無之替<sup>ニ</sup>難被成下願被相返  
追<sup>ニ</sup>同人勤仕之上<sup>ニ</sup>而右屋敷<sup>ニ</sup>替<sup>ニ</sup>被成下  
候事

右岡斯<sup>モ</sup> 関山金治

右

家路無之獨り屋敷  
伏谷吉兵衛

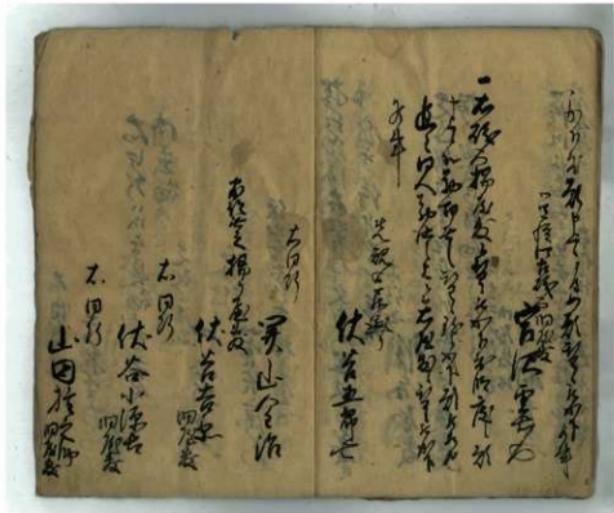
伏谷小源太

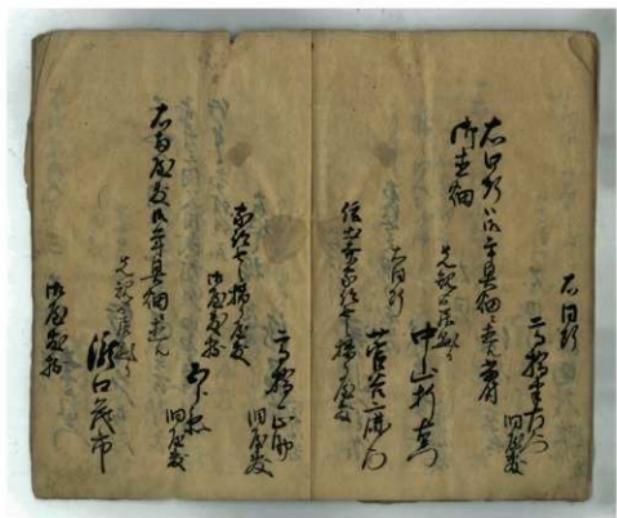
右岡斯<sup>モ</sup>

旧屋敷

伏谷小源太  
右岡斯<sup>モ</sup>  
旧屋敷

山田權之助  
右岡斯<sup>モ</sup>  
旧屋敷





右四軒八御年貢烟ニ直ル當時  
御直烟

先代より因襲。

高橋半左衛門

64

菅谷鹿右衛門

65

依出奔家跡無之揚<sup>リ</sup>屋敷

右回断

中山折右衛門

66

菅谷鹿右衛門

依出奔家跡無之揚<sup>リ</sup>屋敷

高橋正助

67

旧屋敷

家跡無之揚<sup>リ</sup>屋敷

御屋敷持

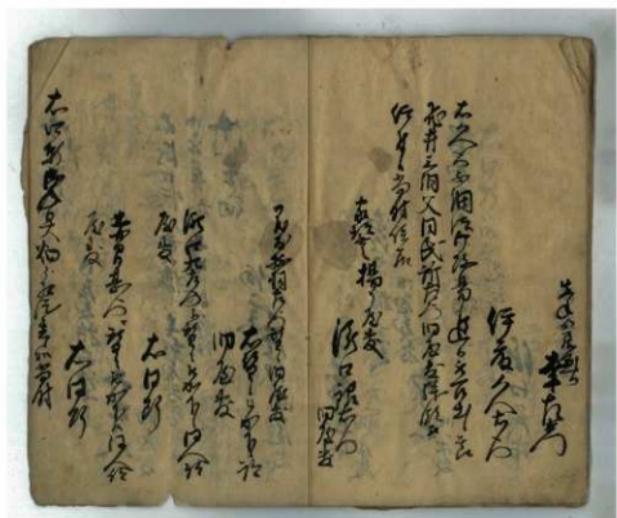
五郎兵衛  
68  
旧屋敷

右両屋敷御年貢烟ニ直ル

先代より因襲。

瀧口茂市

御屋敷持



先年六月 国寶

<sup>70</sup> 幸左衛門

<sup>71</sup> 伊藤久右衛門

右久右衛門不調法御改易追<sup>レ</sup>被召出候節  
飛井三洞父同氏所左衛門旧屋敷拝領被  
仰付候當時住居

家跡無之揚<sup>レ</sup>屋敷

浦口銀右衛門  
<sup>72</sup> 旧屋敷

御屋敷持羽左衛門替候旧屋敷

右替<sup>二</sup>被成下候同人跡  
<sup>73</sup> 旧屋敷

浦口九左衛門<sup>江替<sup>二</sup></sup>被成下候同人跡  
屋敷

<sup>74</sup> 右同断

赤間甚右衛門<sup>江替<sup>二</sup></sup>被成下候同人跡

<sup>75</sup> 右同断

右四軒御年貢烟被相渡置候處當時

御直烟

御屋敷持家跡無之

五郎八

御屋敷<sup>74</sup>

右瀧口悅右衛門裏隣<sup>75</sup>壱軒屋敷有之

御年貢烟<sup>76</sup>相成候處當時

御直烟

何某  
座頭<sup>77</sup> 旧屋敷

伯承  
二度从回面處

右伏谷五郎七屋敷北裏有之候御年貢  
御散烟之由

東側 御屋敷持

<sup>78</sup>御足輕佐々木甚八  
御屋敷持

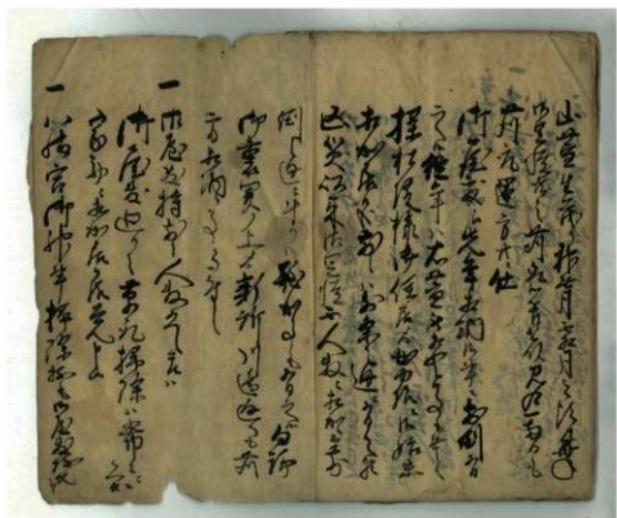
清兵衛<sup>79</sup> 旧屋敷持

西側  
宮沢雲右衛門  
瀧口仕屋敷裏 旧屋敷

右ハ一円之草原<sup>80</sup> 相成候事

三百文代附左<sup>81</sup>

一 御裏林統御足輕与八裏通<sup>82</sup> より土手際  
川原空地通<sup>83</sup> 与八仁平次權大夫清之丞  
三之丞可平仕雲右衛門屋敷裏迄之所<sup>84</sup>



山荳生茂り神無月霜月之頃者毎年御足輕共之薙取候筈を以見合一両日も薙取運方共<sup>ニ仕</sup>

御屋敷江先生相納候事ニ前例有之候、往年ハ右萱被相登候事も無之操松院様御住居より如何様ニ御始末相成居候哉、前々八前条之通ニ有之候、凶災以來御足輕不人數ニ相成候而前

例之通ニ斗リに難成事も有之候、勿論  
御裏閔ノ上より新所川邊通りも茹  
方相納候事ニ御座候

御屋敷持前人數有之候節八  
御屋敷廻之草取掃除八希<sub>ニハ</sub>  
家勤相成居候様覚申候候<sub>ニ共</sub>

一出意在持重人也。」  
唐虞世南「高九揚清言。帝之  
高妙無以復加矣。」

一  
篇  
官  
叶  
朱  
梓  
深  
刻  
印

三ノト

覺申候

(一四・二) cm × (一六・三)



〔付札〕 1

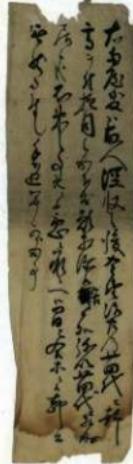
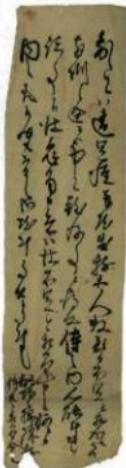
右ハ為案内之近ゝ為茹見可申候と存居候「欠」受ニ  
自分屋敷裏ニ面ニ知り候由物之様ニ覺居候様之儀も  
申聞候、尤明屋敷召上之義等も何之理屈か不同意  
多ニ而召上候儀至而歎ケ敷由ニ相見得申候、兼而之通  
おはれ乱五方を申す事無く一毫色  
前後紛乱若輩之義共申出候事共御座候

〔付札〕 2

右兩屋敷八兩人沒收之後今野治左衛門苗代一起し  
高付抱目被成下度顧相添候申候處弥以苗代相成  
居候哉不東之事共二面急承候へハ間合等二面却面  
無然御座候手を廻御聞可被成候事

〔付札〕 3

前へハ達足輕井屋敷持等人数至而不足相成候間  
前例之通二ハ中々難及事ニ候得共侍之内心能斗も  
諸事正仕兎角申二段□□ハ仕不足と相見得申候何とか  
内へ到候義も有之哉難計事共御座候的場之掃除等□  
侍共と相見ヘ申候



表紙には「素風土記」とあるが、中の一枚目の「御在邑風土記」という表題になっている。表紙を含めて四〇頁からなる大変長い帳簿状の史料である。帳簿本体とは別に、元の位置からはがれている付札も三枚付随する。作成者、宛て人、作成年代および作成の目的は記されておらず、「これらについて内容から推定するほかない。また、後述するように、記述内容がきわめて難解で謎が多い史料である。

**史料の内容** 記述内容は、天童家の在所拝領の地に含まれる屋敷の所有者を確定し、屋敷の境界があいまいになっている場合にその境界を確認し、および天童家の家中、足軽・御屋敷持（後述）がそれぞれ在所拝領の中で從来担つて来た労役の義務・役割分担について確認するものである。記述の中にはこの史料作成当時の天童家家臣団および八幡在所についての貴重な情報がたくさん含まれている。整理のために読み下し文中に整理番号を付して別表としてまとめておいた。記述そのものは規則性が乏しく、極めて難解である。当時、八幡に住んでいる人にとって十分に理解できる内容であったはずであるが、例えは藩に提出する正式文書としての様式は備わっていない。したがって、別表としてまとめた内容は、仮説の域を出ないものであることを断つておきたい。なお、表題の「素風土記」の「素」とは、この帳簿が下書き的な性格のものであることを表し、「ス」と読んだのである。

**作成年代** 文中にしばしば「操松院様」の名前がみられ、寛政元（一七八九）年一月没操松院殿鐵岩宗貞居士なわち天童備後頼根のことと確定できる。この史料に記されている屋敷占有権の移動などの出来事の多くが頼根の代に属することが判る。さらに14番の庄子大平の項目に寛政一（一七九一）年に大平が頼に由て佐藤慶治の「旧屋敷」を取得したと記述されており、この史料の作成年代が寛政一（一七九一）年より後であることが確実である。一方で、史料作成の下限を示す明確な記述はない。それを推定する手掛かりは、文末80番での足軽たちの仕事内容を記述する中で、「凶災以來御足輕不人數に相成」とある記述にある。足軽の人数が大きく減少するほどの「凶災」とは、

操松院の代と重なる天明の飢饉（一七八三～一七八四年）を指すものと考えられ、この史料の作成の下限を次の天保の飢饉（一八三三～一八三六年）以前と推定できる。

**作成の目的** この史料の一つの特徴は、多くの屋敷の所有者（占有者）が交代していることである。この史料には七八筆の屋敷地が記されており、そのうち、所有者が交代していないことを示す「居懸り」とあるのは、二八筆だけである。所有者は入れ替わっているが居住者がいると思われるは、他に八筆ある。それ以外に、居住の有無が判断できなく不明となっているか、明地（空き地）や畠などとなっている土地が四二筆ある。屋敷の持ち主が入れ替わり、あるいは畠などに変えられる時期として、操松院（頼根）の代と書かれることが多く、彼の代に天童家の家臣団の減少と交代が起つたことがわかる。頼根の代に襲つた天明の飢饉（一七八三～一七八四年）によつて天童家臣団が受けた打撃の大きさをここに見ることができる。文末の「御屋敷持前人數有之候節」（以前の屋敷持が多かつた時代）や、付札3の「前とへ達足輕井戸敷持等人數至而不足ニ相成候」（前と達つて足軽と屋敷持がいたつて人數不足になつてゐる）とあるのは、特に足軽などの下級家臣団の人数減が大きかつたことを伝えている。のみならず、家臣団が解体していたと思われるこの時期の家臣団・屋敷地住居者の交代・遷座をしっかりと記録する余裕がなく、その結果一九世紀初頭に入つて在所拝領内における家臣屋敷地の再調査を、憶測と当事者の言い伝えを頼りに行う必要が生じたと考えられる。その調査のため作成された下調べ帳が「素風土記」であり、ここにこの史料作成の主目的があつたと推定する。

**作成者・受取人** この史料が天童家の内部調査の一環として作成されたことを考えると、その作成者は天童家の家臣の者であつたことは間違いない。受取人についての記述はないが、特に最後の付札三枚の内容から見ると、この史料は、天童家の当主か家老など、屋敷の問題について判断する権限を有する者であったとみられる。そこで注目されるのは付札1後段の「明屋敷」（空き屋敷地）を（天童家が）召上げたことについて家臣の中にその「理屈」（没

収する理由、論理)に同意できない者が多く、記述者自身も召上げた(没収した)ことをいたって「嘆ヶ敷」(嘆かわしい)ことであると自分の意見まで書いているよう、明屋敷没収問題で家臣団内で「紛糾」(紛糾すること)する状況になっていたことも、この史料作成の一つの動機となっていたであろう。武士家臣団の中では一方的な上意下達な関係ではなく、家臣が天童家の上層部に対し意見をいろいろと表明できる関係であったことが知られる。なお、この付札でいっている没収屋敷とは、本文中の43か44番のことを指していると推測する。

「屋敷」と「家作」は別物 「屋敷」はだれのものか 天童家が家臣の屋敷を没収したとすれば、没収後の屋敷地はどうなったか問題である。話の前提として、そもそも文中でいう「屋敷」とは、何を意味していたか確認したい。結論から言うと、史料中の「屋敷」という語彙は、現代語でいう「屋敷地」のことであつて、家屋のことを指すには「家作」という別語の言葉を使い分けている。「明屋敷」とは、家屋のない「屋敷地」のことである。「旧屋敷」は、「家作」がある屋敷地のことを指している。家臣・御屋敷持たちは、屋敷地そのものを天童家から押領または押借したので、「屋敷」の所有権は、あくまでも天童家のものであつたということになる。これに対して「家作」は、本人の私物であつて完買の対象となつた(例えは10番)。あるいは、15番庄子大平のよう、「家作」を買得していたことを根拠に、改易となつて天童家との主従関係を解消されても村内に留まり屋敷を天童家から下されるという例もあった。

色々な「畑」「家作」がなくなった「屋敷」で家跡が復活(13番・55番)する見込みのない場合には、「屋敷」という名目を廢止して、検地帳上の土地の品目を畑などの耕地に改めることもあつた。このようにして屋敷地の名目が廢止され屋敷として消えた土地は一七筆確認できる。しかも、その中には、「御散畑」・「畑ニ直ル」などとある畑と、「御直畑」とある二つの系統の畑がある。散田・散畠とは、仙台藩固有の土地制度で簡単にいえば、検地帳上の名請人(その土地の所有者にほぼ該当する者)はいないが、その土地を当分耕作して年貢納入をする人を決めて耕作させる土地のことのようなものであつた。「御直畑」とは、「オンハタケナオシ」と読んで屋敷を畑に直した土地のことを意味するか、それとも「オンジギハタケ」と読んで、天童家の直営の農地(現実的には小作に出されたであろうが)を意味するか、史料の記述だけから判断しない。いずれにせよ、前述のように屋敷地の没収をめぐる家臣が紛糾していたということは、屋敷地を「御直畑」にされることに対する反発が背景にあつた可能性も考えられる。

### さまざまな身分

「侍」「足軽」「御屋敷持」「御村百姓」「素風士記」

に天童家から屋敷を下された者の身分として、「侍」(付札3)、「御足軽」(52・53・54・78番)、「御村百姓」(10・11・19・44番・ただし重複及び一時的な事例を含む)および「御屋敷持」(1・20・22・57・70番)の他、「御足軽組抜」(13・25番)で「麻上下(桂) 帯刀御免」という侍並みの特権を認められた例もあつた(人数は、史料作成時の所有者を基準にしている)。「侍」の中には、57番後藤大吉のように「御侍歩組」という階層の者もかつていたようであるが、史料作成時存在した者にはこの肩書きは見られない。

「侍」 藩側の史料では「家中」(または「下中」と呼ばれる。史料30「宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷図」(以下、「屋敷絵図」とする)

がその一例である。藩の身分体系では天童家の家中のほとんどは「凡下(ぼんげ)」すなはち足軽・武家奉公人や庶民と同じ身分的範疇とされるが、天童家家臣団内の身分序列では付札3では「足軽」に対する言葉として「侍」が使用されていることが注目される。天童家家臣団の中では、彼らは「侍」であつて、「足軽」と厳密に区別されていたと考えられる。両者を見分ける重要な指標の一つとして苗字の有無があるが、後述するように、「素風士記」の記述では苗字の有無を足軽かどうかを判断する基準にはできないようである。

「足軽」 前記の人数をみると、「足軽」の人数が圧倒的に不足していること

に気づく。「足軽」とは本来、52番の可平のよう、苗字を持たないはずであるが、53番の阿部和太夫及び54番の滝口悦右衛門は、苗字をもつてゐる。さ

らに、文末80番の「三百文代附左」についての説明文中で、「御足軽与人」とあり、他に可平を含む七名の名前が無苗字で連なっている。専人を始め可平および51番以外これら全員は、本文では「足軽」の肩書がなく、かつ47番伊藤与八のようにな苗字をもつていて。文末の記述をもつて彼ら全員を「足軽」とすべきと考えられるが、足軽の多くが苗字をなぜ名乗つていたことが問題になる。この問題を考える一つの鍵として、本文中に「志願上金」(10・11番)つまり天童家への献金をする、または「操松院様借金証文」を返す(13・25番)して天童家に対する借金を帳消しにする対価として、百姓や足軽身分の者が家格の上昇を果たしている事例に注目したい。足軽が苗字を名乗るのは、同様に彼らが主家に対し金銭の献上を行ったことに対する対価として苗字を名乗ることを許されたことが一つの説明として考えられる。「足軽」でもある程度の財をなす者がいたことを示す例として、31番赤間甚右衛門が杉苗三〇〇本を天童家の屋敷裏に植えて主人に差し上げることを願い出た」とを掲げることができる。

なお前記の通り、文末の説明文に見られる者全員が足軽であると仮定するならば、史料作成当時の天童家の足軽は、○人(52・53・54番の他、47・48・49・50・52・55・58番)だけいたという勘定になる。史料30「屋敷絵図」の足経屋敷二六軒と比べると三八パーセントへの減少を意味する。

『御屋敷持』史料30には見られない「御屋敷持」という身分が「素

風土記』にはじめて登場する。「御屋敷持」とはどのような身分か、管見の限り、仙台藩の身分体系の中例外をみないので、その実態を知る手掛かりとして史料の記述の中に即して判ることを整理する他ない。文末の記述(80番)では、「足軽」の労役の一つとして彼らの屋敷の裏の河原の山萱および「新所川辺」の山萱を毎年の一〇・一月ごとに刈り取つて天童家の屋敷に納めること、「侍」の仕事として侍が的場の掃除をすることに対し、そして「御屋敷持」の仕事としてかつて「希」と天童家の在郷屋敷周りの草取りと掃除をした他、八幡宮祭礼の時に掃除すると「素風土記」の作成者が記憶しているとある。「足軽」と比べて主人である天童家に対する「御屋敷持」

の奉仕の度合いが明らかに薄く、八幡宮との繋がりもあることを示唆する内容となっている。「御屋敷持」と「足軽」「侍」との差異を明確に示す記述も他にある。「御屋敷持」は名前がなく、「足軽」より地位が低いことが判る。「御屋敷持」の中には庶民の生業である木挽職人(1番の七三郎)が含まれる。「御屋敷持」が屋敷替えを天童家に願い出る場合(57番)、その願を認める基準として当人の勤務評価は行われないので、「足軽・侍」の場合は、「勤功」の有無が屋敷替え認可の基準とされていた(51・58番)。このように、「御屋敷持」は天童家の身分序列では「足軽」とも明らかに区別されていたが、そのもう一方では、天童家との主従関係によって屋敷の拝領・拝借を認められており、天童家に對し軽いながらにも労役の義務を負っていたという点で一般の百姓身分とともに明らかに異なる。天和元(二六八二)年に作成された史料30「屋敷絵図」には在所領の地の中に「百姓家」が足軽屋敷の中に七軒点在しており、この七軒こそが後の「御屋敷持」の前身ではないかといふ可能性が考えられる。しかし、次に述べるように、この推定には問題もある。

『御村百姓』10・13・19番に「御村百姓」が天童家から在所領の地内において屋敷を獲得したことが記されている。非常に複雑な経緯で各屋敷の占有者が交代しており最終的な占有者がだれになったか判断が困難であるが、天童家と主従関係にない一般農民が天童家から屋敷の取得を認められたことは、在所領の本来の姿からすれば逸脱または変更であったと言わざるを得ない。そこで、史料30「屋敷絵図」に「百姓家」が七軒含まれているとすれば、百姓が屋敷を在所領の地の中で獲得したとする記述が「素風土記」にもみられること自体は問題ではなくなるが、そのように考へると、逆に「御屋敷持」の由来と史料30「屋敷絵図」との関連性についての前述の推定との間に矛盾が生じることになり、整合性のある解釈が難しくなる。さらに、より本質的な問題として、史料30の「百姓家」には赤星も青星もついておらず、天和元年段階では、少なくとも藩の立場としてこれらの「百姓家」に対し天童家は特別な支配権はなかつたはずであるということになり、前述のいずれの解釈でも「素風土記」の記述との間に一定の断絶が残ることになる。

大石宇門・兵吉様の謎 天童家から屋敷地を下されていたのは、村百姓だけではなかった。より注目されるのが、「素風土記」の中には大石宇門（5番）および「兵吉様」（26・46番）の知行地となっている土地も含まれているという事実である。坂田啓編著「私本仙台藩士事典」六四頁「大石他氏の動向」によれば、仙台藩代家臣の大石家の分派の中には「兵吉」と名乗る者がいたことが確認できる。「兵吉様」と「大石宇門」とは、同一人物か同族である可能性が高い。「一〇〇石以上の家臣の家譜を収めた『伊達世臣家譜』で兵吉および宇門の名は確認できないが、彼らが八幡村宮内（みやうち）に在郷屋敷を構える大石家系統の人物である可能性が高い。『伊達世臣家譜』第三卷第六編二〇頁。史料30「屋敷繪図」中の「都廬」という繪圖左側の家中街の中の場所、赤星（除屋敷）と青星（自分取立の屋敷）の境目に「他分畠」という異種の地片が記されており、「素風土記」に見られる「兵吉様御知行」と符合する可能性が考えられるが、確証はない。大石宇門の知行地については、「素風土記」でその所在地を「町通り上要害屋敷」という場所にある「百姓地」（百姓地）としており、この土地は、「屋敷繪図」に描かれている「古館」の「御竿下畠」（検地帳に登録された耕地）の一部である蓋然性が高く、元より天童家の支配下になかった土地である可能性がある。しかし、「兵吉様御知行」の分については、その土地が天童家の家中屋敷の跡地であることとが明記されており、天童家以外の武士が知行地としてもつていうことは、意外といふ他ない。「兵吉様御知行」の分の屋敷地も、元来、「屋敷繪図」にある青星印の屋敷、つまり元来百姓地だった土地であつたと推測する。天童家の所領の一部が他の武士の知行になるには、天童家が自分の領地の一部を大石家の人に分け与える（分知する）必要があった。知行高一〇貫文（一〇〇石）の大石家と天童家との間に、家格にても領知高にても大きな隔たりがあつたが、同じ村内に在郷屋敷をもつ直臣同士としての交流があつたことを示唆している。ただし、天童家が大石家に自分の領地を勝手に譲渡するとは許されず、形式的には、藩主がその土地を知行として大石家に宛行わなければ領地・知行にはならならず、私有地に過ぎない位置づけとなる。

広い屋敷地がほしい 屋敷についての記述の中で目を引く動きの一つには、家臣が屋敷替をしばしば願い出たことである。屋敷が狭いのでより広い敷地を求めるだけではなく、例えば7番の今野甚太夫が、隣の鈴木安左衛門の空き地を「添地」としてもつていた。もっとも極端な例として、32番閑口等が自分の扶持（俸禄）を返上して代わりに屋敷裏の散畠を高代（年貢上納地）として預けられたいと願い出たのである。家臣が自分の扶持・俸禄を返上しても屋敷地を広げたい背景には、敷地の中には畠や苗代など、少額の俸禄より確かな収入を産み出す耕地が含まれていたためである。（二）には在郷の家臣団の生活実態の一端を見出すことができよう。

「素風土記」から何が判るか 以上、「素風土記」について判る事、推測できることについて個別的に解説したが、全体として、この史料から何が判るか、概括したい。

「素風土記」は、おおよそ一八〇〇年から一八三〇年ぐらいの間に、天童家臣団の屋敷の所有（占有）関係などが混乱してきた時に、屋敷の当時の所有者と、元の所有者との間の変遷を確認するために作業の一環として作成されたものと推定される。「元の所有者」とは、おそらく、藩に提出した屋敷帳や、古くは寛永の検地帳に記載された名前であろう。このような作業が必要となった背景として、天明の飢饉前後から家臣団、とりわけ足軽と御屋敷持層には成員の著しい交代があり、かつその人数が大きく減少していたことが指摘できる。しかし、家臣の人数が著しく減少しただけではなく、家臣団の中での身分的序列も大きく変質していたようである。具体的には、金銭などの上納によって足軽や百姓が苗字の使用や姓の着用など、本来侍のみに許される特権を獲得していたといふ現象が進行しており、家臣団が大きな転換期を迎えていたといえよう。侍と足軽・御屋敷持、さらに百姓との境界線が薄れはじめていた中、より上の身分の特権を獲得史料しよとする動きと、出入や水代御暇によつて、下級家臣が主従關係を離脱していくという、方向性が異なる二つの潮流が見えてくる。「素風土記」の史料的価値とは、一八世紀から一九世紀にかけて進行していくこの転換過程の最中にある天童家家

臣団という、仙台藩の身分体系の中の更なる身分的小宇宙の諸相を、あたかも一枚の静止画のように切り取って、時を超えて提示してくれるところにある。

#### 用語解説

(1) 金拾八切 仙台藩では、金一両の四分一つまり一分を一切と数えた。

(2) 夫馬 フバ 年貢地にかかる諸役の一つ。高一貫文につき夫馬を二匹出す。

(3) 改易 カイエキ 家臣の主人との主従関係を断ち切り、家名を断絶させ、屋敷や家禄を没収するという身分刑罰。

(4) 不束 フツカ 行き届かないことの意であるが、本文の用例をみると、「無覺束」(おぼつかない)と混同されているようにみえる。

(5) 首尾 シュエビ 物事のなりゆき、顛末。転じて、処理する。

(6) 抱目 カオメ 藩士や家中など、本来年貢を負担しない身分の者が年貢上納地(「百姓前」)を譲り受けた場合にその土地を「抱地」(「素風土記」では「抱目」と呼び、持ち主は百姓地・「百姓前」並みに年貢諸役を負担することになった)。

(7) 定仙 ジョウセン 常時、仙台城下に居住すること。「勝手定仙」とは、主人の許しを得ず仙台に定住することの意。

(8) 御撮当 ゴサツドウ 法に触れること。

別表

整理番号	所在	元の占有者	身分	現在の占有者	身分	形状	備考	補助説明など
1	馬場			七三郎	御屋敷持本丸	居懸り		
2	二八	御屋敷持	家跡無之				明地	
3	瀧左衛門	御屋敷持	家跡無之				明地	
4	六左衛門	御屋敷持	家跡無之				明地	
5	町通り上	要害屋敷		明星敷			百姓地(明地)・大石宇門御知行之内ト云	
6	鈴木安左衛門	(家中か足軽・家跡無之)	今野甚太夫 添地	家中か足軽	添地	明地		
7			今野甚太夫	家中か足軽	居懸り			
8	富沢庄藏	家中か足軽	長谷川權太夫	(家中か足軽)		富沢→佐藤前右衛門→医師(無名)→長谷川權太夫・屋敷買得	医師が操院から借用した。医師が死亡したのち、長谷川が家作を自分で買い取って、「自分替之願」を出して認められた。31, 49番参照。	
9		与三郎	御屋敷持	家跡無之		掲り屋敷		
10		楳野徳兵衛	御足軽	太郎兵衛	御村		楳野徳兵衛→伏谷謙太夫父→御用地→百姓長右衛門志願金献上の上拝領→家作りを謙太夫から買得	長右衛門志願上金18切。屋敷(敷地)は天童家のもの、家作りは住人の私物。
11	瀧口右衛門	与五左衛門 跡式	太郎兵衛	御百姓	不明	与五左衛門→瀧口右衛門→百姓太郎兵衛天明時志願上金14切にて取得	10番との整合性が不明。夫馬等相動。	
12			湯本仁右衛門	家中か足軽	居懸り			
13	瀧口覚左衛門	家跡無之・足軽	不明(瀧口 覚右衛門か)	御足軽組抜 麻上下帯刀御免		瀧江賛養子知行屋敷取合せ抱目下される。身分は瀧口正同様。操院代借金証文を返上して長右衛門令持右衛門代に志願して下される。	操院への借金証文を返済しにすることで「御足軽組抜」の身分を手に入れる。9・10番との整合性が不明。	
14			堺古左衛門太	家中か足軽	居懸り			
15		佐藤慶治	家中か足軽	庄子大平	家中か足軽		庄子が改易に遭ったが屋敷を買得していたため、願いの上替え屋敷を寛政11年に下される。37番との整合性が不明。	改易後、村内に留まり、家作買得の事実を根柢に屋敷を旧主から下される。37番との整合性が不明。
16			佐々木一 <sub>学</sub>	家中か足軽	居懸り			
17	三浦利右衛門		嘉茂左衛門	不明	不明	三浦利右衛門→御屋敷持 幸吉→嘉茂左衛門	幸吉から嘉茂右衛門への移譲の経過は不明になっている	
18			中山新十郎	家中か足軽	居懸り			
19			加右衛門	御村(百姓)		伏谷謙太夫父幾右衛門田 屋敷品々前記之通	10・13番との整合性が不明	
20			権十郎	御屋敷持	居懸り			
21	作之丞	御屋敷持	家跡無之		掲り屋敷			
22	三浦利右衛門	家中か足軽・ 家跡無之	幸吉	御屋敷持	不明	三浦利右衛門→富沢多倍 七→幸吉父健兵衛	屋敷拝領の移動過程について混亂がある。かつ17番との整合性が不明。	
23	御家中屋敷 之内 妻 子ヶ鳴			觀音堂	家中か足軽	居懸り		
24			菊池九十九	家中か足軽	居懸り			
25	富沢七郎右衛門	家中か足軽・家跡無之	瀧口正	御足軽組抜 麻上下帯刀御免		種松院様借金御証文を返上し、家中として召し出され、追々瀧口半四郎跡目に召し出される。	大條五左衛門改易掲り屋敷となり。明地。当時兵吉様へ遣わされる。	
26	大條五左衛門	家中か	兵吉様		明地			「兵吉」とは5番大石宇門と同一人物かその一族か。
27	瀧口庄藏	家中か足軽 か	意玄様か	不明	不明		8番では元の所有者を富沢庄藏としている。拝領が庄藏→長谷川→意玄とかわったか、庄藏→医師(意玄)→長谷川とうつったか、不明。	8番との整合性が不明。
28			瀧口軍記	家中か足軽	居懸り			

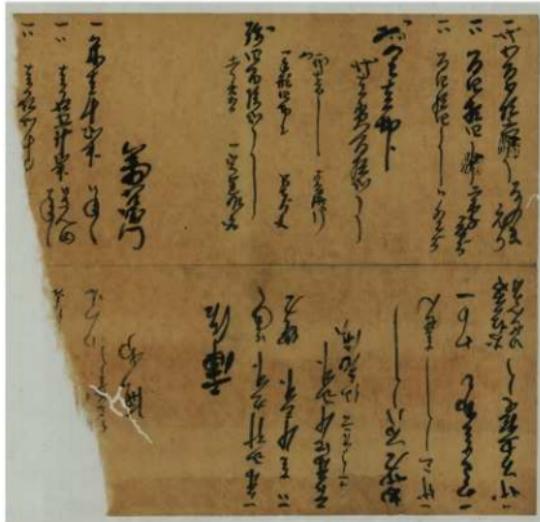
整理番号	所在	元の占有者	身分	現在の占有者	身分	形状	備考	補助説明など
29	裏通り西の方御塗山之内			小幡正作	家中か足軽か	居懸り	屋敷の境界が不分明になっている。	
30	御塗敷西裏館	与右衛門	御廟守屋敷持	直抱目被名上	御廟守屋敷持	散畠	御暦之訛ハ不分明之事、 勝手定仙二候哉	
31							早坂市之丞→長谷川權太夫(8, 31, 49番)等→伊間 甚右衛門 長谷川が別の 屋敷を取得する前に取得 したか。また、甚右衛門 は廟守として御廟の表と 参道を掃除する代わりに 田代1反を支給されてい たが、参道および御廟が 大不掃除で完璧い物相応 に働いていないとされ る。	
32	御塗山水落より卯木垣之通裏			開口等	家中か足軽か	御直畠	家作之外明地（中略）其 外御散畠 祖父加左衛門 代に扶持を返上して屋敷 を広げ裏の散畠を高代と して権松院からくだされ る。幅7~間奥行10間の 土地を屋敷として下さ れ、当時は直畠。等の家 屋は、この畠地に統いて 別に存在していた。	
33	卯木垣之通り御構之内	沼部家	家跡没収	阿部源右衛門	家中か足軽	居懸り・直畠	裏明地が直畠でかつて沼 部家の屋敷跡。	
34	大浪清右衛門					明地	30家作無之→富沢七郎 左衛門御暦につき禁ニ下 される→義子昌平永代御 假被下一家跡没収→明地	「右五軒」（30~34） ハ御屋敷之内御不用心 之儀御吟味三而被指置 候事と見得候事】
35				草刈善藏	家中か足軽	居懸り		
36	伊藤久右衛門	改易	飛井三洞	家中か足軽			「先年伊藤久右衛門不調 法御改易ニ付三洞父所左 衛門替ニ被下候事」	
37	佐藤慶右→庄子大平					直畠		14番と重複か
38				二橋弥左衛門	家中か足軽	居懸り		
39		与三郎	御屋敷持	謙田始	家中か足軽	居懸り	「当時家作無之ニ付旧御 屋敷持与三郎家作権松院 様より被下置屋敷拝借同 所ニ住居」	御屋敷持与三郎は9番。 その「家作」（家屋） を謙田始が権松院から 拝借する。記述の配列 から考えると、「同所ニ 住居」が与三郎の旧屋 敷ではなく、謙田始の 当時の屋敷を指すと解 する。
40	佐々木甚八	足軽・家跡無之	富沢勘吾	家中か足軽	直畠		富沢が脇の上、掲り屋敷 となっていた佐々木の旧 屋敷地を下され、掲り屋 敷地が直畠となつた。と いう意味か。	富沢勘吾の住居はどこ であったか不明。
41			富沢勘吾		不明		「当時被下置屋敷佐々木 勘八旧屋敷と替ニ被成下	40番との整合性が不 明。
42			渡邊四郎右衛門	家中か足軽か	居懸り			
43	草刈昌右衛門	家跡没収			旧屋敷			
44	龍口丈右衛門	百姓太郎兵第一伏谷長 左衛門	長左衛門子供小源太出 奔	没収			11番との整合性が不明。 さらに、42番と別か同一 か、不明。	
45			伊藤市左衛門	家中か足軽	居懸り			
46	安武内	家跡無之			掲り屋敷		「吉吉様御知行之内」。 26番を参照。	
47			伊藤与八	家中か足軽	居懸り			
48			黒削仁平治	家中か足軽	居懸り			
49	富沢庄蔵	家中か足軽	長谷川權太夫	家中か足軽	不明	品々前記ニ有之	8・31番と重複か、整合 性が不明。	
50			伊藤清之丞	家中か足軽	居懸り			

整理番号	所在	元の占有者	身分	現在の占有者	身分	形状	備考	補助説明など
51		赤間三之丞	家跡無之御足輕			散畠年貢上納	伊藤清之丞が屋敷數二付添地被成下度先年願申上候處勤功無之添地石は難被成下願被相返明屋敷之通御散畠年貢上納を以預り居候哉。	伊藤清之丞が屋敷地として望んだが勤功なき故、年貢上納をする預り地として預けられた。
52	幸内	羽屋敷持伊三郎子水代御暇	可平=御足輕可平(52番)	御足輕			幸内末代御暇→幸内弟門抱目なきにより家作相応につけて「外人屋首尾」の後病死。家跡なかつたので可平を召し出し拝領させた。	「外人屋首尾」の意味が不明。仙台藩の「外人屋」とは宿場町の「本陣」のことのはず。
53		阿部和太夫	御足輕	居懸り			「先祖より居懸り」	
54			瀧口悦右衛門	御足輕	居懸り			
55		瀧口文左衛門	家跡無之	瀧口仕	家中か足輕		文左衛門の妻が仕の養父九左衛門に願によって縁組をし、操院が文左衛門の家屋敷を養父に拝領させた。	
56		巖治屋敷	家跡無之			御散畠直り		家中は屋敷替えの条件として「勤功」を認められ、屋敷を拝領するが、農民身分の場合は、「恩惠として屋敷を下される」。
57		後藤大吉	御徒歩組・家跡無之	羽左衛門	御屋敷持		羽右衛門屋敷が焼失したので替に後藤大吉の旧屋敷を下されたき旨願い出、認められた。	
58		郷古幾右衛門	御足輕	宮沢雲右衛門	家中か足輕		「右幾右衛門御屋敷ニ替ニ被成下度段度々願申上候處勤功無之替ニ難被成下願被相返追々同人勤功仕之上ニ而右屋敷ニ替ニ被成下候事」	同じ屋敷替願でも、条件として家中などは「勤功」を求められた。
59		伏谷五郎七	家中か足輕	居懸り				
60		閑山金治	家中か足輕					
61	伏谷吉兵衛	家跡無之				揚り屋敷・御直烟		
62	伏谷小源太	家跡無之				揚り屋敷・御直烟		
63	山田權之助	家跡無之				揚り屋敷・御直烟		
64	高橋半左衛門	家跡無之				揚り屋敷・御直烟	「右四軒（61～64）ハ御年貢煙ニ宣ル時御直烟	
65			中山折右衛門	家中か足輕	居懸り			
66			菅谷鹿右衛門	家中か足輕	居懸り			
67	高橋正助	家跡無之				揚り屋敷・御年貢烟	出奔	
68	五郎兵衛	御屋敷持・家跡無之				揚り屋敷・御年貢烟	「右両（67・68）屋敷御年貢強ニ宣ル」	
69			瀧口茂市	家中か足輕	居懸り			
70			幸左衛門	御屋敷持	居懸り			
71	飛井所左衛門	家中か足輕	伊藤久右衛門	家中か足輕			久右衛門が改易の後再び召し出され、飛井三洞父所左衛門旧屋敷を拝領した。	36番参照
72			瀧口銀右衛門	家中か足輕		揚り屋敷・直煙		
73			羽右衛門	御屋敷持		揚り屋敷・直煙	羽右衛門の旧屋敷 57番参照	
74			瀧口九左衛門	家中か足輕		揚り屋敷・直煙	53番参照	
75		赤間甚右衛門	家中か足輕			揚り屋敷・直煙	31番参照	「右四軒（72～75）御年貢煙被相渡置候處當時御直煙」。「年貢煙」と「直煙」は異なるか、「煙に直ル」と「直煙」は何となるか、31番をも散畠として預かっている。
76	五郎八	御屋敷持・家跡無之			直煙		前略「御年貢煙ニ相成候處當時御直煙」	瀧口悦右衛門（54番）裏牌

整理番号	所在	元の占有者	身分	現在の占有者	身分	形状	備考	補助説明など
77		何某	座等			御牢貢御敷地		伏谷五郎七（59番）屋敷北裏 38番を参照
78		佐々木甚八	御足軽					
79						草原・旧屋敷	東側御足軽佐々木甚八旧屋敷・御屋敷持清兵衛旧屋敷掘り。西側宮沢運右衛門・滝口仕屋敷裏。	
80	御裏林続御足軽与八裏通りより土手跡河原明地通り与八仁平治種太夫清之丞三之丞可平仕雲右衛門屋敷裏迄之所					山荘生茂リ	三百文代附（3石の高を付けられている）。	与八=伊藤与八（47番）、仁平治=黒沼仁平治（48番）、種太夫=長谷川種太夫（49番）、清之丞=伊藤清之丞（50番）、三之丞=赤間三之丞（51番）、可平=御足軽可平（52番）、仕=滝口仕（55番）、雲右衛門=宮沢雲右衛門（58番）。

# 支配關係







金壺切

代毫貫九百三拾七文

弥太郎

一米毫斗四合  
外

も弥へ

水下

一米毫斗四合

古分

内

一ノ七升

古分

一手形四切レ  
一代毫貫九百三拾七文 同人取

二口合百武拾文

古分

愛之進  
御年貢

一ノ半切レ

古分

一米毫斗六升

代五百拾武文

古分

一ノ七升八分 も弥へ

代五百拾武文

古分

武口合米武斗三升八合

代五百拾武文

古分

仙代濟

代五百拾武文

古分

出引合百拾九文

代五百拾武文

古分

一今代武文

代五百拾武文

古分

一金半切

代五百拾武文

古分

代百七拾文

代五百拾武文

古分

同断

代五百拾武文

古分

五分毫

代五百拾武文

古分

(二五・七cm×三二・九cm)



嘉右衛門

四百文

御年貢

一米四石九斗四升

五分毫

一代式百七拾文

式せんかけ

百貫夫

元リ

六升五合

二季

同断

三口米五石武升五合也

御さん田

一ノ式升

代九貫四百七拾七文

出代金六切レ

代七貫六百五拾武文

催合

一今代百四文

壱せん

一ノ金半切レ

一代式百七拾文

一ノ九百五十文

一ノ武百四拾八文

一ノ武百四拾八文

一ノ金六切半分

一ノ九貫四百七拾七文

水下

内

一代老貫式百三文

春済リ

一ノ残金六切半分

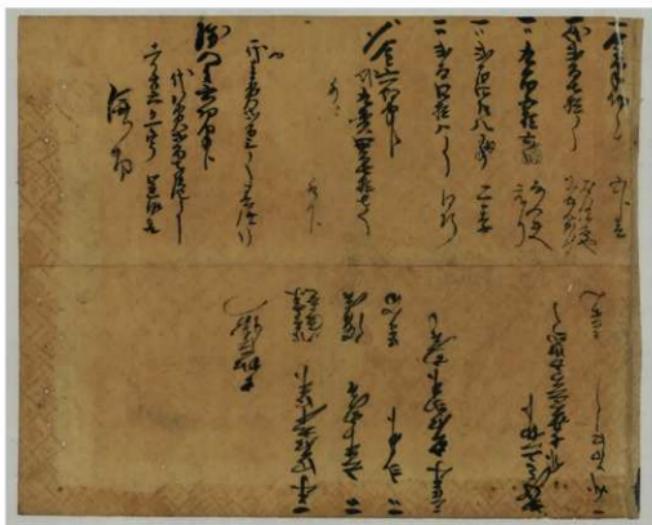
代八貫式百七十四文

十一月廿六日一定

運治取

濟切

(二五・七四×三二・〇四)



年貢諸役勘定目録断簡  
(No.00606)

(二五・八cm×三一・〇cm)

内  
一三百四拾七文

大右衛門

一米四斗七升  
一ヶ壺斗六升九合  
二口米六斗三升九合

御年貢  
催合

水下高拏  
引

さし引  
残代百拾武文

不足

一今代四文  
一米四斗六拾文

代合百六拾文  
一ヶ壺斗六文

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

利四郎  
一米三升九合  
一ヶ壺斗壺升  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

催合  
御さん田  
御年く

一ヶ壺七百三拾文  
一ヶ壺百八拾九文

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺夏分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ

内  
一米三升九合  
一ヶ壺石壺升  
一ヶ壺石壺升

御さん田  
御年く

一ヶ壺百八拾九文  
一ヶ壺冬分

老せん  
大役八百屋  
武せんかけ  
百貫夫  
元リ



年貢諸役に係わる勘定目録の一種であるが、内容については不明の点が多い。史料には天童家の所領・知行地からの年貢諸役であることを示す記述はない。史料の作成者も年代も不明である。天童家の知行地にかかる帳簿である可能性は否定できないが、ここにある目録の断簡が元はどういう帳簿になつていてか、判断が難しい。なお、史料の破損が激しいは、これらの断簡は、複の裏張りとしてつかわれたことによる。

史料中に見える人名は、百姓の名前のように、みえる。納入されている内容には「御年貢」もあるが、それ以外の雜税の諸項目の多くは、天童家が収納するものではなく、天童家の知行地から上がる年貢諸役の中から藩に納入される性格のものである。逆に、知行地に係わる年貢勘定目録であれば、あつて当然の雜税項目がないのが奇異に思える。さらに、藩の収入になる項目については、普通、百姓一人ひとりがそれらを藩に直接払うのではなく、天童家の年貢諸役の徵収業務を請け負う地肝煎（じきもいり）という村役人がまとめて行うものである。

年貢諸役の内容はあるが、米で徵收されたのは、田畠の高に応じて懸けられた本年貢（年貢）、および「催合（もやい）」（もやえなどとも）である。諸役は、元来、現物（例えば入り草、わら）か労働力（人夫、夫馬）としてとられたものを、一七世紀中葉以降から次第に錢納化が進み、錢で納入されるようになつた。藩に納入されたものと、知行主が受け取つたものに分けて解説する。

### 用語解説

知行主が受け取るもの

年 貢 田畠の高に応じて賦課された百姓身分のもっとも基本的な役負担である。田は米、畠は大豆と錢を徵收するのが基本であった。

いせん・せん・きせん

「一錢ばかり」の意。元來、「下代はばき錢」と呼ばれる、知行地支配を担当する給人の家来を意味する「下代」が農村にに向かうための費用を支弁するための雜税である。

賦課基準は、「一貫文（二〇石）に「本代」一〇文であったのでこの名が付いた。仙台藩の貴文制の貴高は、元來、戦国時代から江戸初期にかけて錢の標準貨幣であつた永樂錢を意味するものであり、これを「本代」と呼び、諸役の代納基準を「本代」の額で表すのが通例であった。しかし、江戸幕府が寛永通宝という錢貨を鋳造して全国的にこれを永樂錢の代わりに流通させると、實際の諸役納入に使われる錢貨、つまり寛永通宝、を表すには「今代」という言葉が使われ、仙台藩では、「本代」・「今代」の為替レートを一八世紀以降、一对五と決め固定させた。「今代」では、「本代」一〇文は五〇文になる。（『要略』九八頁、及び寛永一五年「御郡方御式目」『仙台市史』資料編4近世3、三頁）

給人の年貢から藩に上納されたもの

催合（もやい） 江戸勤番をする藩士に対し、役職にもつかず江戸番もしれない藩士が知行に含まれる田方の高に応じて年貢米の一部を藩に上納して藩がこの金穀を、知行高を基準に江戸番をする藩士に再分配する、相互扶助システムであった。

百貫夫 豊臣政権および徳川幕府が普請役などのために全国の大名に賦課役である。賦課基準は、一〇〇貫文につき金二切または本代一貫二〇〇文であった。百貫夫の「本代一貫二〇〇文」は、後には寛永通宝（今代）六貫文と換算される（『仙台藩租税要略』一〇〇頁、以下「要略」と略す）。

大役

大名の鷹の餌となる大農民から役として徵收したものであるが、遅くとも享保二〇年までには錢納化され、（高一五貫文にか）「本代」四〇文（「今代」二〇〇文の基準で賦課された（『要略』九八頁）。

八百屋（代） 建前として大名が仙台に「在國中」のうちに台所費用に充てるために徵收された役である。賦課基準は、元禄五（一六九二）年から享

保八（一七二三）年までの間、大名が在国した一〇年分の平均台所費用の半分にあたる錢二五貫五〇四文になるように、高一貫文に対し「今代」二・九一七文と設定されていた。（要略）九八九九頁）

二せん　二錢（懸）　藩の農村行政機能を担った村肝煎に給分および行政入用金として与えられたものである。高一〇〇文（二五）に対し「本代」

二〇文、「今代」一〇〇文の基準であった。次の「水下」とあわせて、藩の

収入となるよりは、村入用（村の行政費）としての性格が強い。

水下（みづした）　「水下人足」の略。高一貫文（〇石）につき六人の割合で徴収する。

用水路、堰、堤、堤防、橋梁の普請（工事）に使役される「人足」（労働力）

のことと、当該村内の労働力で間に合わなかつた場合に、同じ水路の「水下」の村からも労働力を徴収したので、この名前になった（要略）一八三頁）。

二季（夏分、冬分）　年に二回徴収される役であるが、その名目が不明である。

五分一（五分一御知行役）の略　役職につかない藩士が勤役・奉公する代わりに知行高に応じて年貢の中から役金を藩に上納する役である。次の幼少御役金」とあわせて、百姓身分の者が負担した他の役と違い、この二つの役は、知行地の年貢収入の中から支払われるが武士身分固有の役である。

幼少御役金　藩士が幼少で勤役・奉公できない場合に、代わりに藩に知行

高に応じて役金を年貢の中から上納することになっていた。



# 勤役關係



伊達安芸より天童帶刀宛書状

(No.00544)

尚々砂金殿  
貴様御縁組被相済候

利あらアリ  
まく御便候

利あらアリ  
まく御便候

一筆致啓入候、其元弥

書物之うつし見  
御無事之由珍重存候

申度候間御報

先日ハ仙臺より御状預  
御うつ長候て被道可預候、

忝存候、御番御無異=被

署取之書物も相勸御下向目出度儀ニ

同前可在之候間

存候然者長吉義

見申候以上

貴様よりもらい申此方三面

そたて申付而我ら

存命之内何方成共

誓二越申度存色>

申候處中目惣右衛門被

承誓もらい申

申度由被申越候御一家

と申惣右衛門事我らも

筋も御座候衆=候間

旁以一段之事存

可申合と存候、貴様も

我ら大慶之訳候、先

為御知申末とても

此方之やつかい仕

貴様御かまいなき事候へ共

御悦之ため申述候

長吉身軀早々あり

つかせ申事何より以

満足存候、昨日水沢

より八幡正左衛門中

与左衛門參内證承

事候条先以御他言

必御無用候押付

おつてとして我ら所へ

可申参候恐々謹言

八月廿九日

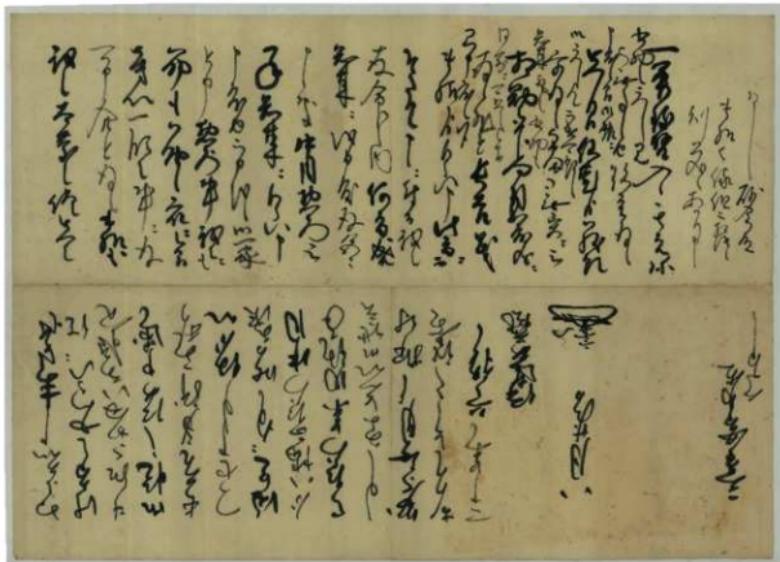
宗重(花押)

伊達安藝

天童帶刀殿

人々中

(三七・〇cm×五一・二cm)



寛文一一（一六七一）年の寛文事件で原田甲斐に刺殺された伊達安芸宗重から天童帯刀宛ての書状である。天童家の系図には「帯刀」はないが、四代目定義のことと推定される。内容は安芸が「長吉様」（定義次男）を「もらつて」養育していたが、中目惣右衛門（長清）から婿養子にもらいたいという相談があつて、安芸の方では、「この相談を喜んで進めるつもりである」とを長吉実父の帯刀定義に告げると同時に、「尚々」書きでは、「公儀」（藩）に対する手続きを進めるための参考に、帯刀が砂金家と縁組したときに藩に提出した書類の写しを送つてほしい、という依頼で安芸が文を結んでいる。

一見、簡単な内容に見えるが、その背景には、「家」の維持・継承を重視する江戸時代の武家の家族・親戚関係の複雑さが横たわっている。伊達安芸宗重は、実は、天童家二代目の頼長と同一人物であった。彼は、伊達安芸定宗次男として天童家二代目重頼の婿養子となり一旦天童家を継いだが、宗家の長男が病死したので戻つて宗家を継いだ。代わりに伊達安芸家旧姓直理の別家の直理備後の嫡子（宗重の従弟）が頼長の娘の智養子となつて天童家を継いだ。これが長じて天童定義と名乗り、「定」の字は、伊達安芸家からもらった一字で両家の関係を示すものである。「長吉」は、安芸宗重からすれば孫にあたり、長吉を幼少の時から宗重が親代わりに養育していた。天童家の次男であつて天童家を継ぐ見込みのない長吉の将来を案じて宗重が婿入り先を探していったところ、それを聞いた中目家からの申し入れがあつて、宗重がこれに大喜びで乗つた。この相談について自分が責任をもつて進めるので（「此方之やつかニ仕」）帯刀には干渉しないでほしい、とはつきりと断つてゐる下りには、実父と育ちの親である祖父との微妙な位置関係が表れてゐる。昨日、水沢（留守系伊達家の在所）から、留守家の重臣の中目与左衛門および八幡正左衛門が安芸の所にみえ、内々に中目惣右衛門からの縁組の話を仲介して安芸に伝えたが、この縁談はまだ藩の許可を得ていないので他言しないでほしい、と帯刀に当分の口封じを要請している。つまり、この話は、安芸の所に中目惣右衛門から直接来たのではなく、中目家の親戚と思われる

留守家重臣の中目家、および八幡村の旧領主の八幡家を使者として持つてこられたのである。この話に留守家の家臣が介在しているのは、単に中目家・八幡家が中目・天童两家ともつてゐる関係性だけではなく、天童家二代目の重頼が実は留守政景の二男であり、宗重自身は、重頼の智養子であり、このような重層的な親戚・姻戚関係が背景にあつたのであろう。

なお、文中の砂金家との縁約とは、定義の三女と砂金佐渡隆常の嫡男将監昌常との縁談を指すものである。この縁談は、昌常の早死により解消されることになった。

三月廿九日  
天童帶刀

猶々砂金方へ縁約申合候  
刻公儀へ申上候頗る書物  
之写仕指上可申由此文

封入進上仕候以上  
以御飛脚御書被成下

忝奉拝見候然者長吉事

其地へ被指置候付何方へ

成共聟=被遣度候由

被成御意候ハ中目

惣左衛門聟=被申度之由

昨日水沢より八幡正左衛門方

中目与左衛門方參上被

申内證被申上候間御

一家と申惣右衛門殿ハ

御前も御筋御座候間旁々

以一段之事=被思召候

条可被仰合之旨御尤

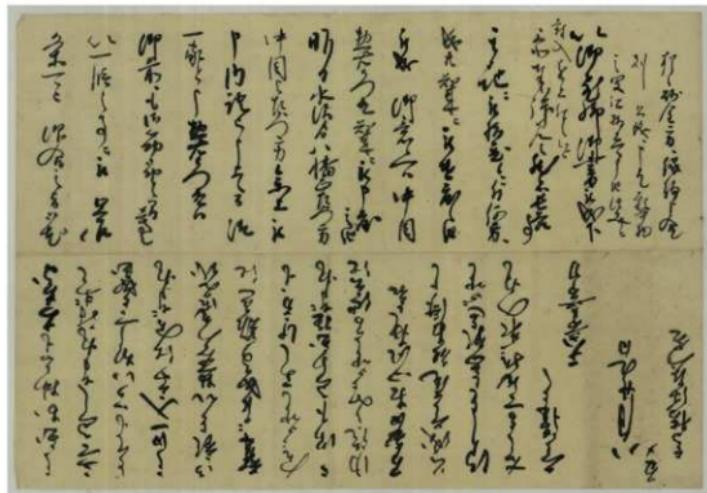
之至於拙者も大慶  
不可過之奉存候殊ニ末々  
とても御かいどう可被成置  
之由一入忝仕合=奉存候  
御影を以惣右衛門殿御名代  
聟=罷成事難有仕  
合=御座候早々此方へも  
被仰下過分至極=奉存候  
内證之儀=御座候間他言仕  
間敷由相心得存候於  
公儀首尾能相濟申候  
得かしと念願迄ニ御座候  
右之旨可然様=頼入存候  
恐々謹言

天童帶刀

八月廿九日  
留メ

高橋弥左衛門殿

(三二・五cm×四七・三cm)



この書状は、伊達安芸宗重に対する天童帶刀定義の返答である。日付が同じ日であるので、両者とも、當時仙台城下にいたと考えるのが自然であろう。現物の書状は伊達安芸の許に届けられたので、天童家に残っている書状は写したものであり、そのため文末に花押（署名）はついていない。

本文の内容は、安芸宗重からの文面を、敬語表現などを訂正しながらほぼそのままぞる形で帶刀定義として、安芸宗重が長吉の縁組について進めてきた話を喜んで承知し、かつ、この先も安芸に長吉の世話を任せる、というものである。「尚々」書では、安芸が依頼した、天童家が砂金家と「縁約」した時に「公儀」（藩）に出した願書の控えを同封して送ることを申し添えている。

安芸からの書状が帶刀自身に宛てられたのではなく、「天童帶刀 人々中」となっているのと同じく、帶刀の書状も安芸家ではなく、その重臣と思われる「高橋弥左衛門殿」宛てになっていることは、当時の儀礼関係の反映である。そもそも中目家から安芸宗重に縁談の相談が留守家の重臣を通して持つてこられたこと、前記の理由の他に、もう一つ、このような儀礼的な意味合いも加味していたと考えなければならない。

安芸も帶刀も中目家の縁談をこれほど喜んでいるには、理由が二つあった。一つは、中目家の家格が「御一家」であり、準一家の天童家と反り合うことである。さうに、書状では明言されていないが、中目家の知行高が四九貫文（四九〇石）余りであったので次男の義家（安芸書状でいう「身代のありつきかせ」）として申し分ないということであった。二つ目の理由は、中目家は、伊達安芸家に「筋目」があることである。当時の武士にとって、縁談などをまとめる場合には家格や知行高だけではなく、両家の関係の濃淡の如何が重要な要素であったことが窺える。

本報告書には掲載されないが、この二つの書状と補完関係にある文書が発見されている。この文書は、この縁談に基づいて中目惣兵衛（惣右衛門か）が古内源太郎に伊達安芸からの書状を差し添えて藩への「御披露」（報告）

を依頼する書状の写しである。この文書からは、当時、中目惣兵衛・惣右衛門は当時数え年五〇歳、長吉はまだ六歳であったこと、中目家と伊達安芸家を結ぶ「筋目」とは「国分能登」との縁であること、中目惣兵衛の文書が寛文七（一六六七）年一月二七日の日付となっており長吉の養子縁組の時期を知ることができる。国分能登とは、宮城郡南部を領した戦国武将の国分能登氏ことと推定できる。盛氏の娘がそれぞれ旦理家および天童家に嫁いでおり、国分家・旦理家（後の伊達安芸家・天童家を結ぶ役割を果たしていた）。中目家と国分家との関係は現時点で不明である。

小旗柄葉胸黑  
仁幅長六尺三寸乳金

仁尺 仁尺 仁尺三寸 合六尺三寸

小旗淺黃胸黑  
仁幅長六尺乳金

是此度書出不仕候  
百歲

仁尺 仁尺 仁尺 合六尺

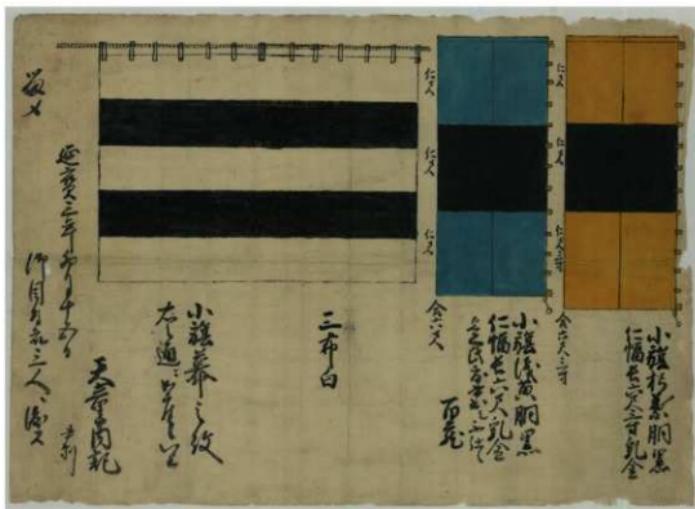
三布白

小旗幕之紋  
右之通御座候以上

天童內記  
書判

延寶三年卯月十五日  
御目付衆三人二渡ス

(三三・四寸×四六・八寸)



延宝三（一六七五）年四月付で天童家から藩に提出された天童家小旗および陣幕図柄報告書である。「天童内記」は四代目定義のことである。現物は藩に提出されたので天童家に残っているものは写しであり、そのため内記の「書判」（花押<sup>はなじ</sup>）ではなく、それがあつた場所に「書判」という字がある。小旗は、侍大将の居場所を示すもので、幕は、その陣地の周りに張つたものである。知行高一三四七石で家格が準一家の天童家は、代々番頭・大番頭という軍事指揮官を勤め、伊達家の軍列で一つの備（部隊）<sup>べい</sup>を率いる立場であつたので、備の中心を示すために小旗が必要であつた。小旗が二つあるのは、大きい方の朽葉胸黒の旗は当主の内記定義自身のもので、わずかに小さい方の浅黄胸黒の方は、「百藏」<sup>ひゃくざう</sup>と名乗る者の物である。現在、天童家文書で確認できる「百藏」という名は、実は、定義の若い時の字であり、この二つの小旗は同一人物の物の可能性がある。しかし、名前に合わせて小旗を使い分ける必要があつたかどうか疑問が残る。

定義は万治元（一六五八）年に国番頭に任命されていると『伊達世臣家譜』に書かれている。それ以後の役職は不明であるが、このような小旗を用意する必要がある役職についていたことがあつた事実は確認できる。定義の世嗣久藏頼真は、延宝五（一六七七）年七月に初めて小姓組に上るので、延宝三年段階でまだ奉公には出ておらず独自に一つの小旗が持てる年齢だったとは考えられない。よつて、少なくとも「百藏」を「久藏」の旧名・別名とは考えにくい。

なお、この二つの小旗は、草木染という、比較的単純で古風な技法で染められている。

仁尺 仁尺 仁尺三寸

右小旗朽葉胴黒二幅長六尺三寸  
乳金

(二四・八cm×一九・五cm)



### 解説

史料39の小旗のうち、内記と同じものであるが、年代や持ち主の名前は不詳である。また、史料の変色が大きく、朽葉色が抜けている。

大馬印

長八尺  
横四尺五寸  
但四幅

金鳥毛 小馬印  
金龍

長六尺  
横三尺三寸  
但三幅

右之通相伺申候以上

宝永七年八月廿八日

天童彦三郎

(二一・三 cm × 四一・五 cm)



### 解説

宝永七(一七一〇)年八月付で藩に提出した馬印図柄報告書の写し、控えである。天童彦三郎右近成頼は、宝永七年六月に大番頭に任命され、この馬印図柄の提出が大番頭就任と関係していた可能性がある。

形状 자체は前出の「小旗」とほぼ同じであるが、名称が「小旗」から「馬印」にかわっている。大馬印は、陣地に置く物で、小馬印は、実際に備と一緒に移動する時に、その位置を示す目印である。馬印といえば、長柄という鉢の先端部に造形物を飾る形、例えば豊臣秀吉の飜車の馬印が有名であるが、天童家の宝永年間の「小馬印」は、小旗と一般的に考えられる馬印の両方の様子を取り入れている。旗の模様が延宝年間の物と大きく変わっていることが注目される。延宝の小旗の模様が直線で描かれているのに対し、波線を取り入れる宝永段階の技法には、一八世紀末に京都で興った友禅染の影響があつたと考えられる。

此旨宜御執成可被  
下候恐惶謹言

天 正月朔日 御書判

但木志摩様  
右兩通如斯相認十二月十日後藤孫兵衛殿江

指出候處御請取之段申聞候事

石田豊前様

文化五年 諸御用留帳

正月ヨリ 御留守居方

(二六・〇 cm × 三三・一 cm)

### 解説

天童家にあつた襖の裏張りとして出てきた文書である。筆跡と内容からみて、ともと一つの帳簿であったと考えられるが、破損が激しく断簡の間の連続性を再現するのが困難のため、内容が不明のものが多い。この留帳の史料的価値を理解するために断簡枚ごとの意味以上に、この帳簿から垣間見られる断片を一つの全体として見渡した時に見えてくる天童家の仙台藩敷と準一家天童家の仙台藩臣団における立場について概観した方が生産的である。断簡については個別的に解説を加えるが、最後に全体的な解説に本旨を委ねることにする。

史料42の左側が留帳の表紙となり、文化五(一八〇八)年、当主が右近介常頼の代からのものであること、帳簿の原題が「諸御用留帳」で作成した役者が「御留守居」であることが確認できる。裏側の断簡は、但木志摩・石田豊前宛ての「奉行」である。但木は当時の仙台藩の家老職にあたる「奉行」であった。内部の控えであるので、「天童右近介」の名前を省略して書いている。文末の後書「右兩通如斯相認」の部分では、このような書状を宛て人の二人ではなく、月番奉行となつてゐたであろう別の奉行後藤孫兵衛の自宅に天童家留守居役の者が届け、受取を確認したことを示す。重臣と奉行職との間の文通の具体的な仕方が分かり興味深いが、肝心の「両通」の書簡の内容が全く不明である。

切白紙

主人天童右近介屋敷裏獨小路竹垣雪柳

御旗本岡崎信右衛門より今朝申来候付被越立合見分仕候處水風呂桶斗二而火入金物等無之何方より之捨物御座候捨物無相違相見得申候付

屋敷内 持參仕預置右之趣相達申候段  
免毛様御家來へ申断候上右之段相達申候以上  
天——留守居

三月七日

御門奉行所

清江先生集

右之通相認右水風呂桶持添御町奉行

石川仲左衛門殿宅相達候処御請取之段取次へ  
申聞奉退候以上

近衛内府様御事

去用十一日御婚禮無

御清被涼涼便自知  
仕恐悅之御儀二奉存猶

乍序

星形様右御悦申上候



史料の前半の「切白紙　主人童右近介屋敷裏」の書簡は、留守居役の滻口半四郎が仙台城下町の町奉行石川仲左衛門宅に届けた、捨て物の届けである。この留帳を書いた人物の名前がここで判明する。内容 자체は、水ぶるの桶が屋敷裏の林の中を見つかった、という何の変哲もないものではある。この文書の届け先が町奉行であることに大きな意味がある。このことを示すのが後掲の史料58の最後の二行にある。「この二行の趣旨は、「大番方勤方留」という藩法（藩法史料叢書『藩法史料叢書3　仙台藩（上）』三八七頁）で次のように確認できる。ただし、この藩法集にはこの法令の年代が記されていない。

## 「六八

屋敷前ニ而捨物有之節ハ、只今迄ハ支配頭江相達候處、向後

ハ諸士・寺院共ニ直々御町奉行所へ可相達候、御扶持人并拝

借屋敷之者拵ハ、其支配頭江相達、頭より直々御町奉行江可

## 相達候事

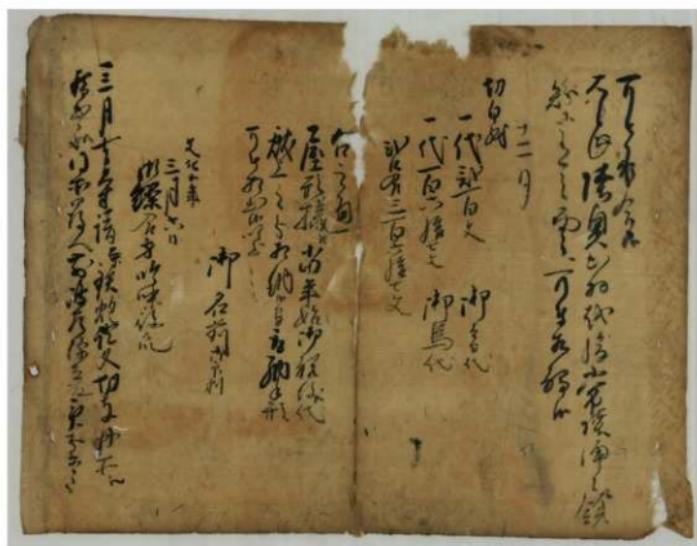
この法令で「只今迄」とは何時を指しているか、別の藩法集である「覚書」の五五番草保一四（一七二九）年二月朔日の法令第二二条で確認できる。これによると、屋敷前の横死・捨物などについては「頭々江相達」するよう、辻番所なら「御屋鋪方」（屋敷奉行）に達するように規定している（前掲「藩法」四八四～四八六頁）。「覚書」でいう「頭々」、「御屋鋪方」とはともに武家支配に属する役職で、とくに「頭」とは番頭のこと、仙台城下における武家屋敷の日々の民政的な業務も、町奉行ではなく、番頭の支配系統で行われていたことが判る。たかが水ぶろの捨て物ではあるが、この事件をめぐる事務処理の背景には、元来、町人のみを管轄していた町奉行の支配が、身分の垣根を超えて、以前立ち入ることができなかつた武家屋敷街にも及び始めたことを読み取ることができる。一九世紀に入り、かつての身分序列に亀裂が入り始めていたことを語る一断面である。

なお、文中の秋保重毛の役職を系図で確認できない。秋保免毛盛光の家格

は召出、知行高は五七三石で、天明五年二月家督を継いだ人物である（『伊達世臣家譜』続編第一卷九五頁）。

史料後段の「近衛内府云々」は、史料50と内容的に関連する。近衛内府の婚礼のことの「悦び」を「屋形様」（大名）に申し上げる、という書状の一部である。内容の様式はほぼ定型化されており、伊達本家の間係者に祝儀、不祝儀や年始・年末などの時候に準一家の家格の一つの重要な勤めとしてこのような儀礼文を藩奉行を通して提出している。

近衛内府とは、七代藩主重村正室の義父広輔長忠の孫、経豈のことと考えられる。



**解説**

三つの文書が記載されており、完全なものは、中段に配されている、年始祝儀の太刀代馬代を届けた際に一緒に提出した書状である。宛名の「御縫合方吟味役衆」とは、藩の勘定機構の中の実務担当役人のことであると考えられる。

前段の三行の文書は、海防に係わる江戸幕府からの法令の一部であると考えられ、後段の二行は、天童家が毎年の三月に提出した寺請并切支丹改の書き出しである。寺請証文を受け取った「前島左源太」の家系は『伊達世臣家譜』などの系図史料に見られず、役所の中の下級役人と思われる。

(二六・三〇×三四・一四)

一 三月七日寺請并鉄砲証文切支丹所  
指出候處同所御役人前嶋左源太殿受取書

御縫合方吟味役衆

文化五年  
三月六日

御名前御印判

右之通  
屋形様（当年始御祝儀代  
獻上之分相納候間取納手形  
可被相出候以上）

一 代貳百文 御太刀代  
一 代百六拾七文 御馬代  
貳口合三百六拾七文

十二月

切白紙

右之趣陸奥出羽越後常陸領  
知等有之面々へ可被相触候  
領

程之儀候ハ、其所と免手当いたし置  
可被相伺候畢竟何於路しや人不埒之

次第付故此方職致候訳候条油断  
なく可申付候事

右之通万石以上已下海辺領分  
有之面々不洩様可被相触事

十二月 正月四日瀬上筑後様相廻事

## 切紙

来月五日

孝勝寺様百五十拾回御忌御法事御建夜

被御執行候付

御獨立之前々右御法事之節拝罷出候輩

勝手次第御當日拝被

承知仕候私儀前々より拝罷出候義無御座候

私義當時長病瀬在申候間右之段共二

相達申候以上

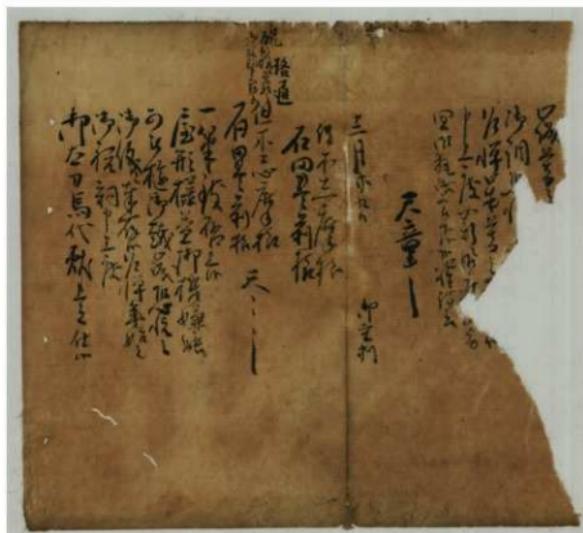
仰付御香典も志次第指上候御触之趣

(二六・五〇×三四・〇〇)

## 解説

海防に係わる江戸幕府法令の一部である。文末の「十二月 正月四日瀬上筑後様  
江相回」すとあるのは、このような法令が重臣同士の支配系列の中で回覧されて周  
知されていたことを示す。

後段の史料は、孝勝寺様（二代藩主忠宗室）の百五十回忌にあたり藩士の拝礼を  
奨励する藩からの達に対し、自分は「長病」であるので拝みに出ないことを届ける  
書状の本文部分である。当時、常頼が病氣療養中であったことが確認できる。史料  
および61が関連する。



歲暮  
御調恐悦  
乍懼歲暮之  
申上度如斯  
宜御執成可被下  
天

## 御重判

十二月廿九日

但木志摩様  
石田豊前様

「付札」  
培養江年始之  
御祝詞申上候難書

格通

但木志摩様  
石田豊前様

「付札」  
培養江年始之  
御祝詞申上候難書

格通

但木志摩様  
石田豊前様

天童

一筆致啓上候  
屋形様益御機嫌能  
可被遊御越候義恐悦之  
御儀奉存候乍懼年始之  
御祝詞申上度  
御太刀馬代獻上之仕候

(二六・〇)  
(二八・六)

## 解説

一二月二九日の日付がある欠損の激しいこの文書は、年末の祝儀の「御悦び」を伝える定型文書である。後段のものは、対となって年始の「御悦び」を申し上げる定型文である。



南部領田名部佐井村与唱候浦より三里  
程沖二去ル十九日異國船相見得候ニ付  
夫ト人數等被持遣候右船何方致漂  
流候得共御國之儀ニ候間為御心  
懸之申越候付南部大膳太夫殿御家  
老中より申越候御當領漂着候ハ  
異國船漂流之節官城浦備等之義  
前之打通置所早速人數相遣山手  
当被心懸ケ候様可有候事

右之通御書付「欠」

御便有之「欠」

十筆或席「欠」

屋形様宣御機縫「欠」

如斯シテ御座蒙此旨被承成候以上「欠」

木用二十二甲奉存候牛憚土用中「欠」

未童「欠」

右田豊前様——右書木用由後藤孫兵衛様

(一五・九 cm × 三三・一 cm)

### 解説

前段の文書は、南部藩領に「異國船」がみえたので、仙台藩領の海防体制を整えておくべきである、という趣旨のものである。この文書は、後掲の史料65及び67と関係する可能性がある。

後段の取り消し線のある文書は、「屋形様」への「御機縫伺い」で、これを季節の節目などに頻繁に提出した定型文書の一部である。取り消し線がある理由は判らないが、提出した文書の書き直しを要求されたという記述の多さからすると、この文書は、提出したが文言や形式が不適格とされたものの一つである可能性が考えられる(史料56・58を参照されたい)。

右御名代之た免御親類黒沢平左衛門様御登城被仰渡趣御承知御同人様直・右

御礼御奉行衆候御宅<sub>五</sub>御廻勤相

济事

左□□中上候 伝書

一筆致啓上候甚寒之節御座候得共

屋形様宜御機嫌罷遊御座恐悦

之御儀奉存候乍憚寒中御伺

成可被下候恐惶謹言

御機嫌申上度由如是御座候此旨宣<sup>フ</sup>執

天童右之介

十一月廿一日

御書判

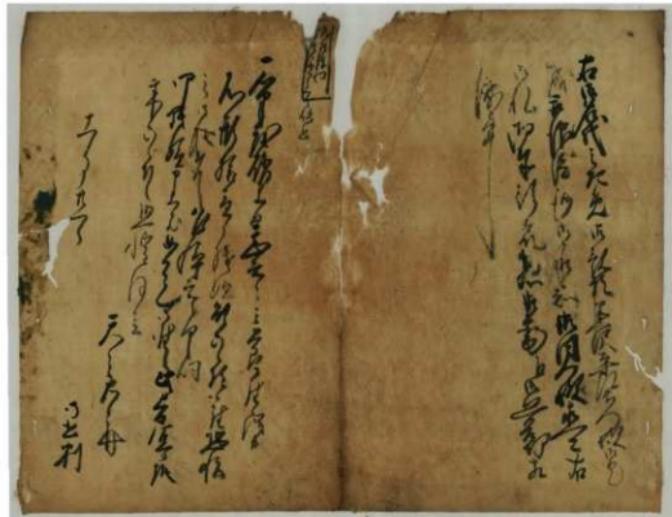
(二)五・八 cm × 三三・二 cm

### 解説

前段は、藩奉行に呼び出された常頼が、病氣を理由にか、直接登城できず名代として親類の黒沢を立てたという内容の、儀礼に係わる文書の断簡である。後段は、寒中の御機嫌伺いである。

トヨカズ

トヨリ



正月廿八日

御名前

格通

小松付  
孝勝寺様御法事御沙汰無  
御書相清候付

石田費前様

御名前

一筆致啓上候昨五日

孝勝寺様百五十回御忌

御法事御格式(二二)無御滞相濟候段承知仕恐悦之御儀(二)

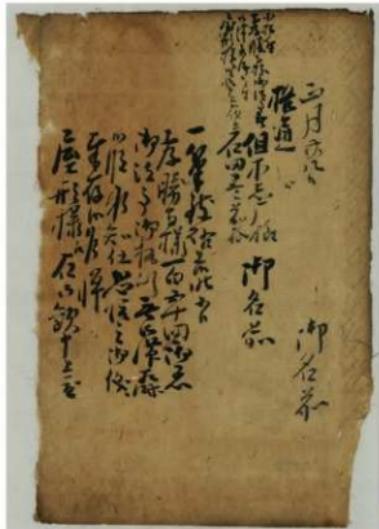
奉存候乍憚

屋形様正右御歎申上度

(二六・五cm×一八・三cm)

## 解説

孝勝寺様の百五十回忌が無事に終了したとの「御悦び」を申し上げる儀礼的な文書である。



十一月十日

但木志摩様

常頬  
花押右之通相認十一月廿六日後藤孫兵衛殿直指出候處直々被受取

候段申開候以上

切紙  
御親類様方正著寒之間

御機嫌申上候儀等早々御触之趣

承知仕候私儀先年より

御親類様方同御機嫌申上候儀

無御座候右之段相達申候以上

十一月廿六日 天一

一当正月以後代替并名代被  
仰付其外名改等被  
仰付品替無之訖

可相達由之御触之趣承知仕候私儀

品替之儀無御座候右之段相達申候以上

十一月廿八日

右之通相認孫兵衛直相達候處御受取之事格通  
用形様上候成口口

御機嫌申上候體書

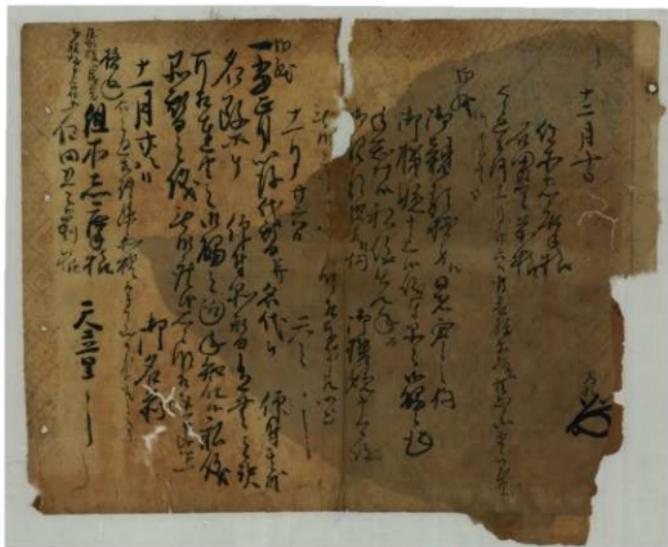
石田豊前様

天童

(二六・九 cm × 三三・一五 cm)

## 解說

目付が前後している文書が三通並んでいる。前後のものと本文が欠けているため内容不詳であるが、いずれも年末が迫る中の儀典的なやり取りに係わる内容であると考えられる。一一月二六日付のものは、伊達宗家の「親類様」に天童家は暑寒の御機嫌伺いを出さないのが慣例であるとの届けで、一一月二八日付のものは、天童家には代替わり、改名などをを行った者はいないことを奉行の(後藤)孫兵衛に届け出る定型文書である。武士にとっては、「家」の中の地位および名前などは、藩に届けて管理される重要な事項であったことが判る。



近衛内府様二  
尾張宰相様御姉

琴姫様御縁組如御願之去月廿七日  
被仰遣候段承知仕候恐悦之御儀三  
奉存候乍憚  
屋形様右御悦申上度私儀長病中二付  
使者指出申候此旨宜御執成儀被下候

以上  
十月廿三日

天

(一五・九cm×一六・一cm)

直瀬内府様  
近衛宰相様御姉  
琴姫様御縁組如御願之去月廿七日  
被仰遣候段承知仕候恐悦之御儀三  
奉存候乍憚  
屋形様右御悦申上度私儀長病中二付  
使者指出申候此旨宜御執成儀被下候

ナ月廿三日

天

### 解説

史料43と関連する。近衛内府の婚礼について「御悦び」を言上する。

無御滞相済申候依之青木甲斐守様

岩城采女様有馬久米之丞様河野勘右衛門殿  
山添義春院今井帶刀殿御出御悦被進

千秋万歳目出度御事恐悦至極奉  
存候右付為御使者御武頭代熊平

繁之丞被相下御一門中<sup>正</sup>御書被遣各<sup>正</sup>も  
被成下

御書候右之趣承知可仕順  
孝院殿<sup>正</sup>被申上御一門中始可被相通候

(二五・七cm×一六・六cm)

子待を候ふ候ふ候ふまう年甲斐守様  
三月半お候有馬久米之丞様河野勘右衛門殿  
山添義春院今井帶刀殿御出御悦被進  
千秋万歳目出度御事恐悦至極奉  
存候右付為御使者御武頭代熊平  
繁之丞被相下御一門中<sup>正</sup>御書被遣各<sup>正</sup>も  
被成下

### 解説

婚礼などのような御祝儀が滞りなく成就したことを知らせ回文が届いたことを承  
知する内容の儀礼関係の文書の一部である。

口上

一 屋形様過。十四日より御火氣被為有候處御庖瘡  
被為成候過。十七日晚より御道悦被遊候段御触

之趣承知仕候乍憚同御機嫌申上度□

□□遣候此旨宜御執成可被下候以上

正月廿八日

一 私義松鷗 御名代被 仰付今日曉  
上府仕候付此段可奉申上候以上

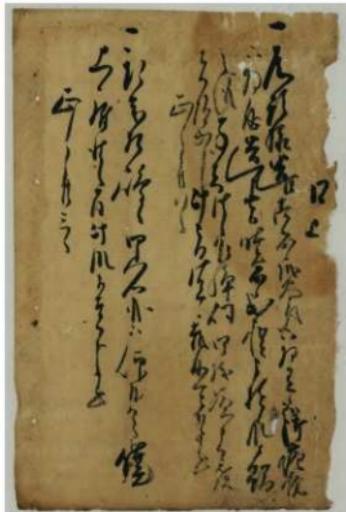
正月廿三日

(二五・五cm×一六・八cm)

### 解説

前段は、大名が庖瘡にかかるて快復したことの「御祝び」を申し上げるものである。当時の大名は、一二歳ぐらいの伊達周宗であり三、四年後に病死する。

後段は、常頼が松島への「代参」を命じられ、その準備のために「上府」（在郷から仙台に上がった）ことを届ける文書の控えである。准一家の天童家は、度々、大名に代わってその一族の人として伊達家の菩提寺に伊達家の祖先の命日にお参りすることを命じられた。このことからは、「准一家」という家格が單なる名称ではなく、天童家が伊達家の一員としてその祖先崇拜儀礼を代行する役割を担つていたことがわかる。さらには、當時無職の常頼が八幡村の在所に滞在しており、居所を変える度に藩に自分の所在を届けなければならないことが判る。武士に対する生活規制の一端が窺える一コマである。なお、代参を命じられそれを引き受けているところをみると、この松島代参にかかる一連の文書は、常頼が脚氣から快復したことであることを意味するであろう（史料55を参照されたい）。



白石良治

正月十九日

天童右介殿

御留守居中

一筆令啓達候來。廿四日於松嶋

陽徳院様御正忌年始御覧

御名代被仰付候恐惶謹言

但木志摩

書判名前

正月十九日

天童右近介殿

「欠」

前日申達候衣装熨斗目長袴付可

被仰付候

御名代被相勸候刻限等之義ハ陽徳院様江

可被合候御名代相済し候御同番へ

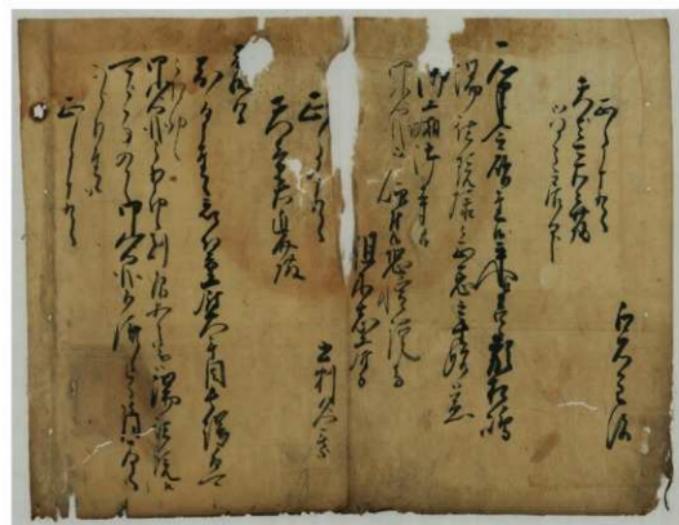
下被相達候以上

正月十九日

(二五・五cm×三三・三cm)

## 解説

史料53と関連すると思われる、代参にかかわる内容である。「松局」とは、具体的に瑞巌寺にある陽徳院廟をさしている。陽徳院とは、初代藩主伊達政宗の正室愛姫の法号である。



## 御縫合方吟味役衆

一  
当月廿七日 桂山様十三回御忌御法事被仰付候儀一付  
御<sup>名代</sup>被仰付候触之趣承知仕候御当日  
指出吏<sup>名前左</sup>

瀧口半四郎

右之通相達候以上  
当月十二日御名前

同日當沢金吾様差出候御覽一付引取

私義大番頭御<sup>口</sup>相勤罷有申候處病氣付右之段  
御免被成下度段文化三年十一月奉願候處如願  
同年十二月如願御免被成下長病<sup>ニ</sup>罷在申候故  
長病御免被除度奉願其後元詔葉用仕候得ハ  
示通と本復江戸他國之御奉公者不及申用共  
相勤候義指支無御座候<sup>ニ</sup>付御憐愍を以如願被成下  
度奉存候私義御知行高百三十四貫七百六拾七

御名前

御重判

文化五年七月十四日

後藤孫兵衛殿

右之黒澤平大左衛門様 御留守居當沢金吾  
附添同日之遣付後藤孫兵衛様御覽之由不<sup>口</sup>之者  
申聞候一付引取

(二六・五cm×三四・五cm)

## 解説

前段は桂山様法事への代参を命じられたことを承知するという趣旨の届けである。桂山様とは第八代藩主伊達斉村（一七七四—一七九六年）のことである。  
後段は、長病快癒とでも呼ぶべき内容の文書である。常頼の病気が脚気であつたこと、文化三（一八〇六）年一二月から内容の文書である。常頼の病気が脚気が含まれている。文中の「他国」とは、他の藩領などを意味するのである。

正月廿一日

但木志摩殿

右之通御同番様、可仰出候處書判之上

勘定所（指）遣申候處御手写御判紙被共

遣早（指）候事

三燒替（指）とられ被仰聞候こと

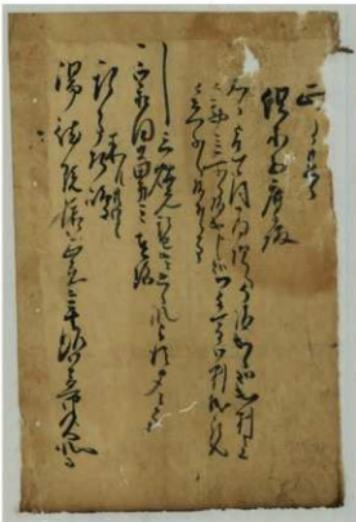
一泉田勇之進様

来ル廿四日

□事松嶋

陽徳院様御正忌年始御□御名代御

(二五・五cm × 一六・八cm)



### 解説

内容は、一旦願書を番所に申し出したら、常頼の書判（署名）を加えて勘定所に再提出するように命じられた、という意味の断簡である。本文の内容は、確定できないが、次の史料57の経きである可能性がある。

後段は、松島陽徳院への名代代参についてのものである。

右之願い御当所より罷成候事

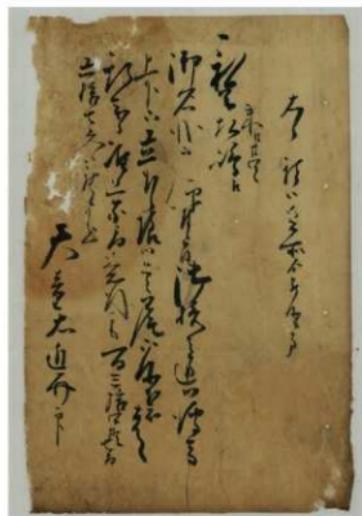
来ル廿四日

一私義松嶋

御名代被仰付候ニ付格之通御伝馬  
上下被立下候様御首尾被成下度奉存候  
私義准一家而御知行高百三拾四貫七百  
六拾七文御座候以上

天童右近介印

(二五・五  
cm×一六・六  
cm)



### 解説

松島への代参につき、往復路に伝馬の利用に必要な事務処理をしてほしい、という意味の頼書である。伝馬とは、宿継ぎで荷物を運ぶための馬のことで、代参が公用であるため、無償の伝馬の利用を認められたことが判る。なお、このような代参に赴くときには、天童家が自分の位と勤務内容に相応しい態勢の行列を組んで行進して行つたはずである。天童家が在所で抱えておいていた家臣団は、準一家という家格のこのような勤務を支えるためのものでもあった。

候様御役人共より相返候。付肩書いたし指出候所被受取(「欠」)取次を以被仰聞相済退出ス

白切紙

私儀長〔長病□〕罷在申候處廿日置付右之段致御届候

四月十一日

以上

右之通後藤様へ指出候處前より之如達候廿日置付右之

段相達候有之候間前例之通さし出候處廿日置付  
と認直候様御用入申聞候間認直さし出相済引取候

一屋鋪前等捨物有之候節昨今迄ハ支配頭正

相達來候處向後者諸士井諸寺院共直御町

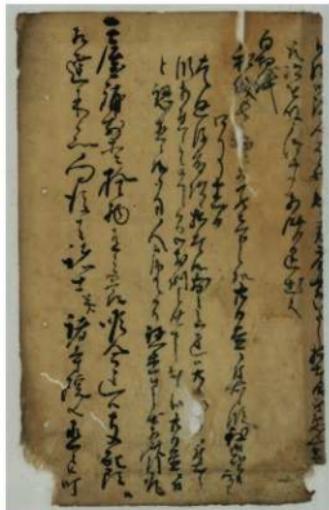
(二五・二cm×一七・〇cm)

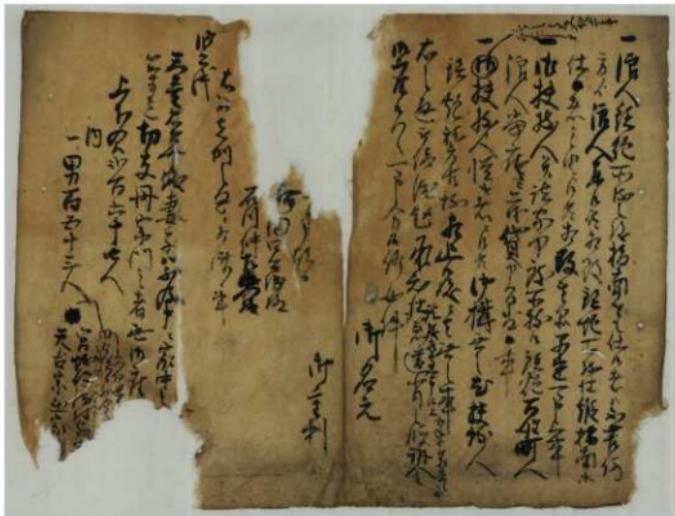
### 解説

前段二行の本文内容は不詳であるが、願書を役所に提出したところそれを返され、肩書を書き加えたものと指出直したら受け取ってもらえた、という趣旨のものであ

る。様々な文書を役所に提出する場合の形式の重要性を示す一文である。

中段の「白切紙」の文書も文書の形式を整えることの重要性を示すものである。常頼の長病(脚気)が本復する前の段階のものであろうが、長病で休職中の者は、二〇日置きに奉行に自分がまだ病氣療養中である旨の届けをするよう、義務付けられていた。この文書はその届の控えであるが、「前例の通り」の文の届けを出したところ、奉行の後藤(孫兵衛)の用人から「二十日置きにつき」と認め直すよう指示され、その通りに書き直したら文書を受け取つてもらえた、というものである。このような定型業務となるような文書を作成したのは、常頼本人よりも留守居役の瀧口半四郎の仕事であったと考えられ、留守居役の苦労の一端が窺える。後段二行については、前掲史料43の解説を参照されたい。





一浪人鉄砲所持之儀指南をも仕候者ハ不苦何

浪人鉄砲所持之儀指南をも仕候者ハ不苦何  
方より浪人参候共相改鉄砲所持仕段指南等  
土二号二七日文七月三日付

一  
仕山者之由候其相改其品早遷司申上事  
御扶持人并諸家中致所持候鉄砲百姓可人

**浪人当座** 二茂貸申間敷口事

五年より被相直は  
此の如きに付する

右之通被仰渡候趣承知仕若違背之段訴人也

御座候ハシ可申分候仍如件  
御名元

御重刊

河田四兵衛殿

石川仲左衛門殿

右ノ御先例之追相承候事

天童在近猶備妻子，不及申。家中之

文化式

上合式百六十七人

宮城郡八幡村家中

天台宗出家

(一五)

史料44後段と関連する内容の、鉄砲および切支丹宗門改め請書の本文の一  
部である。提出先は、町奉行役の河田四兵衛・石川仲左衛門となつており、  
史料44の「寺請井鉄砲証文切支丹所」という役所が町奉行の下部機構であつ  
たと思われる。奉行の名前の左隣にある「右之御先例之通ニ相済候」という  
文言は、留守居方がこの留帳の上に日々の業務を逐一記録する意味を的確  
に表している。史料58と併せて、日々藩に提出する各種類の文書の受け取  
りを円滑に進めるために、「先例」に則り文書を作成し、卒なくそれを受け  
取つてもらうために平素から文書の文言と様式（立紙、切紙など）を緻密に  
書き綴つていく必要があり、それがこの留帳という文書の一つの大きな役割  
であった。その作業の一部として、本文の上に文化五年に新たに生じた形式  
の訂正をも書き込んでいることがこの帳簿の有用性を維持するために必要で  
あつた。

後段の「御立紙」は、切支丹改（宗門改）の寺請の一部である。広い意味  
での天童家とは、常頼の家族の他、家臣団の家族を包摂するものであり、寺  
請証文は、広い意味での天童家全員を対象にするものであった。「上下合武  
百六十七人」とは、主人の家（上）とその家臣（下）を合わせた人数で  
あり、文化五（一八〇八）年段階の家臣団の人数についての貴重な情報であ  
る。ただし、続く史料60の解説をも併せて参照されたい。

一女百十四人

光德院

右右近介義妻子共<sup>三</sup>臨濟宗<sup>西</sup>當時且那<sup>一</sup>「欠」御座候若訴人も候ハ可申分候依如件<sup>二</sup>「欠」<sup>三</sup>  
文化五<sup>庚</sup>年御書出御人数不足<sup>四</sup>宮城郡八幡村臨濟宗<sup>一</sup>「欠」<sup>二</sup>  
相成候付<sup>三</sup>上下合百八十武人<sup>四</sup>

内男九十五人

寶國寺

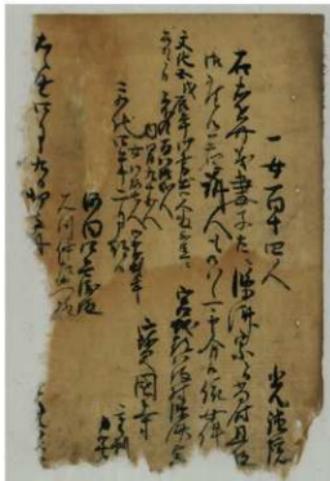
女八拾七人 御書出候事

重判<sup>一</sup>「欠」<sup>二</sup>  
中宅<sup>一</sup>「欠」<sup>二</sup>

河田四兵衛殿

右之通四月九日切支丹<sup>一</sup>「欠」<sup>二</sup>

欠

(一四・五)<sup>四</sup>×(一五・五)<sup>四</sup>

寺請証文の後半部分である。常識的に考えれば史料59の統計のように見えるが、内容をよく吟味すると、このように両者を單純に繋いで読むのに問題があることに気づく。現存する史料59および60における「女」の人数を合計すると二〇一人になり、それだけで史料59の「上下」人数を合わせた二六七人に迫る数になり、数値の間の齟齬が生じる。さらに、文化四年の宝国寺の証文では、「上下人数」を一八二人としており、史料59の二六七人と大きく開いている。読み方として、光徳院を檀家とする人数が二六七人で、宝国寺を檀家とする人数は一八二人、と解釈しても、天童家及びその家臣団男女全員を合わせた人數が四四九人もいたことになり、史料31「素風土記」で確認される屋敷数の大きな減退という現象と突き合わせて考えると理解し難いことになる。逆に、史料60の人数を文化四年段階のものとし、史料59の人数を文化五年段階のものとしても、たったの一年で八五人の急増も理解しがたい。今後の考証を待ちたい。

なお、寺請証文の宛書が鉄炮証文と同様に町奉行の河田と石川になつてい る。しかし、実際に文書を受け取ったのは、史料44にその名がみられる前島左源太のような下級役人であつたと思われ、このような下級役人が史料58・59などでみられる文書の文言・形式の妥当性について実際に判断する主体であつたと考えられる。このような下級役人が、留守居役滝口半四郎と対をなして主人たちの日々の業務を支えていた姿がここに垣間見られる。

御差紙写

天童右近介殿中村日向

御長病被相除候事

御自分儀御用之儀候条明十五日五ツ半時  
登城御目付相断候様御紙面之趣致

九月十四日

猶以病キ指支等候ハシ名代可被指遣候

右御請

私儀御用之儀候条明十五日登

城御目付相断候様御紙面之趣致

承知候以上

九月十四日

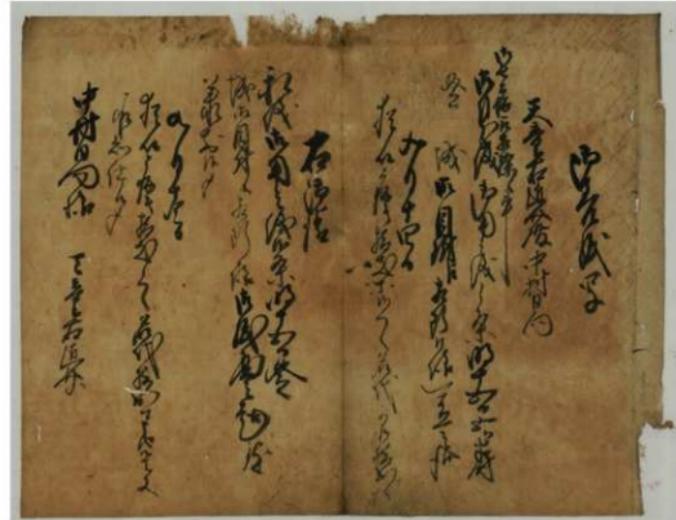
猶以病キ指支等候ハシ名代指遣可申由是又  
承知仕候以上

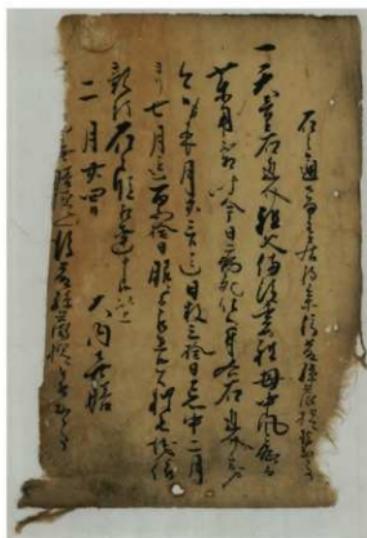
中村日向様 天童右近介

(二五二・一〇×三三一・〇〇)

## 解説

長病快氣を届けてから、通常の奉公に戻るためにには、目付（「目附」）に口頭で断るべく翌日の九月一日に登場するよう命じる差紙の控えと、それに対する常頼の「譜書」の控えである。長病に関する他の書類と併せて、武士の勤務状況に対する管理のあり方を具体的に示す興味深い例である。





解説

卷之五

（欠）膳様へ後藤孫兵衛様、被相遣候事

今田より来月廿三日迄日数三拾日忌中二月  
ヨリ七月迄百五拾日服前御座候ハ、拙者儀

天童右近介祖父備後妻祖母中風症

常頬の祖母が中風で死亡したことにより、常頬が三〇日間の忌中、一五〇日の服喪に入ることを親類の大内喜膳を通して奉行の後藤孫兵衛に届けた。身内が死亡し、了場合のこの通牒は、天童家とその家臣には忌が生じるため、親類には届けられてもらうのが通例であった。忌中は、天童家は公の場には現れることはできなくなつたので、この種の届けは必要となつた。なお、中風とは、脳卒中によつて起る下半身不隨や手足の麻痺という後遺症を指す語である。

如斯御座候此旨宜御執戒  
被下度奉存候恐惶謹言

天童

二月六日

石田豊前様

右之通相認同五日後藤孫兵衛  
小松甚右衛門受取候段申聞候事

留守居

二月六日

卷之三

(三六二四×一七·五)



解說

解説 前後の本文が欠如しているため、全体としての内容が意味不詳であるが、各種届の取り扱いにおける用人と、天童家留守居が深く介在していたことをよく示す内容となつてゐる。

覺

異国船海上船掛難成場所等御手当之儀付  
牧野備前守様御渡之由大目付衆御烟帳  
別紙写之通至來段公義史 相達江戸より  
被届候ハ其御心得可在之候

写

大目付

領分海岸付之場所先達而中川飛驒守  
遠山左衛門村上監物見分之上異國

相

防方之義委細被申聞候次第も有之候  
得者私領之儀ハ領主之取斗ニ可被任筋  
付備場所等逸仕者不申達候条猶又  
得と勘弁を加手当可被申候勿論異  
國船海上船掛難「一欠」  
掛相成候場所無之様被申「一欠」  
専要候新規二  
間違「一也不苦」「一欠」  
所手抜無之様被申「一欠」  
遠見番所大簡場等設候分ハ其處  
可被申聞候難聞義も候ハ飛驒守左衛門

主事内添工私機脚を協子テ申聞候  
御望内ある候事例トノリ是處に御  
御内事例トノリ申聞候事例に申聞  
申聞候事例トノリ申聞候事例に申聞

解說  
海防に関する江戸幕府老中牧野備前守（忠精）（越後長岡藩主）から幕府の大目付に渡された達が、仙台藩の江戸藩邸から國許に届けられ、その写しが重臣の間で回覧となつた。天童家の仙台屋敷に回覧になつた時に、留守居役がその文書をも報を持つ必要があったことを示す。

御請之義も御銘々より被仰達候様<sup>ニ</sup>是又被仰渡候条各様  
其御心得<sup>(ニ)</sup>御首尾可被成候已上

猪苗代主計内

七月十八日 後藤守衛

右八御一席より老人ツ、御呼出被仰渡儀<sup>ニ</sup>在之候事  
御請

御家中之輩兼<sup>ニ</sup>武器等心懸不置不叶義<sup>ニ</sup>候処

不心懸成者多分<sup>ニ</sup>被及<sup>ニ</sup>御徳御氣之毒被

思召候<sup>ニ</sup>付乗馬も可相立余柄之者并番頭格以上

乗馬も立武器も<sup>ニ</sup>相成丈ヶ段<sup>ニ</sup>相備如此度之

御用被<sup>ニ</sup>仰付候共速相勵候様兼<sup>ニ</sup>相応心

懸置候様可仕旨品<sup>ニ</sup>御書立を以被仰渡承知  
仕候右御請申上度候如是御座候以上

七月廿日 御名元

同日備前棟宅へさし出候由此書御受取候由<sup>ニ</sup>退出

一 御用之義候間今八ツ時迄之間早<sup>ニ</sup>宅へ罷出候様  
近江へ被申候以上

九月三日 桑島一郎

——殿 留守居中 御連名有之候<sup>ニ</sup>共略ス

浦<sup>ノ</sup>番「 欠 」<sup>ニ</sup>候様追<sup>ニ</sup>持場不及  
廻番に由「 欠 」<sup>ニ</sup>口<sup>ノ</sup>之通<sup>ニ</sup>有之候

(15.1cm × 31.1cm)

二つの部分からなる文書である。猪苗代主計（役職不詳）の家来の後藤守衛名で伝えられた前段二行の本文は伝わらないが、その内容は、それに対応する「御詔」（承諾書）の雰形と思われる中段の文書から知ることができる。藩士たちの軍備の不備を憂える大名が、特に乗馬して出陣すべき者および番頭以上の格式の者たちが乗馬を平素より飼育し、かつ武器もできるだけ備えておき、この度のような事態が起こった時（史料47か）に速やかに対応できるよう命じた。請書では、命じられた通りのことを承知して「御詔申し上げる」ことを表明する内容になつていて、一九世紀初頭の仙台藩士たちの武備の不十分さを映し出す内容である。

後段の一「御用之義候間」とは、「宅」（自分の支配頭か、奉行の自宅と思われる）に出頭するよう命じる内容である。そこで言い渡された内容が最後の二行の海防関係のものであったであろうか。

写

天童右近介 留守居江

家

天童左近介

るよしよし

シス

島々西日本船

牧野備前守様より御書付御渡之由

大目付衆

より御廻状至來之段別紙写之通江戸より

申来候間其御心得可在之候以上

大目付

於路しや船取計方之義付去寅のとし

相達候旨茂有之候処其後鷹夷之

島々江来、狼藉及び候上向後何之

浦方<sup>(三)</sup>も於路しや船と見受候ハシ旅重打払付近付<sup>(二)</sup>おみてハ召捕又ハ打捨時宜<sup>(一)</sup>慮し可申ハ勿論之事候ハシ難船<sup>(一)</sup>漂着<sup>(一)</sup>まぎれ無之船具等も損し

(二六二・四×三四・二・三)

## 解説

江戸幕府老中の牧野備前守忠精が幕府大目付に出了した海防法令が江戸の仙台藩屋敷から送られ、天童家の留守居方留帳に写されたものである。「大目付」以下の文言が本文にある。レザノフ使節団の日本人漂流民返還に応えて、幕府が文化三年(一八〇〇)年九月にロシア船に対する船取斗方<sup>(一)</sup>の義とは、この法令のことを指している。しかし、幕府に通商交渉を断れたレザノフの部下が同年の九月にカラフト及びエトロフ島の日本人居住地を襲撃するという事件を起こし(蝦夷の島々江来たり狼藉に及び)、その事件をうけて幕府がロシア船に対する方針を転換して打ち払いを命じることを伝えるのが本文の趣旨である。



處此度蝦夷(一) 羽太安藝守殿遠山左衛門被罷登  
之事南部(二) 欠領夫より相馬鹿嶋  
辺まで海(三) 欠為見分之被相通候由之  
御書付被相渡候由江戸より申來候右(二) 付而者  
備人數可被致見分哉も不相知候處左候(一) 付而者  
速人數不相遺候得ハ不罷成義兼心掛  
被仰付置事(二) 候間夫手配相加居候儀ハ  
可有之候義(三) 候得共前書之趣申來候間尚又  
相通申候勿論來(一) 五日頃江刺人首

寓(一) 羽太安藝守殿遠山左衛門被罷登  
事(二) 相聞得申候間右之心得諸事可

被心掛候事

右之通御書付を以被仰渡御留守居中  
銘(一) 写取候引取其節御内用

被遊御出府候間直(二) 上申候事

極月

八月廿六日

親心院様三回忌御法事御執行

(二五・五 cm × 三二・四 cm)

### 解説

本文の前半が欠けている上虫食いもあるので内容を十分に把握できないが、江戸幕府の役人が蝦夷地から江戸に帰る途中に南領から相馬領までの間の海防施設を検分するであろうという情報が江戸の仙台藩邸から届いたので、海沿いに海防の持場を任せられている家臣には準備するよう命じるという趣旨のようである。幕府の役人とは羽太安芸守正養及び遠山左衛門影晋である。羽太は松前奉行としてロシア人襲撃事件の責任を問われていたが、遠山は、文化四年からシシア船来航により蝦夷地の調査を命じられており、羽太と一緒に江戸に帰る途中であった(領内海防体制の不備を突かれたばかりの仙台藩当局が幕府役人の立ち入り検査(「検分」)に神経をとがらせていた様子が窺える。

後段の二行は、歎心院様、すなわち七代藩主重村正室の三回忌の法事が無事に済んだことの御悦びを申し上げる定型文の前段であろうと推定する。

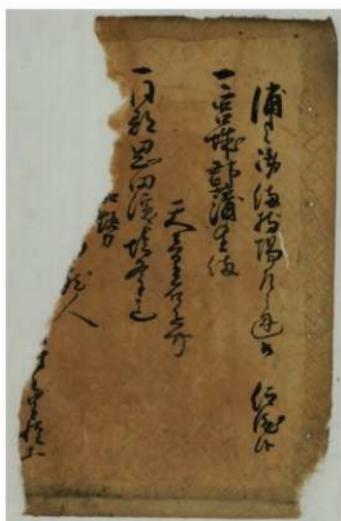
浦々御備持場左之通被 仰渡候

一 宮城郡蒲生備 天童右近介

一 同郡岡田濱塩釜迄 加勢

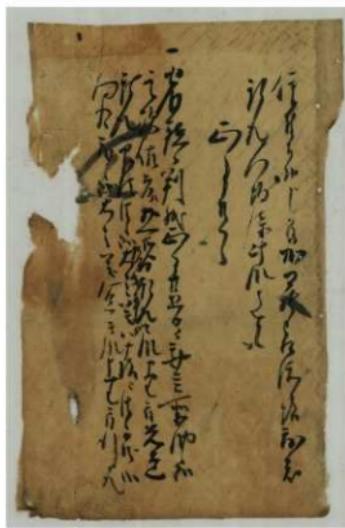
一 欠 欠 (一) 藏人  
一 欠 (一) 足輕等

(二五・五cm×一六・〇cm)



### 解説

藩内海岸沿いの「御備持場」の写しで、天童家の持場が宮城郡蒲生であることが示されている。「御分領中海岸筋村々里数等調査並海岸図」(部分)嘉永六(一八五三)年三月(仙台市博物館蔵)によると、宮城郡蒲生浦御備場の担当家臣は、天童貞之助(在所宮城郡八幡村)および柴田外記(在所柴田郡船岡村)であり、大谷高城備場の担当者は、後藤孫兵衛(在所遠田郡不動堂村)および和田常之丞(在所宮城郡蒲生村)であった。この史料によると家臣の担当備場がかなりずしも自分の拝領する在所と同じではなかったようである。



宿継御判紙正月廿五日勘定所相納候處  
次佐藤介一右衛門預取候段申聞候付先達  
預取印形仕候處右之義ハ申様仕候哉小  
伺合度候處右之義宜キ段申聞候付引取  
正月廿日

宿継御判紙正月廿五日勘定所相納候處  
次佐藤介一右衛門預取候段申聞候付先達  
預取印形仕候處右之義宜キ段申聞候付引取  
正月廿日

(二五・五cm×一五・七cm)

### 解説

前段二行の前半が欠けているため、内容が不詳である。中段の「宿継判紙」を勘定所に納めたという内容と日付からみると、史料57で申請した伝馬の宿継判紙を指していると推定される。後段の文書は、後半が欠けているため、内容不詳である。

遠藤勘解由様

石田豊前様

十一月九日後藤孫兵衛様江富澤金兵衛  
持參指遣候處御用入小松甚右衛門御懇申聞

暑愈々共<sup>ニ</sup>入日十日前<sup>ニ</sup>便書被仰遣候事

候間御失念致候御心懸被成候様可被下候

「欠」歲暮年始迄も是順被申候事と  
□□候為□聞如此御座候以上

若狭の

とう葉師

文化六年分

## 解説

「文化六年分」という文字は、表紙には「文化五年」とあつても、この帳簿には少なくとも二年分の記事が含まれている可能性があることを示す。裏の文は、二つの文書の断片であり、前段は、本文は欠けているが奉行後藤孫兵衛宅に文書を届けた際の受取人の御用人小松甚右衛門が「御懇う」いろいろと助言してくれたことを記している。

後段の文は、歳暮および年始の儀礼についての問い合わせに対する回答の一部であると推定される。

(一五・七cm×三二・八cm)

## 「留守居方留帳」の世界

天童家のようすに仙台屋敷と在郷屋敷を拝領していた家臣にとって、この二つの屋敷をどのようにして利用したか、それぞれの屋敷の機能が何であったか、これまでほとんど解明されたことがない。天童家文から留守居方留帳が断簡という形ではあっても発見されたことは、それだけでも大きな意義がある。

内容からして、この「留守居方留帳」は、天童家の仙台屋敷で作成され、文化五（一八〇八）年の留守居方が滝口半四郎であったことがわかる。

当時の天童家の当主は、右近介常頼であった。常頼は寛政三（一七九一）年六月、病氣の父に代わり「職を奉」した。寛政八（一七九六）年七月に大名の「帰國」の礼を江戸に使いとして報告した。寛政九（一七九七）年一月に大番頭となり、同一（一七九九）年五月に父倫頼が致仕して常頼が家督を継いだ。文化二（一八〇五）年一月に病氣を理由に免職となり、文政六年（一八二三）年再び大番頭となり、同七年七月には「少老」職（若年寄）になつた。『伊達世臣家譜』（続編、第三卷「宝文堂、仙台、一九七八年、六十頁）によれば、留守居留帳が書かれた文化五（一八〇八）年には、病氣を理由に休職中だったはずである。このような状況の常頼が仙台屋敷に常時詰める必要はなく、八幡在所に滞在していたことが窺はれる。

今回の「留守居方留帳」の発見により留守居方という役職の仕事内容の一部を残された断簡によつて垣間見ることができるようになつた。いうならば、これまでペールに包まれていた上級家臣の仙台屋敷の中に、入つてみるとそれが可能になつた。ただし、留守居方という役職の性格上、ここで見られる仙台屋敷の世界とは、あくまで公的な機能を担つた屋敷の「表」の部分までであつて、常頼とその家族の私生活、つまり「奥」の世界は、留帳にはまつたく現れてこない。

留帳に記録された天童家の仙台屋敷の公的な仕事とはどのような内容であったか。留帳の記述をおおよそ次のものに分類できる。

① 大名への年始摺・機縫伺・献上等（43後段、44中央、45後段、

46・47後段、48・49、50・51、52）

② 大名一族の菩提寺への代参（53、54、56後段、57・58前段、

同中段、69中段）

③ 屋敷周辺の社会秩序に関する届け（43前段、58後段）

④ 宗門鉄砲改関係（44後段、53後段、54、59、60）

⑤ 当主の勤務状況などに関する藩奉行との往復文書（45後段、55後段、56前段、61、62）

⑥ 幕府の海防關係の伝令（44前段、45前段、64、66）

⑦ 藩士の軍備や海防に関する仙台藩の伝令（47前段、65、67、68）

⑧ その他（70）

全体として見た場合には、①・②の儀礼的な内容が最も多いことが目につく。準一家という家格が単に家臣団における序列や藩主との相対的な親疎関係を示すものではなく、特に代参儀礼を通して広義の伊達家の構成員でもある存在であった。日々繰り返し行われる儀礼とは、主家と門閥家臣との間の絆を生活中で生きたものとして再生産・確認する機会であったと考えられる。

もう一つは、ロシアのシベリア・北方進出に伴う軍事的緊張の高まりのなかで、天童家という上級家臣が藩の軍事指揮官として果たしていた役割がこの時期にクローズアップされていたことがこの帳簿に如実に表れてくる。実は、天童家の代参という儀礼的な役割と軍事指揮官としての役割が深く結びついており、代参する場合にその役回りにふさわしい行列を整えておく必要があったはずであった。その行列の構成員として天童家の家臣が並んでいたはずで、天童家の儀礼的な役割と軍事的な役割がこのように交差していたと考えられる。

最後に、「留守居方留帳」の行間からは、天童家と藩の役人（奉行、町奉行、勘定所など）との間の具体的なやり取りに天童家の留守居方と、相手側の用人が深く介在していたといふ姿が浮かび上がってくる。藩の公式記録に姿も名前も現れず、彼等の痕跡も公式文書に残ることがほとんどない一群の人員が当時の武家社会と行政システムを支えていたことが「留守居方留帳」の様な文書に垣間見られる。これからは、武家社会を底辺から支えたこのような人々の実態解明が課題となろう。

文化關係



## 喜太郎稻荷大明神之社歴

謹請再拜再拜掛卷モ畏モ天童中町鎮座々志喜太郎  
稻荷大神モ天平神護武年和氣清磨之一子仲安申  
者有故有此東北モ逃モ時當地モ止モ赤心崇拜建立申  
實モ壹千有餘年モ星霜モ經モ多留モ古モ奈里モ其後數百年モ經モ  
朱雀天皇天慶元年七月仲安モ未孫喜太郎モ申者有仲安モ遣  
書手携モ遠モ御祖清磨及仲安モ遺蹟手探査モ性事實爲  
都モ登モ歸途思立山城國伏見稻荷モ五行モ積美モ御位モ  
奉御受同年八月合モ降國設當社奉勸請モ當モ降  
臨有天神處モ祈願モ依モ喜太郎稻荷大明神モ稱モ其  
後貳百七拾五年モ經此北畠顯家當地方モ守護モ當  
社モ祈願所モ是モ最上モ一社モ奉モ後天童公主モ領モ舞  
鶴山モ移モ坐モ防寬明モ手造モ祈願所モ是モ壹千石モ御朱印  
手獻其信仰實仁厚モ實里天童公衰モ山形最上義光モ  
代モ御朱印慶除モ是モ天正拾參年貳分モ一平東  
北モ嶺モ移モ是モ萬民孤崎モ稱モ後天保參年織田  
公天童領主モ是モ城モ築造モ際志御本尊モ今乃中  
町モ奉鎮座モ喜太郎稻荷大明神モ敬申

(二三・二三×四七・八三)

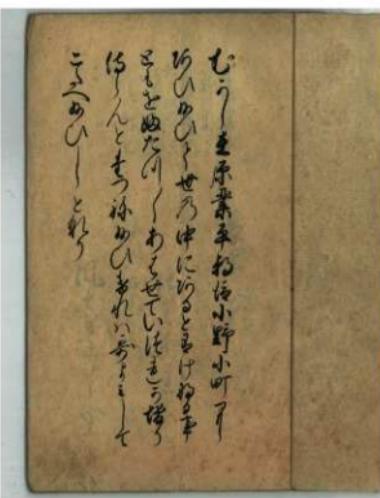
地モ移モ是モ高天御時奉天保參年歲日  
合天童領主モ是モ城モ築造モ際志御本尊モ今乃中  
町モ奉鎮座モ喜太郎稻荷大明神モ敬申

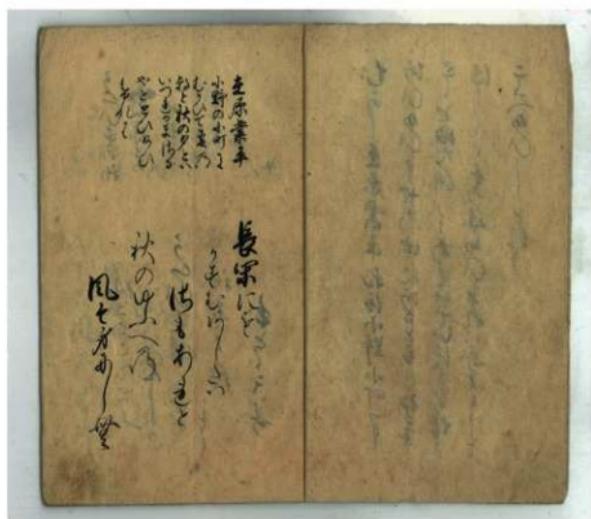
解説  
天童家の守り神である喜太郎稻荷大明神の社歴を記す。出羽・陸奥の国を指して「東北」という言葉を使っているところをみると、文書としての成立が新しいことがわかる。

## 磯馴松

むかし在原業平朝臣、小野小町に  
あひ給ひて世の中にあると有けなる事  
ともをふたづくあはせていつれか増り  
侍らんとたつね給ひけれハ、歌よミして  
こたへ給ひしとなり

むかし在原業平朝臣、小野小町に  
あひ給ひて世の中にあると有けなる事  
ともをふたづくあはせていつれか増り  
侍らんとたつね給ひけれハ、歌よミして  
こたへ給ひしとなり





在原業平  
小野の小町に  
むかひて春の  
朝と秋の夕とハ  
いつれがまさる  
やどとひ給ひ  
ければ

長閑にも  
かすむあしたハ  
さもあれと  
秋のゆふへの  
風そ身にしむ

花のさかり  
あらし山と  
流るゝ 紅葉  
大井川 とハ  
え 秋ハあれと  
ぬ あらしの  
やまの

花のさかり  
あらし山と  
流るゝ 紅葉  
大井川 とハ  
え 秋ハあれと  
なら あらしの  
ぬ あらしの  
やまの

さくら狩と  
野遊ひ  
いづれか  
すくれ  
たる  
千種のはな  
ましる野あそ

さくら  
野遊  
いづれか  
すくれ  
たる  
千種のはな  
ましる野あそ

うくひすの初

春とねさめ

ねさめこととふ  
見しか

時鳥とへ

いつれか

すくれ

侍ら

うくひすの  
夜の  
初春よりも  
そら

やん

ほとゝきす

うくひすの初  
春とねさめ  
時鳥とへ  
いつれか  
すくれ  
侍ら  
やん  
ほとゝきす

風になひく

柳と

露にしほるゝ

すゝきとへ

いつれか

おく露に  
したれふしたる  
すゝきより

いとやさしきへ

風の青柳

まされ  
るや





散花の  
名残と  
有明の  
わかれ  
とハいつれか  
まさり  
るや

風に  
ちる  
花の  
名残に

くら  
ふれハ  
さすか

明 有

忍ふ草と  
葛の葉

おもふにも  
より  
くす  
のうら  
忍ふ心そ  
あはれ  
あはれ  
見る  
しけき  
葉

月の夜と

雪の

あつか

いつれか

まさり

侍る

らん

わきかたや

つもれる雪の

月の

明ほのと

よなく

あかすこそ

見ん

月の夜と

雪の

あつか

いつれか

まさり

侍る

らん

萩のうは

風と

松のあらし

とハ

いつれか

すくれ

たる

や

お  
なし  
ね覚  
の  
いつれ  
夢  
の  
や  
は  
萩のうへ風  
松のあらし

さます  
らん



雲井の雁と  
霜夜の千鳥  
かたや  
まさり  
侍らん  
風わたる 猶  
雲井の雁の  
聲よりも  
山寺の人相の  
に も  
ま さる かねの  
なり さるは あはれ  
け たひの  
り しぐれ



草の庵  
 板やの雨と  
 あられ  
 もら  
 んらすぬら  
 より  
 そや  
 て  
 し さ ひ 板 猶  
 草 の 庵 の 草  
 雨 の 庵 の 草  
 も ら  
 ん らすぬら  
 侍ら  
 ん や  
 まさり  
 いつれかと  
 いつれかと  
 侍る  
 い つれ  
 まさり  
 侍る  
 枯野の霜と  
 庭の落葉と  
 落庭散朝  
 より葉のくに  
 初し  
 も  
 おける  
 かれ  
 か  
 草の野に



まれに聞  
鹿の音よりも  
よもすから  
人まつ虫そ  
わひしかりけり

曉のきぬたそ  
打音とさきぬ  
夜舟こく淋し  
おとことへしき  
かたやた  
たらんき

もに音くこ舟夜  
遠のきぬ  
いとく  
淋しきぬ  
いとく



のてそ思ひともこれ  
 なを思ひ つてそ思ひともこれ  
 その人の形見と うつり香り  
 かしきてそ思ひともこれ  
 その人の形見と うつり香り  
 あわぬ間は頼みもあるにをみきうるわすらるゝと思ひと あはさる  
 いふれ恨とへ まさるらん



涙つゝむ  
 思ひと  
 通路を  
 忍ふ  
 心とハ  
 ついつか  
 らん  
 待宵のかねと  
 きぬくの魚の  
 音とハいつかま  
 さり侍ら  
 やん  
 袖にても涙は  
 忍ぶ  
 心そ  
 なき  
 かる  
 も  
 つゝむ  
 よひ  
 路を

い  
 は  
 り  
 を  
 聞ね  
 か  
 り  
 の  
 鳥  
 う  
 き  
 は  
 よ  
 たり  
 も

薫物の匂ひと  
あれど琴の音の  
だよるわくす  
うゆきうめ

そらたきのゆかし  
けれども琴の音の  
きこゆるかたに  
こころひかるゝ  
すくれ侍るへき

本の香の  
音と琴の  
うとう代  
かくおねづ  
いふ可の  
まつり

床しき方の  
物がたりと  
昔をみる  
いつれか  
まさる  
いにしへに  
かへす夢より  
かよ所なから  
た葉

こと  
の  
の  
れ  
る思ふ

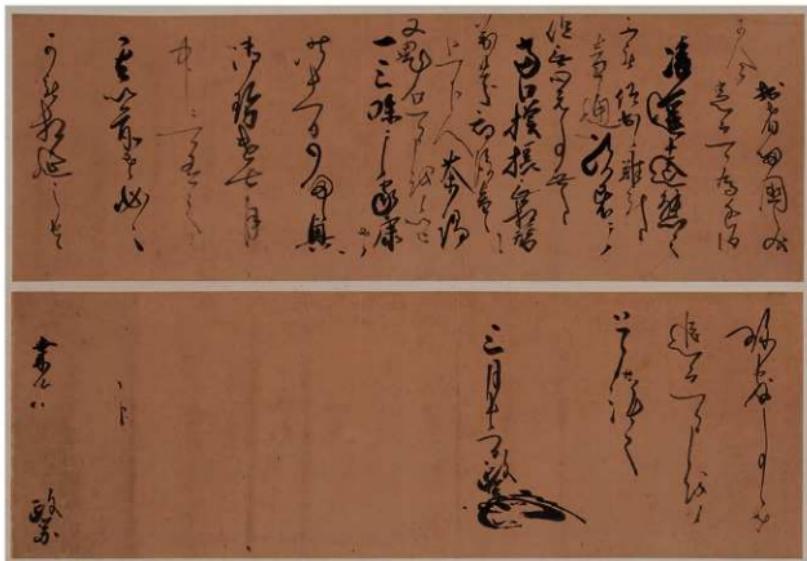


見めよくて  
しほなかで  
薄しほ  
わろ  
の  
に  
人にハ  
あた  
いかて  
と  
みめ  
添はてん  
も  
き

た  
に  
あた  
人には  
いかて  
と  
みめ  
添はてん  
も  
あい

(法量..一四・六cm×一五・七cm)

**解説**  
手習いのためのお手本であり、歌道書でもある。特に散らし書きの書き方のテキストとして使用されたのではないかと思われる。



珍敷事候者  
追而可申越候  
恐々謹言  
凌遙遠態々  
不被仰出候難計候

音通祝着候  
但無心元事無之候

当口模様無相替候

萬慶期後音候

上下人茶湯

(又曳石可申越候以上)

一三昧二候(茶湯)  
候家康者

昨十一日御帰候奥へ

御勢遣七月

中二可有之候

其以前者必々  
可被相延之由候

(一七・四cm×五一・九cm  
二紙)

桑治

政宗

三月十一日 政宗(花押)

解説  
桑折宗長は伊達家の一族で、治部大輔後に播磨守を名乗る。  
内容からみると、天正十九年三月のものであり、政宗は葛西大崎一揆への策謀を  
疑われたため、その弁明のために上京していた。この書状は在京中の政宗が宗長に  
宛てたもので、「奥御勢」とは、一揆の再攻撃のために派遣される軍勢に、政宗が  
参加することを意味している。「茶湯三昧」という一方で、徳川家康の帰国・出動  
など奥羽への軍勢派遣の準備が着々と進められているという緊迫した状況下にあ  
り、それに即応しようとする政宗の意図などを読み取ることができる。



返々（へんべん）さう。く。  
 しらう（しらう）まんそく申候  
 くわしく中  
 としの  
 はしめの  
 かたより申へく候  
 いわふみ（いわふみ）  
 より  
 かしく  
 文のことく  
 いたの物  
 一おり給候  
 いく久  
 しくと  
 めでたく御入候  
 正二郎  
 事せい  
 しん  
 正月二日  
 より  
 くわおり  
 いんきよ  
 まさむね  
 まいる

(一五八cm×四三・七cm 一二紙)

### 解説

詳しく述べ、「仙台市史資料編12 伊達政宗文書3」四七八頁を参照されたい。

仙台市博物館所蔵伊達家文書「桑折隱居 桑折政長後家力 宛消息」の写しと考えられる。

正徳四のとし すゑの松山見に  
 ゆきはへりしに 今ハ海もち  
 かきあたりには見えず  
 波のこゆへきけはひ  
 もなく岡山にふりたる  
 松のとしなく残り  
 たる  
 はかりにてそ  
 今ハ世に名にのミ立てしら波の  
 こすとも見えぬすゑの松山  
 しらなミの越かと見ゆる跡もなく  
 名にのミ残るすゑのまつ山

吉村

(三四・五cm×四九・六cm)

吉村

正徳四のとし すゑの松山見に  
 ゆきはへりしに 今ハ海もち  
 かきあたりには見えず  
 波のこゆへきけはひ  
 もなく岡山にふりたる  
 松のとしなく残り  
 たる  
 はかりにてそ  
 今ハ世に名にのミ立てしら波の  
 こすとも見えぬすゑの松山  
 しらなミの越かと見ゆる跡もなく  
 名にのミ残るすゑのまつ山

黄檗木庵書

(No.000551)

萬善積畫屋

黄檗木庵書 (印)

(一一八・五cm×三九・〇cm)

## 解説

黄檗木庵とは木庵性瑠のこと。江戸時代前期の僧で、中国福建省の出身。明暦元(一六五五)年に隠元の招きで長崎に渡来した。その後、隠元のもとで黄檗山万福寺(京都府宇治市)の開創に加わり、開山第一代であつた隠元が寛文四(一六六四)年に退いた後、第二代住持となつた。



77 宮城郡八幡村字鎮守地図 (No 00547)

(五五・七cm × 一一七・五cm)

解説

天童氏やその家臣団の屋敷のある「字鎮守」の地図である。「宮城郡八幡村」という標記から、作成年代は明治二二年の市制町村制によつて誕生した「多賀城村」と成立以前である。また、明治一九年の公園の体裁と共通する部分が多いことから、明治時代前半頃のものと推定される。



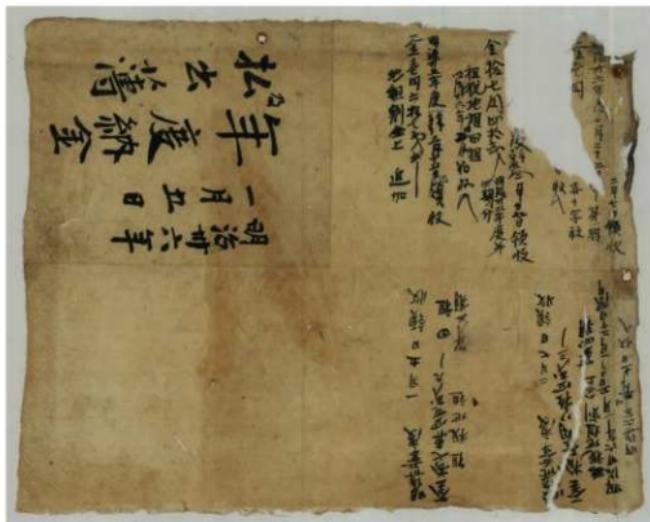


納税・公金関係など



78 地租・赤十字断簡

(No.00597)



明治卅五年度

二月七日領取

一金拾壹円八拾四銭三厘

□稅地租割 全上 第四期

年 納金

及  
付出簿

明治卅五年度

一月五日領收

一金拾七円四拾九銭九厘

田租  
租稅地租 第三期

(略)

(一九〇〇×三六〇〇)

明治卅五年度 一月二十五日 [虫食い]

第一期

一金壹円 [虫食い]

二月七日領收

赤十字社 収入

明治卅六年度 一月廿五日 [虫食い]

第二期

一金壹円 [虫食い]

二月十八日限

二月廿八日領收

明治卅五年度第四期分

明治卅五年度 一月期收入

一金拾四円四拾八銭

田租  
租稅地租

明治卅六年度 一月期收入

一金壹円六拾七銭武文

田租  
租稅地租

(片面) 明治卅七年一月二十五日限り  
一金志円 赤十字社 一期分

明治卅六年年度 村税地租割追加  
一金志円 戸拾八錢八分 村税戸別割追加  
右明治卅七年二月十五日限り

明治卅六年年度 卅七年二十日限り  
一金志円 戸拾八錢八分 戶別割  
右明治卅七年二月十五日限り

明治卅六年年度 二十日限り 田租  
一金拾七四四錢十錢 第四期  
明治卅六年年度 戸別割體質  
一金拾五錢六分

明治卅六年年度 二十日限り 田租  
一金拾四錢八分 戸別割  
明治卅六年年度 戸別割體質  
一金拾五錢六分

明治卅六年年度 二十日限り 田租  
一金拾三円九拾九錢  
明治卅六年年度 戸別割  
一金拾三円九拾九錢

明治卅六年年度 第一期分  
一金武円四拾錢四分 稲作  
一金志円五拾錢九分 稲作  
一金志円五拾錢九分 稲作  
三金志円四拾九錢  
明治三十六年度  
一金五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 十月十五日限り  
一金志円三拾五錢

明治卅六年年度 第二期分  
一金志円四拾錢九分 稲作  
一金志円四拾錢九分 稲作  
一金志円四拾錢九分 稲作  
一金志円四拾錢九分 稲作  
三金志円四拾九錢  
明治三十六年度  
一金五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 十月十五日限り  
一金志円三拾五錢

明治卅六年年度 第三期分  
一金拾七四四錢十錢 稲作  
一金志円四拾九錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢

明治卅六年年度 第四期分  
一金拾七四四錢十錢 稲作  
一金志円四拾九錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢

明治卅六年年度 第五期分  
一金拾七四四錢十錢 稲作  
一金志円四拾九錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢  
明治三十六年度 九月五日限り  
一金志円三拾五錢





(「欠」童無心居士

(二九〇cm × 一五〇cm)



中世文書



口 宣案

上卿 勸修寺大納言  
天文十五年三月十二日宣旨  
左衛門少尉源景氏

宣任下總守

藏人頭右中辨藤原晴秀  
奉

(三一・七cm×四二・五cm)



本史料は、左衛門尉源景氏を下総守に任ずる口宣案<sup>くせんあん</sup>である。「口宣案」とは、本来は藏人頭が勅命を上卿に口頭で伝達する際の手控えであるが、のちにはこの手控え書を上卿に交付するようになり、効力ある文書として「口宣案」と称されるようになった。勅命を奉つた者の署名は、帶する全ての官職を含めて一行書とするため、独特的字体（偏旁を分けて間に次の文字を入れるなど）で現している。上卿は、太政官が行う儀式・行事を担当する公卿をいい、弁官・外記に命じて儀式の準備・執行を担当した。「御即位入眼上卿」（除目入眼上卿）「春日祭上卿」などと記録されている。藏人頭藤原晴秀は、勅修寺大納言に、景氏を下総守に補乱する勅命を口達したが、備忘のためメモしたものが本史料ということになる。

ところで、左衛門尉源景氏については、『伊達正統世次考』卷之八下の天文五年六月上旬条に

積定到<sup>リ</sup>于川内志田郡山城、六日出<sup>ク</sup>檢察<sup>ス</sup>古川外郭ノ辺。（中略）  
積宗帥<sup>ヒ</sup>一千余騎、自向<sup>フ</sup>于南門、伊達<sup>宿老牧野芸宗興・浜田伊豆宗景、各率<sup>タ</sup>一千騎、向<sup>フ</sup>于西北二門、黒川左衛門大夫景氏、内崎左馬助宗忠、中略 遠藤左近<sup>等</sup>監某等属<sup>之</sup>、</sup>

とある黒川左衛門大夫景氏に、左衛門尉・左衛門大夫との違いはあっても比定されよう。黒川氏の系譜については不明な点が多く、同書には統けて黒川ノ景氏（黒川ノ郡主也、源姓家系不詳）、或人曰、最上右京大夫直家（三男氏直、始<sup>テ</sup>称<sup>ス</sup>黒川是也）、或人曰、鎌倉管領基氏卿之末裔也、其子孫曰清里<sup>ト</sup>其子景氏、景氏子曰<sup>ト</sup>穂國、積国之子、左馬頭晴氏入道月舟齋也、

とあるから、「伊達正統世次考」が編纂された元禄十六年（一七〇三）当時、すでにその家譜も失われていたことが推測される。ところで、「大和町史・上巻」（一九七五）には黒川氏の系図が収録されているが、例えば、「源家足利黒川系図」には、黒川清里の子として景氏がおり、「黒川下総守」從五位下、実飯坂彈正清宗長子、左衛門尉源景氏、天文十五年三月十二日宣任下總

守」と記載され、さらに「源姓大衛氏譜」には、黒川氏矩の子として

黒川彦五郎左衛門尉、從五位下、下総守、天文元年十二月補奥州県令、同十五年三月冷泉右衛門佐藤原永頼為勅使來於陸奥州時、令景氏任下総守、同二十一年四月十五日卒、年六十九、法名道幹、母大崎左京大夫源政兼女。

とある。これらの系図がいつ成立したか明らかではないが、「天文十五年三月十二日宣任下総守」「同十五年三月・・・令景氏任下総守」等は、この口宣案が利用されたものと思われ、系図の成立を考えるうえでも貴重な史料である。

上卿「勅修寺大納言」は、勅修寺尚顯の子尹豐（子尹豊）享禄二年（一五二九）二月藏人頭、右大弁・參議・權中納言を経て、天文十年（一五四一）十一月權大納言、同二十年十二月從一位に叙せられたが、元亀三年（一五七二）落飾（公卿補任）。文禄二年（一五九四）二月九<sup>一</sup>歳にて薨じた（公卿諸家系図）。

藤原晴秀は、勅修寺尹豊の子であるから、この口宣案は子から親に手渡されたことになる。天文十一年（一五四二）閏三月右中弁、同十四年七月藏人頭その後、參議・權中納言を経て、天正元年十二月に權大納言、同四年に從一位に叙せられたが、同五年（一五七七）正月薨じた。永禄十年（一五六七）十二月、名を晴右に改めている（公卿補任）。なお、日記「高寿院贈左大臣晴秀公御記」（原本題）が「続史料大成<sup>9</sup>」（福川書店）に「晴右記」と題して収録されている。



急度之芳間悦入候、仍青木彈正、此度當方不被申  
合与風他出候事、意外此事候、雖然満毛丸、此

方差置候上、爰元無余義候、先々自内□小崎親被申□

可申届覺悟候、無事落居、以弥無程申出候

事遠慮可申候、併無拋候条申断、彼口挨  
拶に可得其意候、恐々謹言、

追而

其地用心之義畢竟

旁以任入候、聊も不可

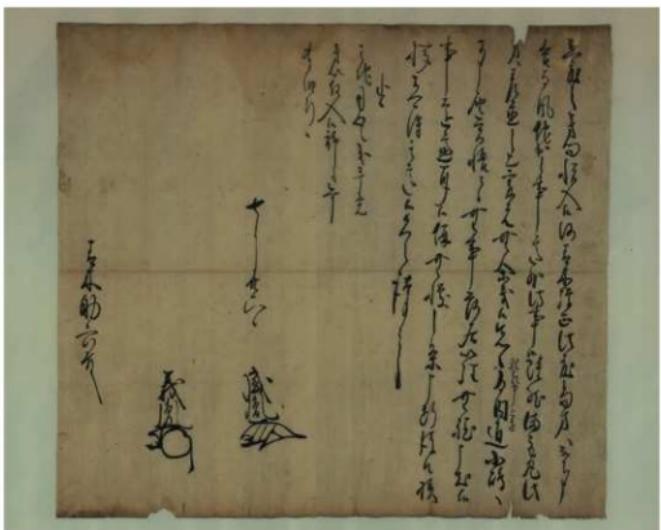
有油斷候

七月廿六日

盛胤(花押)  
義胤(花押)

青木助六殿

(二三三・八 cm × 三七・八 cm)



## 解説

本史料は、行方郡小高（南相馬市小高区）の城主相馬義胤およびその父盛胤連署の青木助六に充てた書状である。その意味するところは、相馬方に味方するはずの青木弾正が（伊達方に）味方するようになったことを遺憾として、満毛丸を（人質として）抑留していることなどを理由に、同族の青木助六に（相馬方に）与するよう工作しているものと理解できる。

本史料は年次書状であるが、本文中の「青木弾正」は『性山公治家記録』天正四年（一五七六）十月九日条に

○伊達兵部大輔殿実元家士青木玄蕃・同嫡子弾正書状ヲ捧テ注進ス。

相馬殿盛胤、伊達郡川股へ「働き出ラルニ就テ、青木父子川股へ」

助合セ一戦ニ及ヒ、数多撃捕ルノ由ヲ著ス。

御感ノ余リ御書ヲ下シ賜フ。且ツ 道祐君井ニ実元、一兩日中ニ川股表へ御出張アルヘキ由議定シ給フ。青木ハ數代安達郡青木邑ヲ領シテ住ス。元当家ノ一家懸田氏ノ郎従ナリ。懸田逆心滅亡ノ後、元亀二年以來寒元ニ属シテ泰公ス。御書左ニ載ス。

態之來翰大慶候。仍盛胤、川股江被及捕之處ニ、自其元助合、

遂ニ一戦、數多討捕得勝利之由、大慶不及是非候、雖勿論之義候、於向後モ彼口江無油断助成之義、畢竟其方父子前ニ可有之候、就中道祐様・実元、一兩日中ニ其御越可有之候由被仰候之間、何篇請御下知、可然様ニ手刷之義任入訖候、吉慶期後音之時候、恐々謹言、

追啓、自此方モ今日九小喬江及捕候、兵儀之事へ各可令相談候間、可心安候、以上、

十月九日

青木玄蕃允殿

輝宗

（註）

とある青木弾正忠と同一人の可能性がある。引用されている伊達輝宗の書状にも、相馬盛胤が川股を攻撃したことに対し、青木玄蕃・弾正父子が「助合」（助勢）したことが記載されており、義胤・盛胤連署状もこの時（天正四年）

のものと理解できる。義胤の発給文書は約二十点ほど確認されており、その

花押は大きく四型に分類できるが、本書状の花押はもつとも古い天正十年以前の型（I型）に分類できるから、天正四年という比定と齟齬は生じない。

なお、青木氏は伊達郡飯野刈松田（福島市飯野町青木）の城主であるが、もとは懸田氏（伊達市靈山町掛田）の郎従であったが、天文二十二年（一五五二）晴宗に敗れて懸田氏は滅亡、その後、「伊達兵部大輔殿実元家士」とあるように伊達実元（伊達輝宗の子、晴宗の弟）に属し、さらに伊達氏に

服属した。

ところで、本書状は義胤と父盛胤の連署状であるが、義胤発給の書状に連署形式の書状は確認されず、連署状発給の背景を断定できない。なお、「奥相秘鑑」（近世の編纂資料、「相馬市史」2所収）によれば義胤の家督相続は天正六年（一五七八）であるが、それ以前に、しかも義胤が上位に位署していることは、すでに義胤が家督を相続しているか、あるいは、権力の分散を示しているものと考えられ貴重である。

貞山様御自筆御書之写

其地正被打越候付而、御音信誠々不浅候、  
仍当口仕置之儀令成就、追日如存分三候、

可為御満足候、隨而一閑畜好身之方、於下口  
出合之儀申越候歟、尤可然、早々被相出、珍數

子細も候者可承候、何様年月一候、彼洞中  
六ヶ敷様其聞候、旁御本意も不可有程候

故、万慶期後音候、恐々謹言、御書判

九月廿日

天童殿

是も御自筆御書ノ写

追日

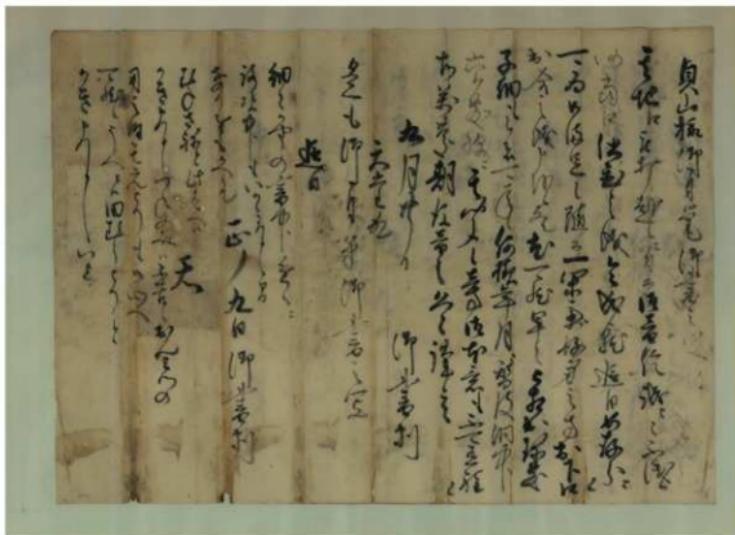
細々、かやうの書中進候、  
路次中もいかゝにて候間、

なりをもかへ候て、正ノ九日御書判

むねさねと此すへハ 天  
かき申候へく候、つねの文ハ不苦候、おんミツの

用之時、其元よりも御心へ  
可然候うへハ、田むらよりと

かき申候へく候、以上、



この文書は、冒頭に記されているように、「貞山様」すなわち伊達政宗の自筆文書を後世に書き写したものである。ちょうど紙の中央よりやや左に寄った位置に「是も御自筆御書ノ写」という文言があることから、料紙の右半分に書き写されたものとは別の政宗文書が料紙の左半分に記されていることが明白であり、この文書は、伊達政宗の文書二通の写しといふことになる。

まず一通目は、九月二十日付けの書状で、「天童殿」に宛てたものである。

内容は、前半において、①「その地」へ移ったことについての連絡を天童方から受けたこと、②政宗が滞在している方面的「仕置」が首尾よく進んでること、を記しているが、後半はやや難解である。まず、③一閑斎なる人物が「下口」でよしみを通じている面々と対面したと伝えてきたこと、④天童方でも何か動きがあつたら報じてほしいこと、⑤「かの洞（うつる）」は状況が悪化しているとの情報があるので、天童氏の「本意（＝願望）」もままなく実現するだろう、といった意か。文中の「洞」は、戦国時代の奥羽や関東などで、領主の所領を示す語として使われるもので、江戸時代初期にはほとんど用いられる事はない語である。政宗文書でも文禄年間以降のものは、管見の限り使用例を認めることができない。したがって、近世に作成された偽文書の類には使用されることのない語であり、文中に「洞」の語があるという一点だけでも、この文書が近世に創作されたものではなく、實在した天正年間の政宗文書の写しであることを明瞭に示している。

この文書の年代であるが、文言にはつきりと年代を示すような内容は見えない。手がかりになりそうなのは、政宗が滞在している方面的「仕置」が順調に進んでいるという箇所で、九月二十日前後にこうしたこと政宗が言えているとして、二本松領の仕置を行つた天正十四年と、田村領の仕置を行つた天正十六年の二つの可能性がある。また末尾近くにある「御本意も不可有程候」は、宛て所が最上氏によつて所領を奪われた天童氏であるということを勘案すると、最上氏の勢力が弱まっている状況を示しているとも思われる。

次に後半に書き写されている政宗「御自筆」であるが、一見するとやや奇異な感もあるが、おそらくこれは政宗文書二通の丸々の写しではなく、おそらくは末尾の追つて書き部分のみを書写したものと思われる。

冒頭の「追日」は、おそらく「追面」の書き誤りだろう。また、「御書判」の上の「正ノ九日」は正月九日の意。さらにその隣の「天」は天童氏の名の一字を記したもの。政宗の書状で宛て所を名字の一字のみすることは類例がある。その代表的なものは、重臣白石右衛門宗実で、政宗文書の宛て名では「白右」と記されることが多いが、「白」と名字の一字のみを記す場合も確認されている。これら、月日を記す際に「月」を用いず「ノ」を用いることや、宛て所を名字の一字のみ省略するのは、ややくだけた感じの書札例であり、こうした書式が採られていることから、実は政宗と天童頼澄の関係が親密なものであつたことを示しているように思われる。

そしてこの文書は、重大な内容を示していた。政宗は天童氏に対し、①「路次中」（＝道筋）の警固に不安を残すので、②今後、自分は「むねさね（＝宗寒）と署名する」ことにする、③そちらから手紙を出す際も、普通の内容であればともかく、「おんみつ（＝隠密）」の内容ならば用心して「田村」と署名するように、と記しているのである。政宗が書状に非常に気を遣つていたことは、たとえば「洞判」と称される臣僚宛ての花押を頻繁に変えていたことなどからも窺うことができるが、文書の本来の差し出しと宛名を秘匿して、別名を記すというのは前代未聞の内容とも考えられる。

九月二十日という時期を勘案すると、天正十六年の八月に越後上杉氏の重臣である本庄繁長が出羽庄内地方に侵攻し、最上勢と合戦になり、本庄方が勝利を得て最上勢二千五百人余を討ち取つたとの知らせが九月九日に政宗の許にもたらされている（天正日記）。『被洞中六ヶ敷様其聞候』という文言は、本庄に敗れた最上氏の状況を書き記したものと考えてよさそうである。以上のことを考え合わせると、この伊達政宗書状は天正十六年のものとある可能性が高いと考えられる。

この文書の時期は不明であるが、天正中であることは間違いないであろう。

なお從来、天童氏は天正十二年ころに本領を追われて宮城郡の国分氏の許へ亡命したとされる。しかし、本書状の内容は、天童氏が國分領ではない地域にいたことを示唆している。政宗が署名に使おうとしていた「宗実」という名前は、伊達氏の重臣で、天正十四年夏以降、塙松領（安達郡東部）を与えられた白石宗実のものである。また、政宗が天童氏に求めていた「田村」は、言うまでもなく安達郡の東南に位置する田村郡の領主・田村氏のことである。断言はできないが、「署名を変えよう」という政宗の提案は、天童氏が安達郡や田村郡近辺に所在していることを前提にしているようと思われる。あるいは、政宗による仙道（現在の福島県中通り地方）作戦のなかで、天童氏も仙道方面への出兵を求められたのかもしれない。宮城郡に亡命して以降の天童氏の動向は、具体的には知られていないが、この政宗文書は、天童氏の動向の一端を示すという意味でも、貴重な資料といえるかも知れない。

最後に、本書状を受けて、政宗が自らの書状を「宗実」の署名で発給したかどうかは不明である。そもそも、白石宗実の発給文書で現存が確認されているものはわずかに数通であり、管見の限りでは、その筆跡が政宗の自筆もしくは政宗の右筆で、内容的にも「隠密」な事項を記しているというものは確認されない。同様に、田村から政宗へ宛てた書状も、白石宗実が塙松領主となつた天正十四年以降のものは現存していない。

# 契約關係





文化三年十一月七日	太夫娘之節勤	庄子林藏
一月廿七日	識口軍記妻	織田始
かつき前	識口大右衛門妻	東配
一士二郎	識口軍記妻	學
一十左衛門	識口大右衛門妻	院之節
一十左衛門	一士三郎	文化四年一月廿一日十三部父不孝之節
一十左衛門	一十半	三橋与市妻十二月九日
一十左衛門	一舟廉	病死之節
一十左衛門	一十三郎	病死之節
一十左衛門	七月廿七日	病死之節
一十左衛門	一酒記妻	病死之節
一十左衛門	義右衛門	病死之節
一十左衛門	甚太夫	病死之節
一十左衛門	富津勤吾	富津勤吾
一十左衛門	老人	老人
一十左衛門	宣政拾壹年正月	宣政拾壹年正月
一十左衛門	十六日阿部和太夫不幸	十六日阿部和太夫不幸
一十左衛門	之節勤	之節勤
一十左衛門	之節勤中吟味之上	之節勤中吟味之上
一十左衛門	筆頭より穴掘かつき	筆頭より穴掘かつき
一十左衛門	前共一段々順番手伝	前共一段々順番手伝
一十左衛門	申候答相極申候事	申候答相極申候事
一十左衛門	一極月廿日以後正月	一極月廿日以後正月
一十左衛門	松葉之内たり共不奉	松葉之内たり共不奉
一十左衛門	在之	在之
一十左衛門	相極候事	相極候事
一十左衛門	右之通潤口義左衛門宿	右之通潤口義左衛門宿
一十左衛門	前相極候事	前相極候事
一十左衛門	草刈嘉蔵	草刈嘉蔵
一十左衛門	林藏	林藏
一十左衛門	穴掘前	穴掘前
一十左衛門	右之大右衛門妻	右之大右衛門妻
一十左衛門	理左衛門	理左衛門

是又連中其心得可被成候

且又

右手合之内不幸之者

連中手伝相受不申由

自家人數を以爲問合度由

觸流し有之右契約人數

老人前より丸代五拾文ツ、

不幸之者一相送已後

連中

申合之上澁口大右衛門当前

之節相定候事

但松葉之内楓中

少御人數ハ不幸之者より

少御申愛問教候事

右之通契約人數申

合之義ハ都面不請合面已

無之候追而成共吟味之上

申置候様可致候

一契約寄合之義者

每年十月廿日前相應

可申事

一白米壹升、

玄米壹升ツ、

料理代丸代五拾文ツ、

一事  
一上り座料之義ハ、  
式席之人數ヲ以何程  
成共相成可申事

一膳部之義ハ朝本膳  
輪一汁一羹口

### 答飯之事

當前相應候  
人數左之通

寛政七年十月

阿部連右衛門

寛政八年十月

富澤勤番

寛政九年十月

瀧口義右衛門

寛政十年十月

阿部連右衛門

寛政十一年十月

瀧口軍記

寛政十一年十月廿三日

瀧口悅右衛門

寛政十二年十月

安右衛門

寛政十三年十月

今野甚太夫

寛政十四年十月

中村重左衛門

寛政十五年十月

大江羽左衛門

寛政十六年十月廿五日

相應候事

相應候事

佐々木一学

文化元年十月十二日

瀧口大右衛門

文化二年十一月十日

佐々木一學

文化三年十一月六日

伊藤栄左衛門

文化四年十一月廿七日

相應候事

大江羽左衛門

文化五年十一月十二日

相應候事

伊藤栄左衛門

黑沼重治  
文化三年十一月七日相應候事  
阿部和太夫  
瀧口義右衛門

文化四年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化六年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化七年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化八年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化九年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十一年十一月七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十二年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十三年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十四年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十五年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十六年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十七年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十八年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化十九年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十一年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十二年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十三年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十四年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十五年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十六年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十七年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十八年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化二十九年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十一年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十二年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十三年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十四年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十五年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十六年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十七年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十八年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化三十九年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十一年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十二年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十三年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十四年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十五年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十六年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十七年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十八年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化四十九年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十一年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十二年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十三年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十四年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十五年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十六年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十七年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十八年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化五十九年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

文化六十一年十一月十七日相應候事  
伊藤栄左衛門

瀧口悅右衛門

ダ武拾老人

右之通羽左衛門量敷

より相改申候事

想連中

文化四年

十月廿七日

寛政拾武年正月廿七日

瀧口丈右衛門不幸之通穴掘

前かつき前左

かつき前

庄子林藏  
郷古十三郎  
菊地九十九

穴掘

兼由娘婿之節  
郷古左衛門  
南部連右衛門

同人娘之節

一 穴掘

郷古十三郎  
佐々木助四郎

同人方之節

一 かつき方

瀧口仕  
伊藤丹藏

長谷川弘不孝之節  
今野甚太夫

一 穴掘

富沢金吾  
今野甚太夫

かつき人

王橋平市  
佐藤和蔵

かつき

三橋孙左衛門  
阿部運右衛門  
瀧口丈右衛門  
十左衛門不幸之節穴掘

享和三年八月七日菊地

前かつき前左

かつき前左

黒沼仁平治  
長谷川弘  
瀧口悅右衛門

かつき前

大江羽左衛門  
草刈伊左衛門

同年

十一月十一日

三橋孫左衛門病死之節

穴掘人田中

阿部和太夫  
草刈伊左衛門

同年

十一月十一日

前かつき前

庄子林藏  
郷古十三郎  
菊地九十九

穴掘

寺地左十左  
郷古十三郎  
南部連右衛門

同人娘之節

一 穴掘

瀧口仕  
伊藤丹藏

今野甚太夫母病死之節

穴掘人

伊藤丹藏  
関山金治

かつき人

ア武拾老人

右之通羽左衛門量敷

より相改申候事

想連中

文化四年

十月廿七日

寛政拾武年正月廿七日

瀧口丈右衛門不幸之通穴掘

前かつき前左

かつき前

庄子林藏  
郷古十三郎  
菊地九十九

穴掘

兼由娘婿之節  
郷古左衛門  
南部連右衛門

同人娘之節

一 穴掘

瀧口仕  
伊藤丹藏

今野甚太夫母病死之節

穴掘人

伊藤丹藏  
関山金治

かつき人

菊地十左衛門  
阿部運右衛門  
瀧口軍記

文化元年十一月廿一日

瀧口軍記不幸之節

十左衛門不幸之節穴掘

かつき前

黒沼仁平治  
長谷川弘  
瀧口悅右衛門

かつき前

菊地十左衛門  
阿部運右衛門  
瀧口金治

かつき前

黒沼伊平治  
阿部和太夫  
瀧田はしめ

穴掘前

阿部和太夫  
瀧田はしめ  
今野庄三郎

かつき前

(一三・三〇)



年十月廿日前相應可

申事

「白米毫升升」

玄米毫升升

料理代丸代百文充之

事

但料理代丸代五拾文充

相出來候所阿部連藏

當所之節より吟味之上

百文充相出候様申合候

役介申間數候事

御人數ハ不幸之者より少々も

文化十四年之事

但料理代丸代五拾文充

相出來候所阿部連藏

當所之節より吟味之上

百文充相出候様申合候

役介申間數候事

御人數ハ不幸之者より少々も

文化十五年之事

但料理代丸代五拾文充

相出來候所阿部連藏

當所之節より吟味之上

百文充相出候様申合候

役介申間數候事

御人數ハ不幸之者より少々も

文化十六年之事

但料理代丸代五拾文充

相出來候所阿部連藏

當所之節より吟味之上

百文充相出候様申合候

役介申間數候事

御人數ハ不幸之者より少々も

一晚吸物

酒肴清燒共

七種位

三種

吟味之上申合候以上

物連中

文化十四年

十月十六日

当前組合

今野莊三郎

鍾田一郎左衛門

庄子林蔵

佐々木一学

郷古源三郎

菊地玉治

関山弥兵衛

草刈伊左衛門

飛来源治

阿部連藏

灌口十右衛門

灌口大右衛門

伊東与惣左衛門

黒沼彦郎右衛門

長谷川弘

阿部勇吉

灌口悦右衛門

但松ノ葉之内締連中之



潘口義右衛門  
 阿部和太夫  
 潘口悅右衛門  
 音右衛門  
 錦口半左衛門  
 伊藤榮左衛門  
 安右衛門  
 三橋与市  
 長谷川權太夫  
 馬場軍治  
 潘口權吉  
 伊東昌右衛門  
 大江音右衛門  
 鹿印木市  
 伏谷金平  
 安右衛門  
 伊東榮左衛門  
 錦口半左衛門  
 阿部留太  
 潘口儀兵衛  
 長谷川權太夫

天保二年潘口十右衛門當前より  
 組合相改候事

一 契約寄合之日<sup>相至</sup>

自分<sup>出席不仕候</sup>  
 節者、入科代相出し候事  
 申定候事

定

惣連中

一天保四年潘口權吉當前  
 在之候得共同年因歲  
 相成連中吟味之上翌五年

相廻<sup>申候事</sup>

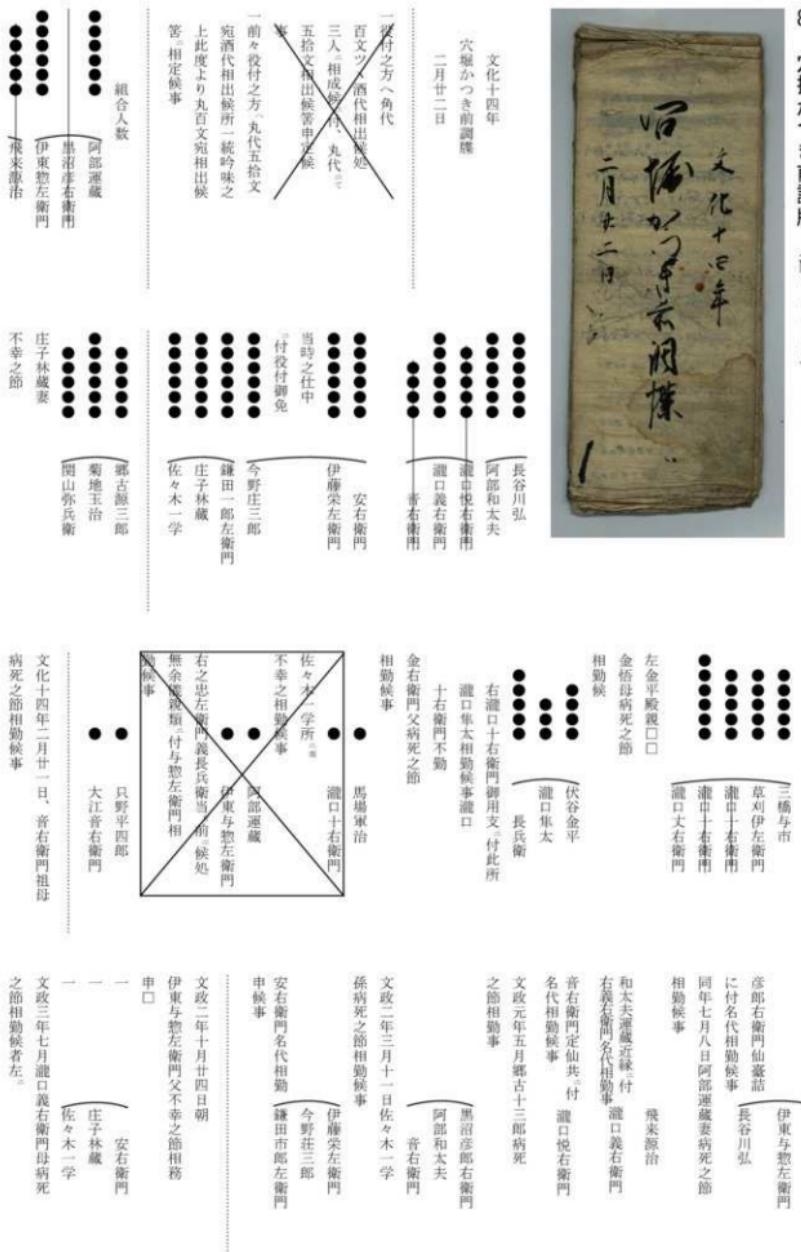
同人家作手候<sup>在之</sup>  
 候得共連中<sup>統吟味之上</sup>  
 手伝申受相廻<sup>申事</sup>  
 在之候間此末家作不仕  
 候者ハ不及是悲苦屋付

五<sup>ト</sup>相廻<sup>可申事</sup>

同五年  
十月廿五日



相傳中傳



關山郡半

鄂古源三郎

菊地大右衛門

同年九月十日庄子林右衛門

母病死之節相勸候者左二

草刈都藏

澗口隼太

澗口權吉

同年十二月四日佐々木一學母

病死之節相勸候者左二

澗口十右衛門

阿部連藏

伊東分惣左衛門

但長兵衛前二候所同人

一

無余儀親類付右与惣左衛門

相勸候事

一

文政四年五月十日長谷川權太夫

長兵衛

黒沼彥郎右衛門

澗口悅右衛門

一

同年七月十一日鍾田市郎左衛門

今野莊三郎

病死之節相勸候者左二

飛來治

長谷川權太夫

阿部太夫

同年七月廿一日阿部連藏

父病死之節相勸候者左二

澗口義右衛門

音右衛門

安右衛門

文政五年正月朔日

閑山卯平病死之節相勸候事

伊藤采右衛門

継田一郎左衛門

庄子林右衛門

同年五月四日鄴占

文政五年閏正月朔日

關山郡半

源三郎不幸之節相勸候

文政六年七月廿六日伊東俊左衛門次男

病死之節相勸候者左二

阿部連藏

黒沼彥郎右衛門

澗口權吉

伊東分惣左衛門

但長兵衛前二候所同人

一

文政五年五月十日澗口

悅右衛門添人周治病死

之節相勸候人數左二

文政五年四月一日

佐々木一學

母病死之節相勸候者左二

祖母病死之節相勸候者左二

澗口隼太

長谷川權太夫

外老人、右契約人數より手伝

致候付兩人相勸候事

澗口權吉

音右衛門

安右衛門

文政八年十月廿二日今斐中

今野莊三郎養父病死之節

相勸候名前左二

阿部連藏

黒沼彥郎右衛門

澗口十右衛門

飛來治

長谷川權太夫

文政七年二月三日鄴占

源三郎不幸之節相勸候

文政七年二月十八日澗口

伊東分惣左衛門

但長兵衛行仕候

澗口悅右衛門

文政七年二月十八日澗口權吉

父病死之節相勸人數左一

伊藤采左衛門行仕候

故順番相勸候

澗田市郎左衛門

音右衛門

文政七年八月廿六日飛來治

祖母病死之節相勸候者左二

澗口隼太

伊東采左衛門義清付

伊東采左衛門義清付

右内人附行相勸候事 関山德治

順番 佐々木輔治

澗口

音右衛門

安右衛門

文政九年一月九日閑山金治

母病死之節相勸候人數左二

草刈伊左衛門

伏谷金平

右内人附行相勸候事

順番

澗口十右衛門

文政八年十一月二日菊地大右衛門

妻病死付勤仕名前左二

順番

伊藤采左衛門

御座候得共供立

義類付右石

十右衛門相勸候事

澗口權吉儀七

同斯之儀付權吉相勸候事

伊藤采左衛門

文政九年一月九日閑山金治

母病死之節相勸候人數左二

金平

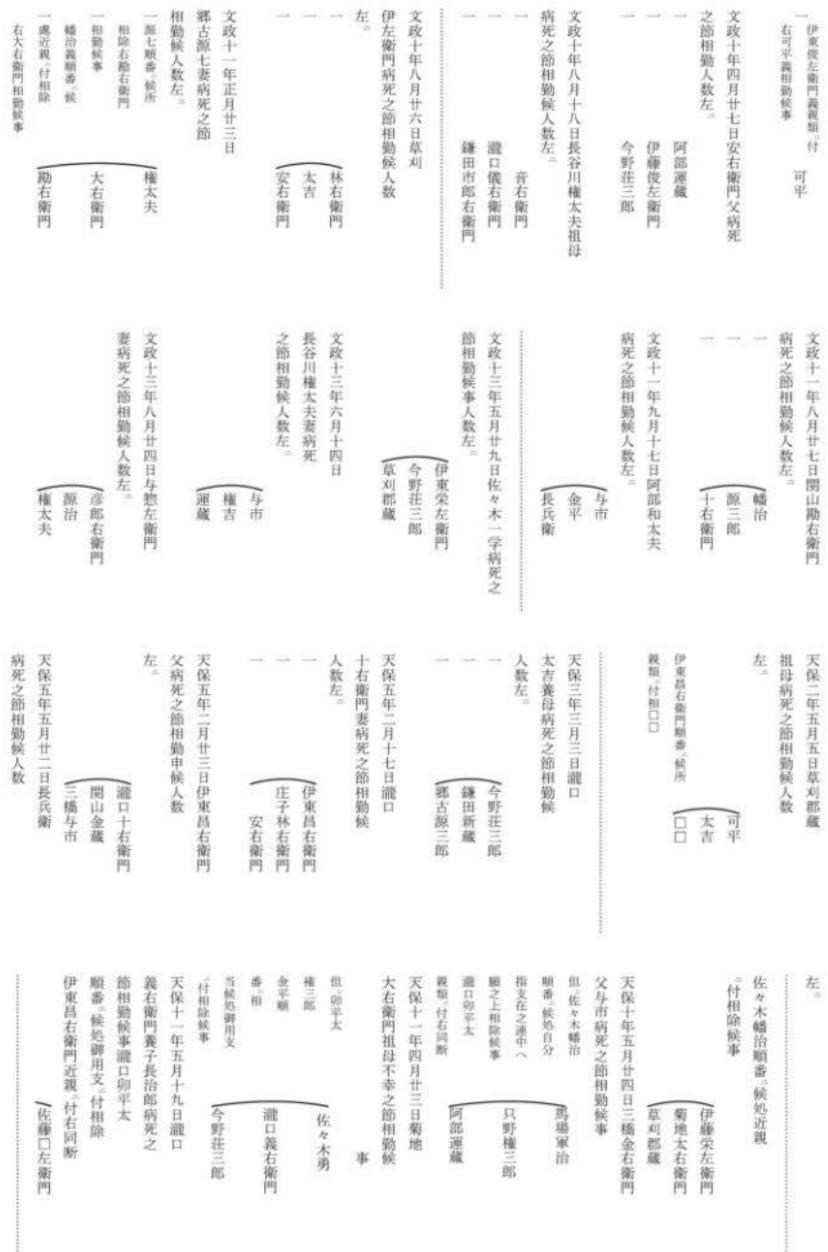
文政十年一月十七日草刈都藏母病死

之節相勸候人數左二

伊藤采左衛門

一用事有之候付指綱

源治



長谷川種兵衛

同部留吉

弘化三年三月十一日大江音右衛門妻  
病死之節相勤候事

濱口九左衛門  
佐々木幡治

權三郎

天保十二年一月十二日長谷川  
丹宮祖母病死之節相勤候  
人數左二

伊東昌右衛門  
濱口卯平太

弘和三年三月廿七日今野進母  
不幸之節相勤候事

三橋德右衛門  
濱口宇平太

同年七月廿七日伊東惣吉妻  
只野平四郎

弘和三年五月晦日善作父  
病死之節相勤候事

菊地大右衛門  
三橋德右衛門

病死之節相勤候事濱口  
義右衛門順番候處近付相  
除候事

安右衛門  
伏谷作右衛門

弘和三年五月晦日善作父  
病死之節相勤候事

馬場軍治  
大江音右衛門

天保十三年四月十七日濱口

九左衛門義父病死之節  
相勤候事

(一三・七)  
(四×三)一・二(四)

謙田多右衛門  
庄子林右衛門  
佐々木勇

鎌田多右衛門  
庄子林右衛門  
佐々木勇

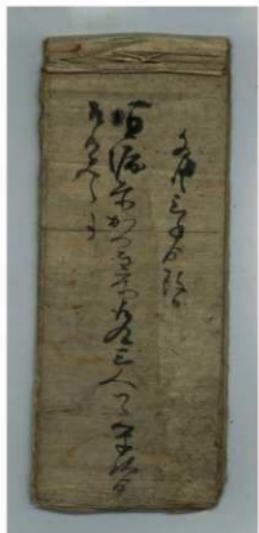
弘化一年九月廿一日濱口宇平太  
妻病死之節相勤候事  
佐々木幡治

濱口九左衛門義約前  
候處近親付  
庄子林右衛門  
相除又次御重候事

鎌田多右衛門  
庄子林右衛門  
佐々木勇

三橋德右衛門  
庄子林右衛門  
相除又次御重候事

(No. 00000000)



文化三年より改五

穴掘前かつき前取合三人ツ、筆頭より相定候事

卷之三

文化三年十一月七日和太夫

蝶不幸之節

今野甚太夫  
鎌田一郎左衛門  
庄子林蔵

同四年二月廿二日十三郎父  
死去之節

佐々木  
草刈伊太夫  
謹口権

急。仙御星數  
御用<sub>三</sub>相登  
候。付增人  
同十年四月廿九日  
瀧口富右衛門娘不幸之節  
瀧口義右衛門

庄子□□  
瀆口義右衛門

一文化十一年十二月三日

卷之三

今野莊三郎  
佐々木一学  
菊地十左衛門

今野庄三

~~錦田一郎左衛門~~

草刈  
□□

病死仕候相勦申候分

梨地十左衛門

文化八年二月佐々木幡治  
文炳死之節用勅申候

文獻列之錄本續申他

初メ三人位

伊東与惣左衛門

同水華并序

河部和太夫  
彦郎右衛門父

和太夫義

急之仙御歷數

御用相登

同人增付

龍口富右衛門娘不幸之節



祖母病死之節相勸候事

中山弥覺

伊藤運作

鄉古登治

喜水三年正月十九日鍾田多右衛門

父病死之節、相勸候事

浦口半四郎

今野要七

中山吉左衛門

一 嘉永三年三月十九日今野進

父病死之節相勸候事

關口源吾

郡古源七

三橋友治

喜水三年六月五日草刈郡藏

妻死去之節相勸候事

只野平四郎

只野平四郎

阿部総殿

喜水六年六月廿六日浦口運藏

一 嘉永六年九月廿日伊東直衛

怜病死之節相勸候事

伊東運作

鄉古登治

浦口謙

庄子治平

菊地大右衛門

馬場一學

喜水六年六月廿六日浦口運藏

一 嘉永六年十一月十三日鶴場運治祖母

病死之節相勸候事

只野平四郎

阿部総殿

長谷川丹宮

喜水七年六月廿七日菊地大右衛門

一 同年九月廿二日今野進

病死之節相勸候事

草刈郡藏

伏谷金石衛門

喜水七年三月廿七日菊地大右衛門

一 同年十二月六日伊藤清右衛門

病死之節相勸候事

馬場軍治

今野代治

鍾田多右衛門

一 嘉永六年三月五日庄子林右衛門

病死之節相勸候事

伏谷金右衛門

只野平四郎

鄉古利源太

伊藤運作

今野要七

安政五年二月五日中山

妻病死之節相勸候事

折右衛門

病死之節相勸候事

相勸候事

次平祖父病死之節相勸候事

佐々木儀三郎

郷古利源太

伊東直衛

今野要七

安政五年二月五日中山

折右衛門

病死之節相勸候事

伊東運作

流口半四郎

開口源吾

安政五年二月八日只野

織衛父病死之節相

安政五年二月八日只野

開口源吾

安政五年二月八日只野

阿部昌治

中山折右衛門

伊藤運作

伏谷廣人

安政五年九月八日浦口喜三郎

安政五年九月八日浦口喜三郎

馬場一學

阿部総殿之孫

喜水五年九月十七日今野

要七父病死之節相勸候事

雅古愛之進

伊東直衛



改別而質素優約、相用ひ何分  
諸入料不相懸様御速中吟味之事  
仰出御後付一箇吟味之上左

朝五ツ時掲

押付

一めし 一毫束 一毫葉

晏淨琉璃過 晏淨琉璃過

一吸物 一看式種

一吸物 一看三種

一吸物 一かさめし

一吸物 一かさめし

一吸物 晏淨琉璃過

右之通。以可相過事

弘化三年十月  
同淨琉璃過

弘化三年十月

一契約寄合之義者每年十月中  
相過可申事

一極月十日以後正月十五日前不幸之節ハ

葬中より手傳不相請様可被成候  
御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相  
御出木より段々數年引瀬候處追々相

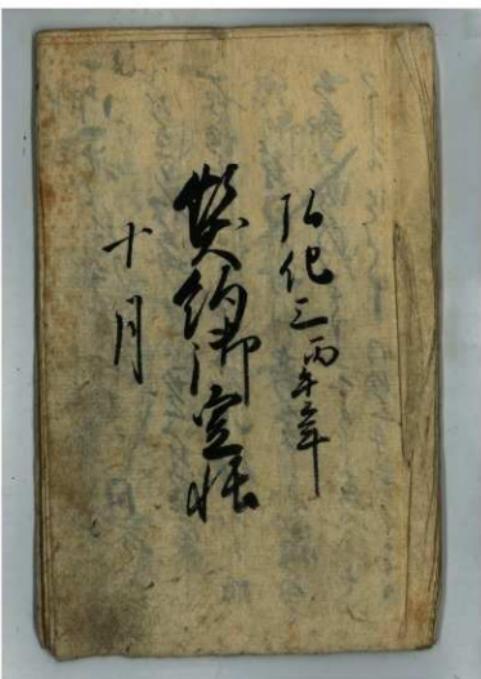
格別之御吟味、以御走組より御取敷持  
右手傳錢可被成候右錢取

立遺候義者其年当前之者觸流  
百文ツ、相出候様可被成候右錢取

なから右錢取立遺候様可被成候  
上書一毛組、被成下儀事

名前零相改候事、今由之者余半

御申金仕候事、明治二十一年十一月十七日



契約御定帳  
弘化三年十月

十月

十  
御十  
付  
姓  
人等  
相出  
且伏審

十  
契  
約  
御  
定  
帳

御生木様御伏着座御小姓組右

南席北以東始候儀事

御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相

御出木より段々數年引瀬候處追々相

一筆頭より穴掘かつき前共三人宛



閉口源吾

阿部縫殿之丞

三橋徳右衛門

富澤俊三郎

伊東昌右衛門

馬場軍治

長谷川丹宮

瀧口九左衛門

源藏

伏谷金右衛門

最上兵衛門

東郷平蔵

唐郡出治

中山吉左衛門

淡郡竜治

瀧口謙

(一六〇)  
（一六五）

一連中吟味之上此末六拾載以上拾七職  
以下之者穴掘か津き方相隠候等之事  
但欠足有之候者ハ是茲之通相出候等之事  
文久二年二月十一日



同淨理毫段過

吸物引導上書

一  
かき廻し

一吸物  
一看三種

外  
三

明治四年

契約寄合之義八每年十月中

相過可申候事

連中より手傳不相請様可被成右手傳錢

として毫人前より領地朱完相出候様  
可被出候右金取立遣候義ハ其年當

可被成候

一筆頭より六囃かつき前共三人宛

右帳面別冊在之候事

一連中之內見得渡<sup>九</sup>無異義指支候節八次之組合<sup>正</sup>取越未進相送<sup>九</sup>候樣帳面<sup>正</sup>

契約之儀八明治四年  
王改御一新付統婚農  
罷成連中吟味之上帳面相  
改候事

明治四年  
契約御定様



一 大正五年旧十二月三日相過候事

玉治

一 明治二十一年旧十月廿八日相過候事

伊藤栄三郎  
左金吾

一 大正六年<sup>11</sup>十月十四日當前相過候事

右英記義死亡致候處跡相親人無御座候處

一 明治三十二年<sup>12</sup>十一月七日  
當前相勤候事

大正十五年旧十一月廿二日當前相勤候事

中山折右衛門

明治廿七年十月十九日毒死金左衛門  
當前若忠中協議 上下記丸印  
附ノ因斬了。当時口任外。仕組ナス

明治十一年度品々申賣之

主橋徳治

三橋富治

義村一級御吟味上除籍 相成候事

右同人之前

○ ○ ○

高澤後王郎

伊東安治

馬場勝衛

長谷川悟

○ ○ ○

閑口源吾

阿部順治

主橋徳治

○ ○ ○

右左金吾右同人弟。候得共別戸相立候坂候。付御連中

伊藤栄三郎  
左金吾

一 顧之上英記跡、相加入相成候事

伊藤栄三郎  
左金吾

一 明治廿二年旧十月四日

相過候事

伏谷金右衛門

伊

之吉

一明治二十一年十二月廿一日都古小源太病死  
之筋<sup>ノ</sup>手傳錢八金拾錢宛相定候事

但別謝。も在之候事

本会費協議上

左<sup>ニ</sup>確定<sup>シ</sup>

一玄米毫升

飯米

一金五錢

餅代

一但<sup>シ</sup>

又ハ飯米支出儀。疫。疾病。

又ハ如様事<sup>ヲ</sup>アツテ不出席シルモ

又ハ米丈<sup>ハ</sup>出来要シルモノトス

明治三十二年十月改メ

一亥亥武升金五錢

又ハ閑口慶治当前。節度中協議

上本会ノ会費。改革シ

一明治三十五年旧十一月五日草刈深之丞当前。點  
式連中目下<sup>ノ</sup>満足<sup>ノ</sup>論。当前。店舗素

僉約<sup>ノ</sup>旨<sup>シ</sup>ニ以左<sup>ニ</sup>確定<sup>シ</sup>

一午前九時攝

一吸物<sup>ヲ</sup>肴<sup>ヲ</sup>二種

一但<sup>シ</sup>酒宴終<sup>シ</sup>

一本膳<sup>ヲ</sup>大計<sup>ヲ</sup>千代口

一血半

一二汁

上生酒八升。確定

一明治卅九年旧拾月卅日長谷川忠人書

一御連中御諮詢上<sup>シ</sup>

前節改革<sup>ス</sup>

一出席午前十一時攝  
右時間至<sup>シ</sup>過半數出席<sup>シ</sup>上<sup>シ</sup>

直<sup>ニ</sup>本膳過事

一大正元年十月十四日旧御主人殿当前點<sup>シ</sup>  
田若様<sup>ヲ</sup>御見議<sup>シ</sup>對<sup>シ</sup>滿場一致

御贊同<sup>シ</sup>表<sup>シ</sup>左<sup>ニ</sup>通<sup>シ</sup>改革<sup>ス</sup>

一初着酒宴開<sup>シ</sup>出席上<sup>シ</sup>

於<sup>シ</sup>當渡<sup>シ</sup>了<sup>シ</sup>候事而<sup>シ</sup>御

本膳過<sup>シ</sup>退散<sup>シ</sup>候事

但<sup>シ</sup>酒宴間<sup>ノ</sup>補<sup>シ</sup>御飯<sup>ヲ</sup>出<sup>シ</sup>事

(二六二)(<sup>四</sup>×五六、七)





同年十月二日右同人

母右病死而病死

致候付右前同断

明治十六年正月十四日

伊東重治義母不

幸節相勤候事

伊東重治義父

明治十六年正月十四日

伊東重治義母不

幸節相勤候事

長谷川悟

瀧口運藏

伊藤英記

同歲十二月五日伊藤英記父

榮三郎病死之節相勤候事

伊東重治

今野貞治

中山折右衛門

伊東重治

今野新之丞

中山折右衛門

伊東重治

明治武治一年旧九月十一日

菊地重左衛門妻病死之節

相勤候事

中山折右衛門

相勤候事

今野新左衛門

明治二十三年旧十月朔日

一

三橋富治親病死之節

相勤候事

菊地重左衛門

佐々木義三郎

庄子深藏

相勤候事



御挨金<sup>（シナ）</sup>左ノ通<sup>（スル）</sup>

但明治十七年度寄合代之節相勤候事記

事體<sup>（シテ）</sup>事記<sup>（シキ）</sup>相勤候事約<sup>（シナシテ）</sup>金拾朱<sup>（シナシテ）</sup>手伝料五ツ場合<sup>（シナシテ）</sup>穴鑿<sup>（アラカシテ）</sup>後前其勤<sup>（シナシテ）</sup>相出ザル事<sup>（シナシテ）</sup>約<sup>（シナシテ）</sup>

一明治三十五年正月十八日

菊地重左衛門父死去<sup>（シナシテ）</sup>

黒相蜀候事

渡部兵吉

三橋徳治

瀬口忠四郎

明治三十五年正月廿七日

瀬口志津馬母死去<sup>（シナシテ）</sup>際

相勤候事

郷古澤之進

伏谷伊之吉

三橋龍

明治三十五年正月廿七日

瀬口志津馬母死去<sup>（シナシテ）</sup>際

相勤候事

郷古澤之進

伏谷伊之吉

三橋龍

明治三十五年正月廿七日

瀬口志津馬母死去<sup>（シナシテ）</sup>際

相勤候事

金拾三錢九り

満金

但今野新之丞當前之節

金拾三錢九り

但明治十六年度寄合代達

管付右金無次補金<sup>（シナシテ）</sup>一八金<sup>（シナシテ）</sup>五也

満金入

但明治十七年度寄合代之節相成候付入金候事

金四錢也

金満金

但明治廿年郷古小源太

當前之節をもて相勤候事同氏

正月

全金武拾錢六厘五毛

但明治二十年正月五日改メ

面<sup>（ミツル）</sup>

金木ノミ

三橋富治當前

之節淨瑞理代

不足付相拂

又ハ満金明治二十三年正月十一月

十一日渡部寛治御妻

死去ノ計答<sup>（シナシテ）</sup>遂<sup>（シナシテ）</sup>

明治三十五年正月廿七日

瀬口志津馬母死去<sup>（シナシテ）</sup>際

相勤候事

郷古澤之進

伏谷伊之吉

三橋龍

明治三十五年正月廿七日

瀬口志津馬母死去<sup>（シナシテ）</sup>際

相勤候事

金前武六厘

但渡部内次郎<sup>（シナシテ）</sup>明治

三十四年度契約相過候

其利子を以貸附候

金前武六厘

但明治十四年十月七日

金拾三錢六也

但御本家様被<sup>（シナシテ）</sup>之節

明治三十五年正月廿五日

開口源吉病死之際相勤

關口門治

候事

馬場軍平

伊東重治

最上左七郎

馬場軍平

伊東重治

瀬口惣吉

今野貞治

日露戰爭之際戰死節

伊藤左金吾

長谷川忠八

明治三十六年正月廿八日

廿日今野清四郎

義父新之丞病死

之節相勤候事

伊藤左金吾

長谷川忠八

明治三十六年正月廿九日

江口朝治

明治三十六年正月廿九日

中山吉左衛門

江口朝治祖父大進病

明治三十六年正月廿九日

庄子新太夫

明治三十六年正月廿九日

庄子新太夫

明治三十六年正月廿九日

庄子新太夫

明治三十六年正月廿九日

庄子新太夫

明治三十六年正月廿九日

明治三十六年正月廿九日

伊東武治

瀬口門治

草刈深之丞三男嘉蔵氏

征露戰地於病死際相勤

今野貞治

郷古東吉

中島孫吉

伊東武治

瀬口惣吉

開口晃治

江口朝治

明治三十九年正月廿九日

庄子新太夫

長谷川忠八

明治三十九年正月廿九日

江口朝治

明治三十九年正月廿九日

庄子新太夫

明治三十九年正月廿九日









( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

今野新之丞  
郷古小源太  
今野要七  
庄子深藏

佐々木儀三郎

瀧口敷吉

中山義吉

郷古愛之進

渡邊兵吉

菊地謙三郎

最上左七郎

鎌田源平

江口大通

草刈善吉

長谷川信郎

開口源吾

三橋富治

馬場勝衛

伊東武治

一病氣付不出席

伏谷伊之吉

中山折石衛門

瀧口榮治

瀧口五郎左衛門

初雪降。

淨理代金五拾錢也

葬儀ノ際  
道具擔任記

今野清四郎

鄉古東吉

今野貞治

佐々木運作

菊地重左衛門

龍口惣吉

渡部四二郎

謙田原平

閻  
日  
光

平軍禦馬

卷之三

卷之三

卷之二十一

伊東重治

長谷川忠介

伊東浦之助

龍口通志

中止書左衛

淹口志津馬



卷五





庄子忠孝

岸方相勤メ候事

相勤メ候事

候事

昭和六年旧六月二日

江口よしい死去之際

相勤候事

今野貞治

郷古玉治

江口進妻死亡之際

相勤候事

郷古玉治

中 山 中

相勤候事

郷古玉治

江 口 進

相勤候事

郷古玉治

草刈鍊

相勤候事

郷古玉治

最上長七郎

相勤め候事

郷古玉治

長谷川左右

相勤め候事

郷古玉治

江 口 朝

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 清

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 华 太

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 清

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 嘉 蔡

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 华 太

相勤め候事

郷古玉治

灌 口 朝 治

相勤め候事







草刈源藏

昭和十三年正月二十四日

榮培兄之即插即死

伊東昌之助

98  
基金積立人名  
(No. 00564)

2024

伊藤左金吾

一  
老門

卷之三〇•四二



今野専次郎

一、昭和拾年旧十月廿九日  
講ヲ過ス候事

三橋 薙

菊地只之助  
謙田猛

最上長七郎

渡辺円次郎

草刈 錠

昭和十一年十一月十八日講  
ヲ相過ス候事

開口晃治

中山 伸

三橋嘉蔵

淹口隼太

今野専次郎

佐々木運作

淹口清

庄子忠孝

淹山長七郎

淹口半四郎

淹口清

佐々木運作

淹口清

庄子忠孝

伊東昌右衛門

菊地只之助

馬場直右衛門

鎌田 猛

長谷川左右

郷古丑之進

伊東清之助

草刈 錦

計武拾四人

江口朝治

伊東清之助

今野専次郎

(三)(三)(一) 次×一三(一)(B)

郷古玉治

講ヲ過ス候事

江口朝治

三橋嘉蔵

今野専次郎

馬場直右衛門

郷古玉治

一、昭和六年十一月二拾弐日

江口朝治

(旧十月十四日)

今野専次郎

講ヲ過ス候事

郷古丑之進

長谷川左右

江口朝治

一、昭和八年旧十月九日

今野専次郎

講ヲ過シ候事

郷古玉治

一、昭和九年度凶作三付

郷古丑之進

延期ス

清和契約會規約

清和契約会規約

No. 00566

三 会計ハ役員會議ノ上会計

九

四 協議員八会計上ノ諸帳簿及金錢ノ出納

監査ハ勿論本会ニ關スル庶務ヲ整理シ且繫急ヲ要スル事項ハ会員二代リテ決議スルコトアル

二頭リ置クモノトス

但相当ノ保証ヲ入ルル者

貸付ケラスアントラ得

之ヲ許可ス

西當時ノ基本金ヲ本会員數ニテ除シタル額

卷之三

第七條 本会員ニシテ退会セルモノニ対シテハ基本金

**第八條** 本會員死亡ノ場合ハ相続者其ノ權利義務

務ヲ繼承スルモノトス

但林綱右衛門は元金剛院の道臣三兄弟の前ハ  
ザル場合ハ其ノ親縁者ヲシテ之三弟ハシム

第九條 本会員ハ基本ノ権利ヲ他人ニ譲与スルコト

二〇六

一、総会二列スルコト

卷之三

ヲ行フモノトス

イ、埋葬用具ノ作り方

開キ其ノ会場ハ會員ノ宅ヲ順番ニ充ツルモノトス  
但必要ニ応ジテ臨時総会ヲ開クコトアルベシ

第一條	規約	清和契約会規約
本公司ハ清和契約会ト称シ天童家ヲ		
		第三條 本会ニ左ノ役員ヲ置キ会長以外ハ選挙 ス其ノ任期ハ四ヶ年トス
	後、再選ハサマタケナイ	

規約  
第一條 本会ハ清和契約会ト称シ天童家ヲ

中心トシタル旧家臣ヲ以テ組織シ報本反始ノ精申ニテ会員ノ团體及観空ヲ厚ウスレ

ノイテ目的トス

第二條 本会ノ目的ヲ達セんが爲め一回総会ヲ

二、副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アル時ニハ

口、昇方（二名）

ハ、穴船（二名）

三、災害時ニ付スル手伝

第十一條 本会員ハ四名ゾツ以テ当相手ヲアリ其ノ一人

二当リタル当前ノ事項ハ互ニ協力シテ遂行スルコト

第十二條 当前ハ総会ノ商本会ノ書類入箱ヲ受取リ

タル時ヨリ次ノ総会ヲ了シ書類入箱ヲ次ノ会員

ニ譲リ渡ス時マデトス

第十三條 当前ノ会員ハ左ノ事項ヲ行フ

一、総会ノ場合

イ、会場ノ準備

ロ、總会員ニ対スル膳部ノ準備

ハ、三日前總会ノ期日ヲ報告スルコト

二、会員死亡ノ場合

会員及其ノ家族ノ死亡ノ際ハ死亡者ノ氏

名及埋葬ノ日時ヲ報知シ且備儀準備

ノ為集合スル時間ヲ予告スルコト

三、臨時会議ノ会場ノ提供

四、会員ニ对スル前事項以外ノ統べテノ通知方

第十四條 本会員ハ基本金シテ年一回總会ノ時金

第十五條 本会員ハ各次ノ諸帳簿ヲ整理ノ上捺印シ置クモノトス

一、協議員  
会員當相手人名簿  
當方順番帳  
賸部定書帳  
會議錄

二、当前割当簿

掘方順番帳  
昇夫順番帳

議部定書帳

年度会計報告編  
記事録

規約

二、会計係

三、年度会計報告編  
会計簿

第十六條 会計ハ一年一回總会ノ時年度決算書

（前年旧十二月一日ヨリ当年旧十月末日迄ノ計算分）

第十七條 総会ニ於テ決議スベキ事項左ノ如シ

一、会則ノ訂正

二、役員ノ選挙

三、其ノ他

第十八條 本会員ハ前條ノ規約ヲ遵守シ後日

異議ナキ為捺印スルモノトス

昭和十二年旧十二月三日

開口晃治郎

三橋善四郎

三橋嘉蔵郎

草刈源蔵郎

馬場敏雄郎

伊東昌之助郎

伊東清之助郎

長谷川左右郎

中山定治郎

滝口勇四郎

一週間ヲ限り貸付ヲ為スコトヲ得

二、会員中不慮ノ灾害ニ遭ヒタル者アルトキハ本人

ノ申込ニヨリ当相手保証ニ依リ金五十円ヲ

限度トシ月拾田ニツキ利子五銭ノ割ヲ以テ

第五條ニ左ノ主項ヲ加フ

二、会員中不慮ノ灾害ニ遭ヒタル者アルトキハ本人

ノ申込ニヨリ当相手保証ニ依リ金五十円ヲ

限度トシ月拾田ニツキ利子五銭ノ割ヲ以テ

一週間ヲ限り貸付ヲ為スコトヲ得

三、百円ノ準備金ヲ置クコト

（一四・五〇×一六・七四）

庄子忠孝郎

瀧口半四郎

郷古庄之進郎

菊地只之助郎

瀧口隼太郎

渡辺長十郎

鎌田盛郎

江口進徳

三、本年度当前ヨリ看費トシテ一人前金壹円玉拾銀

ノ各会員ノ出費セル看料ヲ全廃スルコト  
ゾツ会員数ダケ契約会賄金ヨリ出費シテ從来

菊地只之助

昭和十二年十二月

# 會議錄

## 清和契約會



四、從來酒八升ヲ五升ニ改ムコト  
ノ各会員ノ出費セル看料ヲ全廃スルコト

昭和十四年九月十八日

一、壇方、泉方ニ於テ其ノ番ニ当リ実施ゼザ  
ル時ハ次ニ於テ施行スルコト

昭和十四年十一月十二日

一、基金トシテ毎年金五拾錢ヲ積立ルコト  
ヲ決議ス

昭和十六年十一月二十九日伊東きよじ当前ノ際役員滿期ニ  
付同役員ノ改選ヲ諸リタルニ馬場敏雄氏ノ發言ニヨリ役員  
ノ選挙ヲ省略シ向一期間各役員ノ重任セラレントヲ動議

アリタルニ会員一同ノ賛成アリ動議成立シ役員全員ノ  
留任ト決定セリ

昭和十七年十一月 日總会ニ於テ本会基金  
ノ貸付利率年老割ヲ昭和十八年度ヨリ

年六分ニ引下ゲ貸付クルコトニ決定ス

昭和十八年十一月廿一日議決事項

一、鮭ノ求メ方至難ノ時ハ他ノ魚ヲ以テ代フルコト  
二、酒ハ全會員ヨリ二合ツツ集メテ總会ニ充テルコト  
ヲ得

昭和二十年十一月廿日滝口修二君当前總会ニテ

本会ノ役員滿期ニ付其改選ト並ニ滝口半四郎

郷古丑之進両協議員ノ死亡後欠員トナリ居ル

二、役員ノ選挙決定左ノ通り

滝口隼太当前ノ際左ノ事項ヲ議決ス

一、当契約会ノ規約制定ノ必要ヲ認メ会員一同ニテ  
之ヲ審議決定セリ

昭和十二年旧十一月三日

會議錄

清和契約會

昭和十二年十二月

三字  
抹正  
株式  
会社  
協議員  
郷古玉治  
滝口半四郎  
中 山 定 治  
副 会 長  
会 計  
滝 口 隼 太  
郷 古 丑 之 進  
関 口 犀 治

江口進殿当前ニ於テ決議事項

早方堺方當番タリシモ當日事項アリタル

場合ハ次ノ番ニ繰合セルコト

昭和二十四年十一月四日郷古茂殿ノ当前

総会ニ於テ決議シタル事項左ノ如シ

会計中山定治氏死亡ニヨリ其後任トシテ開

口晃治氏ヲ満場一致ヲ以テ選任セリ

但シ事情ニヨリ延期スルコト

割トシ期間ヲ三ヶ月トスルコト

但シ事情ニヨリ延期スルコト

昭和二十五年十一月廿六日中山忠一右当

前ノ際協議決議事項左ノ如シ

昭和二十二年十一月廿一日今野今治氏當

前總会ニ於テ協議々決事項左ノ如シ

一、次期總会ヨリ賄フ餅ニ変更スルコト

但シ各自餅白米壹升ツツク出シシコト

一、昭和二十三年度ヨリ積立金ヲ拾円ツツクスルコト

一、總会ニ於ケル賄方ノ変更ニヨリ即チ酒並

ニ肴ノ全廐ニ伴ヒ会ヨリ補助金式

武百円宛積立つる事

昭和二十七年十一月十八日伊東昌之助君当前の際總会

に於テ協議決議事項左の如シ

一、本会役員満期に付き其後任者選出方法

を如何にすべきやを語りたるに馬場敏雄氏

一、昭和廿三年十一月十四日

以上

拾四円ヲモ停止ス

其補充ヲモナシベキ旨ヲ諾リタルニ会員タル江口

進氏ノ動議アリ本会ノ規約ニヨリ役員ノ改選ハ選舉

ニ俟ツベキモノナルモ現役員一同ハ何レモ適任者ナルヲ以テ

選舉ヲ省略シテ其儘留任トセラレタキコト又次ニ協議

員ノ補充ハ流口郷古兩氏ノ相續人タル流口修一

郷古茂兩君ヲシテ最適任者デモアルカラ欠員ノ協

議員トシテ舉ゲタキ意見ノ陳述アリタルトコロ全員ノ

賛成アリテ真ニ動議成立シタルヲ以テ役員一同ノ留

任協議員ノ補充トシテハ流口修一郷古茂兩君ト

決定セリ

昭和二十一年十一月二日菊地只之助氏

當前ノ總会ニ於テ協議々決事項

三、本年度ニ於テ唐銀壱丁トスコープ

壱丁ヲ準備スルコト

昭和二十五年十一月廿六日中山忠一右当

前ノ際協議決議事項左ノ如シ

一、本公司中に於て不時の不幸を招きたる際

若しも基金の融資を請わる場合山を

慮り其資に充当する目的にて先為其當り

老萬円程度位ハ基本金蓄積の可否を

語りたるに前場異議なく賛成し之を承

認決定セリ

但シ明年昭和二十六年度及同二十七年度の

武ヶ年に涉り会員一人ニ付一年老回に金

208

は本会の規約によれば選舉にすべきであるも前例もあるので選舉を省略して推薦にして

決定したき旨を述べたのに満場異議なく賛成したるも三橋富市氏ハ之に対し副会長

其儘として  
会計協議員三名の内老名淹口修二氏脱

会したるにより其代りに馬場敏雄氏を推薦

したいと述べた全員同意之に決定した

副会長会計協議員氏名左の如し

一、副会長鎌田猛 会計淹口隼太

協議員菊地只之助 同 馬場敏雄

同 淹口勇四郎

昭和二十七年十一月十六日閑口勇治君当前總

会に於て協議決議事項左の如し

一、昭和廿八年十一月廿三日草刈長治君当前總会に於て

昨年より本年度武ヶ年間本会の決議に基き本總会員中不幸の際融資を目的とする基金として老萬

円の蓄積したるも充分と云ふを得ざる感があるので

当該年度より引き続き武ヶ年同上資金武萬円に

達する様會員一人一回武百円宛積立する案を提

出し其可否を諮りたる所満場異議なく之に賛成したるを以て明二十九年度より実行する事に決定

せり

昭和三十年十一月二十七日三橋豊治君当前總会に於て

前年度通り年一回武百円宛積立つる

事に全員賛成し之に決定せり

昭和三十一年十二月一日馬場敏雄君当前總会に於て三橋豊治氏の動議により從来貯蓄しツツアル基金ヲ本年度限りトシテ打切ラテハドうかとの

意見の開陳がありたるにより右議題として審議せしに昭和三十二年度支本年度同様一人金武百円宛蓄積する事爾後中止しる事に多数賛成ありたるにより決定せり

以上決議す





今野尊治郎殿ノ埋葬



午後一時集合 同三時出棺	午前七時集合 同拾時出棺	午後一時集合 同三時出棺	午後一時集合 同三時出棺
堀方 佐々木運作 菊地丹下	堀方 郡古玉治 渡口半四郎	堀方 今野今治	堀方 今野順藏
伊東清之助殿ノ埋葬	伊東清之助殿ノ埋葬	伊東清之助	伊東清之助
昭和十三年七月二十六日	昭和十三年十一月二十日	昭和十三年十一月二十日	昭和十三年十一月二十日
瀧口半四郎殿埋葬	瀧口勇四郎	瀧口勇四郎	瀧口勇四郎
堀方	堀方	堀方	堀方
昇方	昇方	昇方	昇方
馬場敏雄	伊東昌之助	伊東昌之助	伊東昌之助
長谷川左右	鎌田猛	鎌田猛	鎌田猛
堀方	堀方	堀方	堀方
馬場敏雄	火葬ノ為子シ	火葬ノ為子シ	火葬ノ為子シ
江口進	瀧口隼太	瀧口隼太	瀧口隼太
正午十二時集合午后三時出棺	昭和十四年九月十八日	昭和十四年九月十八日	昭和十四年九月十八日
堀方	草刈源藏	草刈源藏	草刈源藏
昇方	三橋蔵	三橋蔵	三橋蔵
庄子忠孝	中野定治	中野定治	中野定治
堀古丑之進	今野順藏	今野順藏	今野順藏
全十三年四月七日（旧三月七日）	昭和十四年九月十一日	昭和十四年九月十一日	昭和十四年九月十一日
江口進氏ノ弟末二殿ノ埋葬	堀古玉治殿ノ母堂ノ埋葬	堀古玉治殿ノ母堂ノ埋葬	堀古玉治殿ノ母堂ノ埋葬
午前八時集合全一時出棺	堀方	堀方	堀方
堀ノ禮ヲ以テ告別式ヲ舉行	昇方	昇方	昇方
親一殿ハ昭和十二年ノ日支事變二出征北支ニテ名譽ノ	馬場敏雄	馬場敏雄	馬場敏雄
戰死シセラル	江口進	江口進	江口進
全十三年四月廿四日	昭和十四年四月廿五日	昭和十四年四月廿五日	昭和十四年四月廿五日
堀地丹下氏ノ母堂ノ埋葬	草刈源藏殿ノ埋葬	草刈源藏殿ノ埋葬	草刈源藏殿ノ埋葬
午前八時集合全一時出棺	堀方	堀方	堀方
堀地丹下氏ノ母堂ノ埋葬	昇方	昇方	昇方
午前八時集合全一時出棺	堀古丑之進	堀古丑之進	堀古丑之進
堀古丑之進	江口進	江口進	江口進
全十三年五月二十七日	昭和十五年五月二十七日	昭和十五年五月二十七日	昭和十五年五月二十七日
堀方	堀方	堀方	堀方
昇方	昇方	昇方	昇方
堀古丑之進	堀古丑之進	堀古丑之進	堀古丑之進



佐々木運作殿ノ埋葬

同日午前十二時出棺

瀧口勇四郎  
瀧口修二

渡部長次郎

昭和廿二年十二月十八日

菊地丹下殿ノ埋葬  
全日午前十一時出棺

梶方

三橋嘉蔵  
草刈みよ

昇方

菊地只之助  
郷古玉治

梶方

伊東延吉

午前十時出棺

伊東延吉



佐々木正治  
菊地喜久治  
景方  
な」

4.4. 1.1. 16

規約一部改正

1. 4・5年度ヨリ解約・移動契約トス
2. 会費1人1,500円トシ
3. 当相手1週間前ニ集金ノコト
4. 利子分2,500円補助ス

5.0. 1.1. 24

馬鹿にて何年の通り總会行フ  
鷗口忠雄氏親会ヲ報告ス

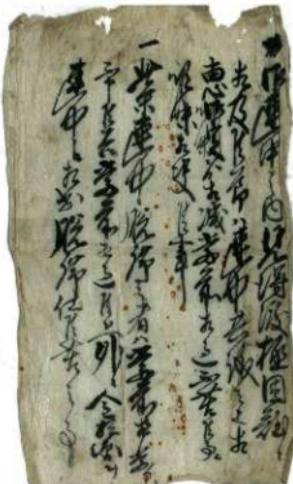
總会ニ於テ觀会者ニハ分配金ヲ支払ハヌコト全員異議ナイ事  
決議ス

書名印 江口幹雄㊞  
佐々木正二㊞

(1)(1)(1)(1)(1) × 1 長×1 (1)







(二四・八cm × 一四・七cm)

一 御連中之内見得渡極國郡ニ  
相及候節ハ連中其儀之上相

惠御定より相減当前相過不苦候事ニ

吟味相決候事

一 此末連中脱席之者ハ当前相当ヨリ  
不申候共当前相過候上外ニ金拾円ヲ  
連中正相出脱席仕候等之事

一 茶座中脱席者筆者  
辛甚失禮不可也トヨリ別々念寄  
席中お坐候候事

一右多右衛門義當年<sup>も</sup>引統病氣<sup>ニ</sup>付御吟味之上白米壹升  
料理代百文支出候之事但<sup>し</sup>白米壹升之代百文

ノ代武百文

外二

壹年分代武百三拾文

式ヶ年分合百三拾文

右此御連中御吟味之上淨瑞理代<sup>江</sup>相廻候事

一右多右衛門義當年<sup>も</sup>引統病氣<sup>ニ</sup>付前々通

白米壹升分此代九拾文料理代百文取合百九拾文  
親類三橋富治方より相出右代淨瑞理代共相廻候事

文久西元年十月十日

一右多右衛門義當年<sup>も</sup>病氣之處被去當年之義八

當相手<sup>ニ</sup>付酒米其番相出候事<sup>ニ</sup>連中一統吟

味之上相除候事

文久二戊年十月三日 菊地進当前改之



番号	管理番号	名 称	掲載ページ
<b>知行關係</b>			
1	00512	伊達忠宗頒知黒印狀	7
2	00513	伊達允千代頒知黒印狀	8
3	00649	知行目錄	9
4	00514	伊達允千代頒知黒印狀	11
5	00650	知行目錄	12
6	00533	伊達綱村頒知朱印狀封上書	13
7	00515	伊達綱村頒知朱印狀	14
8	00534	伊達綱村頒知朱印狀封上書	15
9	00516	伊達綱村頒知朱印狀	16
10	00535	伊達吉村頒知朱印狀封上書	17
11	00517	伊達吉村頒知朱印狀	18
12	00518	知行目錄	19
13	00519	伊達宗村頒知朱印狀	20
14	00520	知行目錄	21
15	00537	伊達重村頒知朱印狀封上書	22
16	00521	伊達重村頒知朱印狀	23
17	00522	知行目錄	24
18	00523	伊達齊村頒知朱印狀	25
19	00524	知行目錄	26
20	00525	伊達齊宗頒知朱印狀	27
21	00526	知行目錄	28
22	00527	伊達齊義頒知朱印狀	29
23	00528	知行目錄	30
24	00529	伊達齊利頒知朱印狀	31
25	00530	知行目錄	32
26	00531	伊達慶邦頒知朱印狀	33
27	00532	知行目錄	34
28	00536	知行目錄封上書	35
29	00538	頒知朱印狀封上書	35
30	00546	宮城郡八郎山天童光祖數ならびに一家 中・足輕屋敷給園	37・38
31	00545	謝風土記	39
<b>支配關係</b>			
32	00594	平賀諸役勘定目録断簡	71
33	00595	平賀諸役勘定目録断簡	72
34	00596	平賀諸役勘定目録断簡	73
35	00598	平賀諸役勘定目録断簡	74
36	00606	平賀諸役勘定目録断簡	75
<b>勤役關係</b>			
37	00541	伊達安芸より天童将刀向書状	81
38	00543	天童等刀より高柳柳左衛門宛書状	83
39	00539	天童家小旗轄之紋	83
40	00646	弧印	87
41	00540	天童家大馬印・小馬印	88
42	00599	留守居方御領断簡	89
43	00574	留守居方御領断簡	90
44	00578	留守居方御領断簡	92
45	00579	留守居方御領断簡	93
46	00587	留守居方御領断簡	94
47	00605	留守居方御領断簡	95
48	00608	留守居方御領断簡	96
49	00577	留守居方御領断簡	97
50	00589	留守居方御領断簡	98
51	00590	留守居方御領断簡	99
52	00591	留守居方御領断簡	100
53	00601	留守居方御領断簡	101
54	00573	留守居方御領断簡	102
55	00576	留守居方御領断簡	103

番号	管理番号	名 称	掲載ページ
56	00572	留守居方御領断簡	104
57	00600	留守居方御領断簡	105
58	00588	留守居方御領断簡	106
59	00575	留守居方御領断簡	107
60	00593	留守居方御領断簡	109
61	00587	留守居方御領断簡	111
62	00602	留守居方御領断簡	112
63	00581	留守居方御領断簡	113
64	00582	留守居方御領断簡	114
65	00583	留守居方御領断簡	115
66	00584	留守居方御領断簡	117
67	00586	留守居方御領断簡	118
68	00603	留守居方御領断簡	119
69	00585	留守居方御領断簡	120
70	00571	留守居方御領断簡	121
<b>文化關係</b>			
71	00548	喜太郎船岱大明神之社歴	125
72	00549	磯船松	126
73	00541	伊達政宗より桑折治部大輔宗長寄書状	139
74	00542	伊達政宗より桑折越后守 <del>ヨウコウ</del> 完消息	140
75	00550	伊達吉村和歌	141
76	00551	黄木庵癡書	142
77	00547	宮城郡八郎村下地鐵守地圖	143
<b>納稅・公金關係など</b>			
78	00597	地租・奉一字断簡	147
79	00604	地租・奉一字断簡	148
80	00607	地租・奉一字断簡	149
81	00609	姓名断簡	150
<b>中世文書</b>			
82	00631	口宜案	153
83	00640	口宜案	155
84	00688	相馬盛胤・義胤連署状写力	156
85	00670	貞山様御白筆御書之字	158
<b>契約關係</b>			
86	00552	念仏講契約人帳帳	163
87	00553	念仏講契約人數井定帳	166
88	00554	穴掘かづき前御連縛	169
89	00555	穴掘前かづき前取合三人つ・筆頭より 指定社事	173
90	00556	穴掘小堀き前連合付譲帳	174
91	00557	契約御定帳	177
92	00558	契約御定帳	180
93	00559	穴掘小堀き前連合期帳	184
94	00560	会計簿力	190
95	00561	契約講關係	194
96	00562	死去者昇大願番帳	195
97	00563	六報順番帳	198
98	00564	基金權立人名	202
99	00565	契約人名簿	203
100	00566	清和契約会規約	205
101	00567	会議錄(清和契約会)	207
102	00568	当手相手當割當人名簿(清和契約会)	210
103	00569	記事錄(清和契約会)	212
104	00570	駕方算天童番帳	215
105	01333	契約講關係	219
106	01334	契約講關係	220

## 掲載史料一覧

多賀城市文化財調査報告書第一一三集

# 天童家文書 I

平成二五年三月二二日発行

## 編集

多賀城市教育委員会

〒九八五・八五三一

宮城県多賀城市中央一丁目一番一号

## 発行

宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会

## 印刷

今野印刷株式会社

〒九八四・〇〇一

## 宮城県仙台市若林区六丁の目西町二〇一〇

本報告書は、平成24年度「文化厅 文化遺産を活かした観光振興、  
地域活性化事業」で作成したもののです。